多重債務者相談の手引き

～「頼りになる」相談窓口を目指して～

平成２３年８月

金融庁・消費者庁

はじめに

＜相談を受ける方の心構え＞

○　相談者は、地方公共団体の窓口を最後の頼みの綱として訪問します。
○　相談の基本は「話を聴く」こと。「頼りになる」窓口であることを示し、相談者に「安心して」話してもらうことが重要です。
○　相談内容を整理して担当部門・部署や専門家につないでいくというコーディネートが最大のミッションです。
○　決して難しい法律知識は必要ありません。

１．相談者が来訪したら

【相談者を安心させましょう】

（１）相談者は日々の取立てや資金繰りのため、極度の疲労状態にあります。
「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、安心させます。

※ 借金の原因がいかなるものであれ、相談者を責めないようにしましょう。過去を責めても借金問題は解決せず、かえって相談者は心を閉ざしてしまいます。

（２）債務整理を弁護士・司法書士が受任し、貸金業者にその旨の通知をすれば、取立てが止まることを伝えます。

（３）相談内容は相談者の了承を得ない限り外部に漏れないことを伝えます。

【借金の状況を整理しましょう】

（４）相談者のプロフィール（年齢、年収、家族構成等）や借金の状況について相談カードなどにまとめていきます。

２．債務整理方法の提示

～ 相談者の借金が多額となり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合 ～

【債務整理の方法を伝えましょう】

（１）債務整理の４つの方法を伝えます。

※　相談者が債務整理の方法のイメージを掴めれば十分です。

①　任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。）

②　特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。）

③　個人版民事再生（裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。）

④　自己破産（裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます。）

（２）いずれの方法を選択するかは、相談者自身が弁護士等と相談して決めます。その事前準備として①～④の基礎的情報を伝えるものです。

（３）その際、利息制限法への引き直し計算によって、借金が大幅に減額する可能性があることも伝えます。

３．専門家等との連携

【専門家等へ連絡し、面談の予約をしましょう】

（１）具体的な債務整理の手続きは、多くの場合、弁護士・司法書士の手助けが必要となります。ここまでの相談内容を踏まえ、地元の弁護士・司法書士に職員（相談員）自ら連絡し、職員（相談員）自ら面談の予約をします。

※　相談者にとっては弁護士・司法書士の敷居は高く、連絡先を教えるだけではなかなか訪問できないためです。

（２）その際、相談カード等をもとに弁護士・司法書士に相談者の状況を簡単に説明し、相談者に相談カード等を持参して弁護士・司法書士を訪れるよう促します。さらに、必要な場合には、相談者に同行し、弁護士・司法書士との相談に同席します。

※　あらかじめ相談者から個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておくと情報共有が円滑に進みます。

（３）その後、弁護士・司法書士と連絡をとり、相談者の債務整理の状況を確認します。

【相談者がメンタルヘルスの健康の問題を抱えている場合には、その専門家と連携して、借金問題と併せて解決していきましょう】

【生活再建に向け、関係部門等に連絡しましょう】

（１）債務整理の終了後、相談者の生活再建に向け、地方公共団体内部の担当部門・部署や外部機関・団体と連携して対応します。職員（相談員）自ら担当者等に連絡し、対応を依頼します。

（２）その後も担当者等と連絡をとり、相談者の状況を把握します。

＜関係部門等の担当者の心構え＞

○　多重債務問題は、多重債務者相談窓口のコーディネート機能と、当該窓口と関係部門等とのネットワークにより、全体で連携して解決にあたる必要があります。

○　特に、再び多重債務問題を抱えないように、相談者の生活再建を進めていくにあたっては、関係部門等の取組みが重要になります。

４．早期発見・早期対応

【早期発見・早期対応に努めましょう】

（１）多重債務問題は早期発見・早期対応が早期解決につながります。日々の業務の中で多重債務問題を抱えていると見受けられる方を発見した場合には、多重債務者相談窓口を紹介します。

（２）多重債務者相談窓口の職員（相談員）に連絡し、相談者の状況を伝えます。

５．多重債務者相談窓口との連携

【多重債務者相談窓口と緊密な連携をとりましょう】

（１）多重債務者相談窓口から照会や対応依頼があった場合には、相談員（職員）から相談者の状況を聞いて対応します。

（２）対応状況について、適時、多重債務者相談窓口の担当職員（相談員）に伝えます。

この手引きの読み進め方

この手引きは、主に、地方公共団体の多重債務者相談窓口で相談業務に携わる職員や相談員の方々と、地方公共団体の担当部門・部署の職員の方々を対象としています。

多重債務者相談窓口で相談業務に携わる職員や相談員の方

＜＜ 基本的な取組み ＞＞

① 相談者が来訪した場合や電話で相談をした場合、「相談対応の流れ」を参考に、相談カードを利用して相談者の借金の状況などを把握し、債務整理の概要の説明を行い、法律専門家につなぎます。（Ｐ１３～Ｐ３１）

② 法律専門家につないだ後も法律専門家と連携し、相談者の状況を把握します。（Ｐ３２～Ｐ３３）

＜＜ 応用的な取組み ＞＞

① 相談者の生活再建に向け、相談者の状況に応じ、セーフティネット貸付け等の関係部門等と連携していきます。（Ｐ３４～Ｐ４１）

② 相談者がメンタルヘルスの問題を抱え、そのケアが必要と思われる場合は、専門家につなぎ、必要に応じてその後の状況を把握します。（Ｐ４４～Ｐ４８）

③ 相談者がヤミ金等の被害に遭われている場合には、警察等につなぎ、その後の状況を把握します。（Ｐ４９～Ｐ５３）

＜＜ さらなる取組み ＞＞

○ 上記の「基本的な取組み」や「応用的な取組み」を行った上で、相談者の生活再建に向け、さらなる支援を考える場合には、「家計管理」を相談者に勧め、継続的に支援を行っていきます。（Ｐ７４～Ｐ９０）

担当部門・部署の職員の方

① 日々の業務の中で、多重債務者の発見に努めるとともに、適切に多重債務者を多重債務者相談窓口に紹介します。（Ｐ９１～Ｐ１０３）

② 多重債務者相談窓口と連携して多重債務者の生活再建を図ります。（Ｐ９１～Ｐ１０３）

多重債務者相談の手引き

目　次

Ⅰ．相談を受ける方へ

【基本編】

○ 多重債務問題を巡る状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　6
○ 相談業務の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　9
○ 相談対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　13
○ コラム（事業者からの多重債務相談）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　21
○ 債務整理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　22
○ 専門家へ引き継いだ後の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　32

【応用編】

○ 生活再建のためのセーフティネット貸付け等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　34
○ 生活保護制度等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　42
○ 心の問題・心のケアへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　44
○ クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法・ P.　49
○ 債務整理の知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　54

【さらなる取組み　～家計管理～】

○ 家計管理の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　74
○ 基本編（家計管理の方法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　76
○ 応用編（ライフプランの構築）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　78
○ 取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　83

Ⅱ．関係部門等の職員の方へ

○ 関係部門等における多重債務問題の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　91
○ 関係部門等における対応の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.　93
○ 関係部門等と多重債務者相談窓口との連携による対応・・・・・・・・・ P.　94
○ コラム（関係部門等と多重債務者相談窓口の連携のエピソード）・・ P.　97
○ （参考1）多重債務者相談における税務情報の活用について・・・・ P. 100
○ （参考2）多重債務者相談の早わかり解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 104

Ⅲ．多重債務者相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例

奄美市、野洲市、岩手県（信用生協）の先進事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 107

Ⅳ．共通の参考資料

○ 貸金業法等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 114
○ 連絡先リストの様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 117
○ 関係機関・関係団体の連絡先一覧（全国版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 118

Ⅴ．最後に P. 168

Ⅰ．相談を受ける方へ

【基本編】

多重債務問題を巡る状況

貸金業法等の改正

我が国における消費者金融の利用者は、平成18年には1000万人を超え、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加及び多重債務を原因とする自殺などが深刻な社会問題化しました。

「多重債務者」（従来は、複数の消費者金融等から借入れを行い、債務が膨らんでいた者が多かったことから、複数債務を抱える債務者を「多重債務者」と呼び、その対策が講じられてきた。現在では、消費者金融等からの借入れのほか、現下の厳しい経済情勢における収入減などの理由から、返しきれない債務を抱える債務者も多く、このような方たちも含めて「多重債務者」と総称している。）は、借金の問題以外にも種々の問題を抱えており、その中でも代表的なものとして失業・低所得等の貧困問題が挙げられます。したがって、多重債務問題の解決に向けた取組みは、貧困問題への対策でもあり、社会的に重要な取組みの一つと言えます。また、我が国の年間自殺者数における「多重債務」を原因とする者の数は、平成 22 年において、31,690 人中、1,306 人を占めており、多重債務者対策は、自殺対策の一部を担う重要な取組みとなっています。特に、当事者がメンタルヘルスの問題等を抱え、利用できる支援が乏しい場合には、自殺対策としての大きな意義を持ちます。

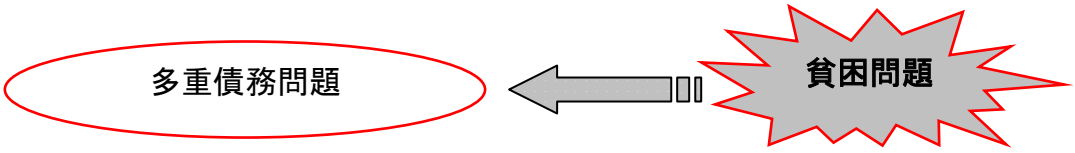

多重債務問題に対応するため、政府は、平成18年、多重債務の原因となる高金利の是正や、借りすぎ防止のため、年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入等、貸金業法の改正等を行いました。

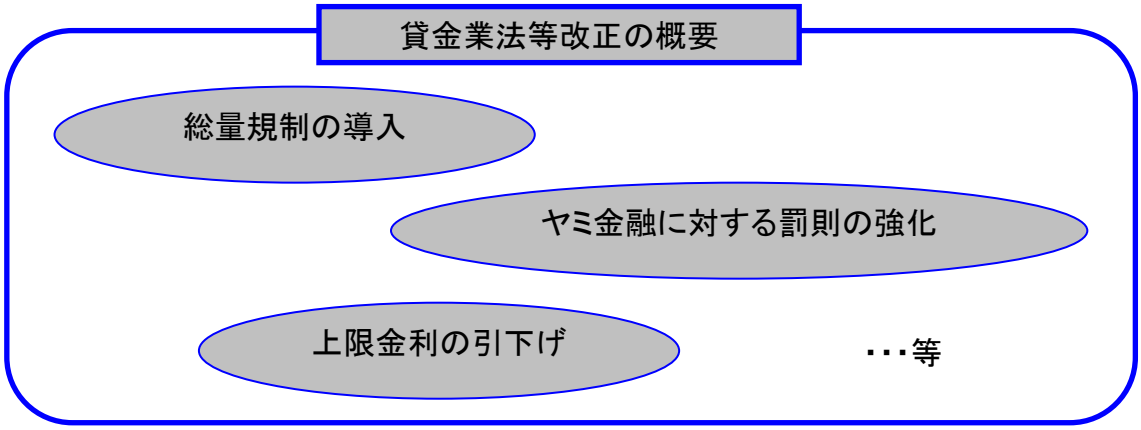

貸金業法改正（平成22年6月18日に完全に実施されました）等により、状況に一定の改善がみられており、多重債務者の新たな発生の抑制も期待されているところです（*参考資料「貸金業法等の概要」参照*）。

一方で、引き続き、多重債務問題に直面する多くの方々がいることも事実であり、このような方々に対する対策が重要となります。

これまで、多重債務者の多くは、借金の返済のために新たな借入れを繰り返し、窮状をしのいでいると言われていますが、今後は、このような、その場しのぎの借入れは難しくなります。

先ほど紹介した貸金業法改正により、総量規制に抵触する場合は、原則として、新たな借入れができなくなるため、債務者は、ついにはヤミ金融に手を出してしまうことも考えられます。一度ヤミ金融に手を出してしまうと、債務者はおろか家族の生活まで破壊されてしまい、多くの不幸を生み出すことになってしまうのです。

そのため、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口に導き、多重債務の問題の解決方法を見出し、さらには、再び多重債務に陥らないように、生活再建のための支援等を行うなど、総合的な多重債務者対策が極めて重要となります。

<u>多重債務者の状況</u>

多重債務者の多くは、次のような状態に置かれています。

借金の返済のための借金を繰り返し、状況を悪化させています。

日々の取立てに追われ、余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。
ヤミ金融に手を出してしまう人もいます。

誰に相談して良いか分からず、苦しみ、追いつめられ、自殺してしまう人もいます。

このように深刻な状況を伴う多重債務の問題は、早期に解決すべき問題なのです。

なお、多重債務の問題は、誰にでも起こり得る問題です。たとえば、医療費が払えない、今月の家賃が支払えない、今月の生活費が足りないといった、日常のちょっとしたきっかけから多重債務となってしまうのです。

多重債務者は、あなたの身近なところに存在し、１人で悩み、行き場を失っています。だからこそ、このような方々の身近にある相談窓口の役割は極めて重要なのです。

相談窓口での相談は、親身になって、まず、相談者の抱える現状把握に努め、相談者と一緒になって解決策を考え、法律専門家（弁護士、司法書士）や、セーフティネット制度の紹介、地方公共団体内での他部門との連携を図ることにより、多くの相談者が救われます。

相談は、悩み、行き場を失った相談者と直接対面する場です。相談者の置かれた状況・心理状態を受け止め、ちょっとした心配りをすることが、その後の円滑な債務整理や生活再建につながるものです。

この手引きは、相談者の話に耳を傾け、相談者の状況・心理状態を受け止め、適切な解決方法を示していくという観点から作成されています。

１人の相談者の相談に要する時間は３０分～１時間程度となる場合もあり、また、相談内容の深刻なものが殆どだと予想されますが、相談者にとっては、まず相談窓口を訪れることが、多重債務問題の解決の最初の糸口となるのです。時間をかけて、耳を傾け、相談者に寄り添いながら、一緒に解決策を考えていくことにより、多くの相談者が救われます。

相談業務の心構え

＜相談業務の心構え＞は、職員や相談員の相談にあたっての基本的な心構えであり、全ての職員や相談員の方々に理解していただきたい内容です。

【心構え：その1】
借金の問題は必ず解決できる問題です。
多重債務問題とその解決方法を理解しましょう。

1．多重債務問題を理解しましょう。

返済しきれない借金（多重債務）を抱えている方々の多くは、次のような状況に置かれています。

① 多重債務者は借金の返済のために借金を繰り返し、状況を悪化させています。
② 日々の取立てに追われ、次第に余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。
③ また、誰に相談して良いかも分からず、苦しんでいます。
④ それでも借金を返済しなければ、という思いに駆られてヤミ金に手を出してしまう人もいます（*最新の手口等については、【応用編】「クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法」参照*）。
⑤ 追いつめられた結果、自殺してしまう人もいます。

このため、多重債務の問題は早期に解決すべき問題なのです。

また、多重債務は、最初に医療費が払えない、今月の家賃が支払えない、今月の生活費が足りないといった、ちょっとしたきっかけで貸金業者から借金することから始まります。こうしたことは、誰にでも起こり得るのです。決して、一部の浪費家に限られたものではないのです。

行き場を失っている多重債務者にとっては、職員や相談員だけが頼りです。

2．解決方法を理解しましょう。

多重債務問題を解決するには、まずは「相談」です。それは、職員や相談員の適切な相談対応から始まります。相談者の状況を的確に把握し、専門家への引継ぎや、適切な制度の紹介などにより相談者を支えることになります（*【基本編】「相談対応の流れ」参照*）。

したがって、個々の相談者の事情に応じて、適切な解決への道を見つけることができるよう、様々な解決方法を理解することが大切です。

【心構え：その2】
相談者から信頼されることが解決への第一歩です。
「今から一緒に解決していきましょう」という姿勢が大切です。

1．頼れる相談窓口であることを相談者に伝えましょう。

借金を抱え心身共に疲労困憊の状態にある相談者に対し、「借りたお金は返すのが当たり前、返さない方が悪い」とか、「生活態度が悪いからだ」などと責めても何も始まりません。たとえ、借金の原因がギャンブルや飲食代等の遊興費であっても、職員や相談員がその原因を非難したところで何も解決しません。かえって相談者を相談窓口から遠ざけ、問題解決を困難にするだけです。

大切なのは、「今から一緒に解決していきましょう」という姿勢です。

まずは、職員や相談員が「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、相談者を安心させることです。これまで誰にも頼ることができなかった相談者が安心を得ることで、自らの借金問題に向き合うきっかけをつかむことができます。また、相談者が「頼りになる」と感じることで、職員や相談員に心を開くようになります。

ただし、職員や相談員は借金問題の解決や相談者の生活再建について１人で最後まで責任を負う必要はありません。なぜなら最終的な債務整理（*【基本編】「債務整理の概要」*、*【応用編】「債務整理の知識」参照*）や生活再建（*【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照*）には、弁護士や司法書士といった法律専門家や、他の部門・機関等の力が必要となるからです。

すなわち、相談を受ける職員や相談員は、相談者の不安感情を受け止めて心を落ち着かせるとともに、問題解決に向けて相談者が一歩踏み出すための動機を高めるといったメンタル面でのケアを行い、法律専門家や心の問題の専門家、社会福祉の担当部署などへの橋渡しを判断して実施する、問題解決におけるトータルコーディネーターとしての重要な役割を担っていると言えます。

そこで、他人事のような態度で接するのではなく、また、過重な責任を感じてすべてを引き受けようとするのでもなく、この手引きに記載されている手順にしたがって、相談者の相談内容を整理し、丁寧に法律専門家等に引き継ぐことを心がけてください。

2. 話を聴く姿勢を相談者に示しましょう。

相談の基本は相談者の声を「聴くこと」です。相談者の置かれている状況が明らかにならなければ、適切なアドバイスもできません。そのため相談者が安心して、心を開いて、自ら抱える借金や家族関係などを説明できる状況を作り出すことが何よりも重要となります。そのためにも「私はあなたの話を聴きます」という姿勢をはっきり示すことが大切です。

また、相談者から聞いた内容は、債務整理や生活再建を進めていく上でとても重要な情報です。相談カードを利用しながら丁寧に話を聞いていき、しっかりと整理しておきましょう。

3. 相談者の個人情報は決して外部に漏れないことを伝えましょう。

相談者の中には、地元の地方公共団体に相談することで、近隣住民に借金問題が知れ渡ることを心配し、なかなか相談に行けない方々もいます。

相談者に安心してもらうため、相談の冒頭で、弁護士や司法書士へ引き継ぐ際に相談者の了解を得て情報を伝える場合や、相談者の了解を得て生活保護を扱う福祉部局に引き継ぐ場合などを除いて、相談内容は外部に決して出ないことを伝えることが必要です。

職員や相談員は、各地方公共団体ごとに定められた個人情報の保護に関する条例の規定に基づいて、相談者の個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

【心構え：その3】
解決のためには相談者への関係者の支援が必要です。
専門家等の関係者と幅広く連携・協力しましょう。

1．相談者との会話

借金問題を抱えている相談者の多くは、経済的問題だけではなく、人間関係の問題や健康の問題などによる複合的な問題に悩まされ、心の問題を抱えている場合があります。このような問題の解決のためには、法律専門家だけではなく、様々な関係部門・関係機関、そして家族など、幅広い関係者の支援が不可欠です。

そこで、相談者がどのような問題を抱えているかを、職員や相談員が相談者との会話の中で把握に努め、適切に関係者につないでいくことが大切です。早期発見・早期対応で、一刻も早く相談者の過重な負担を軽減するためです。

特に、心の問題を抱えているように見受けられる相談者への対応は注意が必要です（*【応用編】「心の問題・心のケアへの対応」参照*）。まずは、しっかりと話を聴き、理解と共感に努め、ねぎらいの言葉などをかけながら相談者の気持ちに寄り添うようにしましょう。他方、「弱音を吐くな」などの叱責や、「しっかりしなさい」などの説教、「頑張って」などの励ましは、言ってはいけない台詞です。その後、心の問題の専門家がいる精神保健福祉センター等につなぎましょう。

2．日ごろからの専門家等との連携・協力

専門家等の関係者にスムーズにつなぐためには、常日頃ごろから、それら専門家等の方たちと、顔の見えるつながりを作っておくことが極めて重要になります。

職員や相談員の側から見た場合、専門家等の方たちをあまり知らなければ、その方たちとの細かな情報のやりとりがしづらく、通り一遍の紹介になりがちです。また、そのような紹介を受けた専門家等の側から見ると、詳細な状況が分からずに相談者の対応を行わざるを得ず、きめ細やかなケアができないということになります。さらに、相談者の側からすれば、たらい回しにされているという気持ちになり、不信感を募らせることになります。このような悪循環に陥らないためには、日ごろから、お互いの顔が見える関係を築いておくことが必要です。

また、職員や相談員にとっても、専門家等との顔の見える関係を通じたスムーズな連携・協力は、相談対応に対するモチベーションを高めます（*【基本編】「専門家へ引き継いだ後の連携」参照*）。

＊＊＊職員や相談員が困ったときは＊＊＊

職員や相談員がこの手引きを読んで、また、実際の相談を受けている段階で不明な点が出てくることも予想されます。その場合は、巻末の連絡先に掲載されている都道府県の消費者行政窓口または最寄りの財務局にお問い合わせ下さい。

相談対応の流れ（その1～相談方法の確認～）

はい、〇〇相談窓口です。お電話ありがとうございます。
何かお困りですか？　どのようなご相談ですか？

相談者が心の問題を抱えている可能性にも注意しましょう。
→「心の問題・心のケアへの対応」(P.44)参照。

借金の相談

借金以外の相談

電話での相談も受けておりますが、窓口までお越しいただけますか？
どちらにお住まいですか？

こちらは多重債務者専用の相談窓口となっております。担当につなぎますので、少々お待ちください（担当者へつなぐ）。

窓口相談希望

電話相談希望

＜相談日時の確認＞

予約は不要ですが、日時が決まっていればお聞かせ願えますか。（予約制となっています。〇月〇日は予約頂けます。）

＜相談時間の確認＞

電話での相談ですと、30分～1時間程度時間がかかることもありますがよろしいですか？

良い

電話代が無い

時間が無い

＜書類持参の依頼＞

当日は、借金が分かる書類をお持ちください。家計簿や借金を記した日記、メモ等はありませんか。

わかりました。もっとも、電話代がかさんでしまうといけませんので、こちらから折り返します。お名前と電話番号をお聞かせください。

こちらから折り返しますので、お名前と電話番号をお聞かせください。

分かりました。では時間のある時に改めてお電話頂くか、窓口へお越し下さい。次回のために、お名前と電話番号をお聞かせ願えますか。なお、窓口の電話番号は〇〇-〇〇〇〇です。

＜相談内容の説明＞

こちらの窓口では、借金の一覧の作成を助言させていただきます。
実際の引き直し計算等は、弁護士や司法書士などの専門家に相談していただくことになりますが、効率良くご相談頂くために、お手伝いさせていただきます。

相談者の状況把握へ

電話応対のポイント

電話応対の結果は、
① 面談の日程が入る、　② 電話のみで相談終了、
③ 先方より再度電話する、　④ 当方より電話する、
の４つのいずれかになります。

(1) 電話受付
① 多重債務相談以外の場合
② 多重債務相談の場合

→ 関係部門等へのつなぎ
○ 職員（相談員）が関係部門等の担当者に連絡して、相談者を引き継ぐ。

(2) 新規か再相談かの確認
① 再相談の場合
② 新規相談の場合

→ 前回の確認
① 相談者の名前・電話番号と前回の担当者名をお聞きする。
② 今回の相談内容をお聞きし、来訪を促す。
③ 来訪が困難な場合には、電話での相談を行う。

(3) 電話での応対
① 相談者の名前と電話番号をお聞きする。
② 丁寧にお話を聞いた上で、来訪を促す。
③ 来訪が困難な場合には、電話での相談を行う。

(4) 面談の案内
○ 面談が決まれば、面談日時を定め、場所を案内する。

相談対応の流れ（その2～相談者の状況把握～）

＜まず相談者を安心させましょう＞

それでは、これから具体的なご相談にはいっていきます。
まず、ここであなたから聞いた話については、あなたの了解を得ない限り、
外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。
また、**借金問題というものは、必ず解決できます**。ご苦労や不安があるかと思いますが、一つ一つ解決していきましょう。

相談者は日々の取り立てや資金繰りで極度の疲労状態にあります。相談窓口は、そのような相談者の拠り所ですので、決して責めず、まずは安心してもらいましょう。

＜相談者のプロフィールを聞きましょう＞

ではまず、お名前をフルネームで教えてください。
生年月日はいつになりますか。今年で何歳ですか。
いまお仕事はされていますか。何をされていますか。
年収はおいくらでしょうか。大体で結構です。
ご家族の構成も教えていただけますか。

聞き取りながら、相談カードに記入しましょう。

＜相談者の借金の状況を聞きましょう＞

では次に、〇〇さんの借金の状況についてお聞きしていきます。
借金のきっかけは何ですか
どこから借りていますか。
いつごろ、幾ら借りていますか。会社ごとに分かれば、会社ごとに教えてください。
1か月の生活費は大体いくらでしょうか
借金の返済はできていますか
（いつ頃から返済できていませんか）

相談カードに沿って、丁寧に正確に聞き取っていきましょう。

専門家への引継ぎへ

相談対応の流れ（その3～専門家への引継ぎ～）

相談者が・・
- ○ 生活が苦しいため借金が膨らんでしまった
- ○ 借金の返済をしていない
- ○ 借金の返済の目途もたたない
- ○ 地方税や住民税などの税金も支払っていない
- ○ 借金を抱えているため明日の生活も不安

・・・・という方の場合

これまでご事情をお伺いしてきましたが、借金を解決するためには、法的な手続を進める必要があります。そのためにも、専門家と相談してすすめていきましょう。

法的な手続には、大きく4つあります。

具体的には、①任意整理、②特定調停、③個人版民事再生、④自己破産です。

これらは、裁判所で行うか否か、どれぐらい返済できるか、貸し手は何社くらいか、によって、いずれの手続によるかが決まりますが、専門家の先生が判断されます。

よろしければ、これから○○弁護士会（司法書士会、○○法律事務所）に電話して、相談の予約をおとりしましょう。

また、今日、具体的に○○さんの生活状況や借金の状況を聞き、内容をまとめましたので、これを専門家との相談でも役立てたいと思いますが、構いませんか（情報を伝えることの同意）。

これからどうなるのか

どの法的手続によるかは、専門家が決めますが、大きくは4つの手続があります。手続には費用もかかりますが、専門家と良く相談し、解決方法を考えていきましょう。

費用はどれくらいかかるか

4つのどの手続によるかで変わりますが、例えば、③個人版民事再生や④自己破産は 30万～60万円程度かかります。①②はそこまでかからないでしょう。
（詳しくは P26 参照）

弁護士に払うお金がない

支払うお金がすぐに用意できなくても、解決する方法はあります。法テラスに無料法律相談を申し込み、そこで法律扶助制度も含め、相談していきましょう。

時間はどれくらいかかるか

4つのどの手続によるかで変わりますが、例えば、③個人版民事再生は1年程度、④自己破産は2ヶ月～半年程度かかります。①②はそこまでかからないでしょう。

4つの手続について具体的に知りたいと言われた場合

法的手続について、詳しい説明を求められた場合、適宜、次の説明を行ってください。

＜任意整理の説明＞

- ○ 裁判所を使わずに法律専門家に依頼して借金の解決を話し合う制度です。
- ○ 借金の総額が比較的少ない場合に適した手続です。
- ○ 所要期間は2～4ヶ月、費用は1社2万5000円程度ですが、専門家により、費用は異なります。
- ○ あなた自身で話し合いをすることもできますが、貸金業者を相手にしなければならず、専門家に依頼する方が話し合いが進みやすいでしょう。

＜個人版民事再生の説明＞

- ○ 裁判所を通す手続で、「民事再生」とは、「もう一度出直す」という意味です。
- ○ 借金の数や額が多く、複雑な場合で、定期的な収入がある場合に適した手続です。
- ○ 所要期間は1年程度、費用は30万～60万程度です。
- ○ 複雑な手続ですので、専門家に依頼することをお薦めします。
- ○ 詳しくは、専門家に相談して教えてもらいましょう。

＜特定調停の説明＞

- ○ 裁判所において、公正な立場の調停委員を介して借金の解決を話し合う制度です。
- ○ 借金をしている先（貸金業者）が少ない場合に適した手続です。
- ○ 所要期間は1～2ヶ月、費用は数千円程度です。
- ○ 専門家に依頼することなく、あなた自身が裁判所に調停の申立てを行うことができます。調停委員は公正な立場で考えてくれます。
- ○ 調停で決まった返済計画は、強制力がありますので、しっかり守る必要があります。

＜自己破産の説明＞

- ○ 裁判所を通じて、持っている資産をお金に換えて、返せるだけ返し、返せない部分の借金を免除してもらう手続です。
- ○ 返済の見込みがない場合に選択する手続です。
- ○ 所要期間は2ヶ月～半年程度、費用は30万～60万円程度です。
- ○ 専門家に依頼できます。ただし、司法書士には書類の作成だけ依頼でき、代理人にはなれません。
- ○ 自己破産は、早期に借金から解放される反面、住宅や車を手放すなどの制約もあります。

※更に詳しくは、
【基本編】「債務整理の概要」
【応用編】「債務整理の知識」 を参照

相談者との相談が終わると、最後の手順として、法律専門家に引き継ぐこととなります。次の手順で、職員（相談員）自らが予約をとりましょう。

＜法テラスへの連絡＞

お世話になっております。こちら〇〇多重債務者相談窓口で相談員をしております〇〇と申します。

ただいま、こちらの窓口で相談を受けていた相談者の方が（無料）法律相談を希望されています。予約をお願いできますか。

（・・・法テラスの担当者や弁護士と、相談日時の打ち合わせ等を行ってください・・・）

＜予約後の相談者への通知＞

〇〇さん、先ほど、法テラス（〇〇弁護士）の無料相談の予約を入れておきました。

〇月〇日〇時〇分に、〇〇（場所）に行ってください。

当日は、今日よりも、さらに踏み込んだ相談になると思いますが、今日お話頂いたことを、繰り返し説明しなくても良いように、こちらの「相談カード」を持参してください。

また、他に、キャッシング用のカード、契約書、ATMの利用明細書、督促状、預金通帳（同居の家族分も含む）、印鑑も持参してください。

当日の相談は、行けそうですか。

もし 1 人で行くことに抵抗があるようでしたら、私が相談場所まで同行しても構いません。

＜最後の確認＞

それでは、〇月〇日〇時〇分に、〇〇（場所）に行くよう、お願いします（〇〇で待ち合わせましょう。）。

繰り返しになりますが、当日は、相談カード、キャッシング用のカード、契約書、ATMの利用明細書、督促状、預金通帳、印鑑を忘れないようにしてください。

これで本日の相談は終了となりますが、何か疑問点はありますか。

それでは、本日はありがとうございました。

他にも、相談者の疑問に応じて、適宜、次の説明を行ってください。

「借金の取り立てが厳しい」

法律専門家（弁護士や司法書士）に依頼した場合、貸金業者が専門家の受任通知を受け取った時点で取り立てはストップします。

「どの手続によるのか教えて欲しい」

どの手続になるかは、専門家が判断することになります。借金が多いかどうか、収入があるか無いか、などの事情から決められます。

「お金もないし、弁護士等には依頼したくない。自分でできないのか」

たとえ、弁護士費用がかかったとしても、その支払いを躊躇するばかりに、引き続き数百万円の借金に苦しむのでは、解決にはなりません。
まずは、法テラスの無料法律相談を受け、費用も含めて相談していきましょう。
法テラスでは、民事法律扶助という、弁護士費用等の立替制度がありますし、専門家によっては、費用の分割払いに応じてくれます。
今、まとまったお金がなくても、借金を整理する方法はあります。

「裁判所は行ったこともなく、不安だ。法的手続は必ず必要なのか。」

裁判所で手続を進めるかどうかも含め、債務整理の方法は、最終的には〇〇さんが決めることになります。
4つの手続は、それぞれメリット・デメリットがありますし、必ずどれかを選択しなければならないものでもありません。
裁判所の手続のイメージや、借金を解決するまでのタイムスケジュールのイメージを掴むためにも、まずは法テラスの無料法律相談を受け、弁護士に疑問点を聞いてみませんか。

「私は破産してしまうかもしれないのか」

大まかな目安としては、破産をせず、個人版民事再生手続をするためには、定期的な収入が見込め、3年で借金を返済できることが必要です。
しかし、自己破産により借金の返済義務から早く解放され、生活再建を進めていくことが大切な場合があります。

「破産してしまうと、いろいろな制限があるのか」

選挙権が無くなると思っている方もいますが、一定の資格が制限される以外は選挙権がなくなるようなことはありません。ただし、自己破産をすると、官報に名前や住所が載ることにはなります。

※更に詳しくは、【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照

相談対応の流れ（その4～生活再建のための制度の紹介等～）

～はじめに～

基本的な相談窓口でのやりとりは、既に書いたとおりです。もっとも、多重債務問題の解決のためには、生活困窮状態を解消し、生活を再建することが大切です。相談の中で、次のような問題を察知した場合、適宜、生活再建のための制度を紹介することが、多重債務問題の抜本的な解決につながります。

職がなく収入がないため、当面の生活費が足りないとき

まずは、当面の生活費を確保し、仕事を探すことが大切です。
簡単に制度を紹介した上で、担当部署をご紹介します。

相談者の月々の支出が、収入に見合っていないとき

ところで、家計簿はつけておられますか。
多重債務の状態を改善するためには、まず、適切に家計管理をする必要があります。
まずは、小遣帳のような簡単な記録表（支出記録表）をつけてみませんか。

※更に詳しくは、【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照

※更に詳しくは、【さらなる取組み　～家計管理～】参照

相談者が、「最近何日も眠れない」「借金の問題が頭から離れない」「気力がない」といった、うつ状態が疑われるとき

このような悩みがある時こそ、体調管理が大切です。体を壊すと元も子もありません。体調管理等について、専門家に相談してみてはどうでしょうか。
（・・・医療機関の紹介を
行ってください・・・）

ふつうに接することが大切です。「がんばれ」等の励ましや気晴らしの強要は、逆効果ですので避けてください。

浪費が激しく、専門的な治療が必要だと思われるとき

多重債務の状態を改善するためには、○○さんがご自身で収入と支出を把握し、生活を改善していくことが大切です。
そのためには、専門家のアドバイスを受けることも考えられます。
（・・・依存症等の場合、医療機関の紹介を行ってください・・・）

※更に詳しくは、【応用編】「心の問題・心のケアへの対応」参照

コラム（事業者からの多重債務相談）

相談窓口に来られる相談者のほとんどは、個人の方ですが、場合によっては中小企業や零細企業の経営者の方もいます。

これらの経営者の中には、景気の低迷による仕事の受注量の減少や販売不振、取引先の倒産などから、経営不振に陥り、資金繰りがつかず、緊急的に貸金業者からの借入れを行う方もおられます。そして、そのような方の中には、経営不振を切り抜けることができず、借金を重ねてしまう方も多くおられます。

このように、中小企業や零細企業の経営者も、個人の「多重債務問題」と同様の問題を抱えている場合があります。

しかし、個人の場合と異なり、経営者の方は、事業における資金繰りの観点から窮状を相談する可能性があるため、相談窓口の職員や相談員は気をつけて対応するようにしましょう。すなわち、単なる経営相談と考え、相談窓口では相談を受けることができない等の対応をとらないようにしましょう。

また、個人の場合と同様に、経営者も「心の問題」を抱えている場合があります。したがって、基本的には、個人の場合と同様の心構え、態度、姿勢で対応するようにしましょう。その上で、専門家に引き継ぐことが必要です。

弁護士や司法書士の法律専門家へ円滑に引き継ぎましょう。また、商工会連合会や商工会議所には「経営安定特別相談室」が設置されています。このような相談室との連携も進めていきましょう。

債務整理の概要

ここからは、具体的な債務整理の方法について、説明を進めていきます。債務整理の手続きは、法律が大きく関わってくるところですが、この章では、法律知識が十分ではない方も債務整理の具体的なイメージがつかめるよう、分かりやすい記載につとめています。今までと同じように読み進めましょう。

1）4つの債務整理の方法とその特徴

債務整理の方法としては、**任意整理**、**特定調停**（次ページのコラムをご参照下さい。）、**個人版民事再生**と**自己破産**の4つの方法があります。4つの方法については、それぞれ、メリット・デメリット、とるべきステップ、気をつける点などなど、押さえておくとよい点が色々ありますが、まずは、それぞれのイメージ・大まかな特徴をつかみましょう。それぞれの特徴をまとめると、以下のようになります。

4つの債務整理の方法の特徴

① 任意整理

- 裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士又は司法書士）と貸金業者間の交渉により、債務を整理します。
- 法律専門家に依頼することが望ましい債務整理方法です。
- 貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。

② 特定調停

- 裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介します。
- 法律専門家に依頼することは必須ではありません。法律専門家に依頼をしない場合には、費用は数千円程度しかかかりません。
- 貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。

③ 個人版民事再生

- 裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していきます。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。
- 利用できる者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- 手続が複雑なことから、法律専門家への依頼は必須であり、また、他の手続きに比べ時間もかかります。

④　自己破産

- 裁判所の手続を通して、借金をゼロにしてもらいます。
- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うこととなります。
- 過去 7 年以内に自己破産により借金をゼロにしてもらっている等の事情がある場合には、借金をゼロにしてもらえません。

《調停とは？》

ここでは簡単に「調停」について見てみましょう。

調停とは、裁判官と調停委員からなる調停委員会が、当事者の言い分を聞いた上で、双方が歩み寄って合意に至るよう促し、実情に即した解決を図る手続きです。調停は、裁判所が関与する点では訴訟や民事再生・自己破産と同じですが、双方の当事者が同意しない限り調停は成立しない（訴訟における判決は、当事者の同意がなくとも成立する）点や手続きが厳格には決まっていない点で、訴訟等と異なります。

調停には「一般調停」と「特定調停」があります。

「一般調停」は、民事紛争一般を対象とする調停です。およそ民事上の争いごとは、この「一般調停」を用いて解決を図ることができます。

これに対し、「特定調停」は、「債務者の経済的再生」に主眼を置いた調停です。債務者の経済的再生のためには、債権者の協力が不可欠になりますが、特定調停においては、これを得るために、調停を主宰する裁判所に一般調停よりも強力な権限を認めています（例えば、裁判所は、必要な資料（引直し計算のための取引履歴等）を提出しない債権者は過料に処する、とされています。）。別の角度から見ますと、「手続きのルールを細かく決めず簡易・迅速な解決を図る一般調停」と「手続きのルールを詳細に決める一方、再生・免責を確実に達成する民事再生手続・自己破産手続」の中間に、「簡易・迅速を尊重しつつ、債務者の経済的再生に有用な一定の手続き上のルールを盛り込んだ手続き」として「特定調停」が存在する、という整理になります。

近時、過払金の返還請求においては、訴訟ではなく、一般調停が用いられる場合があります。調停のもつ簡易・迅速というメリットに着目した取扱いと考えられます。

なお、調停や訴訟のメリット・デメリットは、個々の状況によって違うものですので、予め地元の法律専門家に相談しておくとよいでしょう。

2）債務整理の手続きの流れ

次に、それぞれの債務整理の「手続きの流れ」の大まかなイメージをつかみましょう。細かい点に違いはあるものの、手続きの大きな流れは似通っています。いずれも、**「法律専門家との面談により債務整理方法を決定するとともに、受任通知の送付等により取立てを止める。引直し計算[1]により借金の額を確定した後、貸金業者と無理のない返済計画を合意し、これに従い返済を行い、借金をゼロにする（自己破産においては免責により借金をゼロにする）」**という流れをたどります。次のページの図で、この流れを図にしました。それぞれの方法に共通する大きな流れに加え、それぞれの方法の大まかな手続きについても簡単に確認し、イメージをつかんでおきましょう。なお、過払金が発生している場合には、まずは過払金額の確定とその回収を行います。

3）債務整理にかかる費用と期間の目安

それぞれの債務整理にかかる費用と期間の目安も把握しておきましょう。この二つを取り上げるのは、これらが債務整理に関する重要なポイントであり、相談者からよく質問されるとともに、相談者に対し誤解がないように説明する必要があるためです。なお、以下では、費用と期間について、具体的な数値をあげて説明をしますが、いずれも目安にすぎませんので、相談者にもその旨を伝えましょう。また、費用・期間については、地域の法律専門家や裁判所により幅がありますので、地元の法律専門家に予め確認をしておくとよいでしょう。

まず、費用についてですが、特定調停が最も安く（数千円程度。法律専門家によらない場合）、次は任意整理（法律専門家に支払う費用として、一社あたり 25,000 円程度。これに加え、報酬額が加算される場合もあります。）、費用がかかるのが個人版民事再生と自己破産（30 万円から 60 万円程度）になります。

[1]「引直し計算」については、ここでは、「法律上支払う必要がないのに支払ってしまった利息は、元本の返済として支払ったことにして、借金の額を算出し直す計算」と理解しておきましょう。詳しくは、応用編の 69 ページ以下をご覧下さい。

債務整理の手続きの流れ

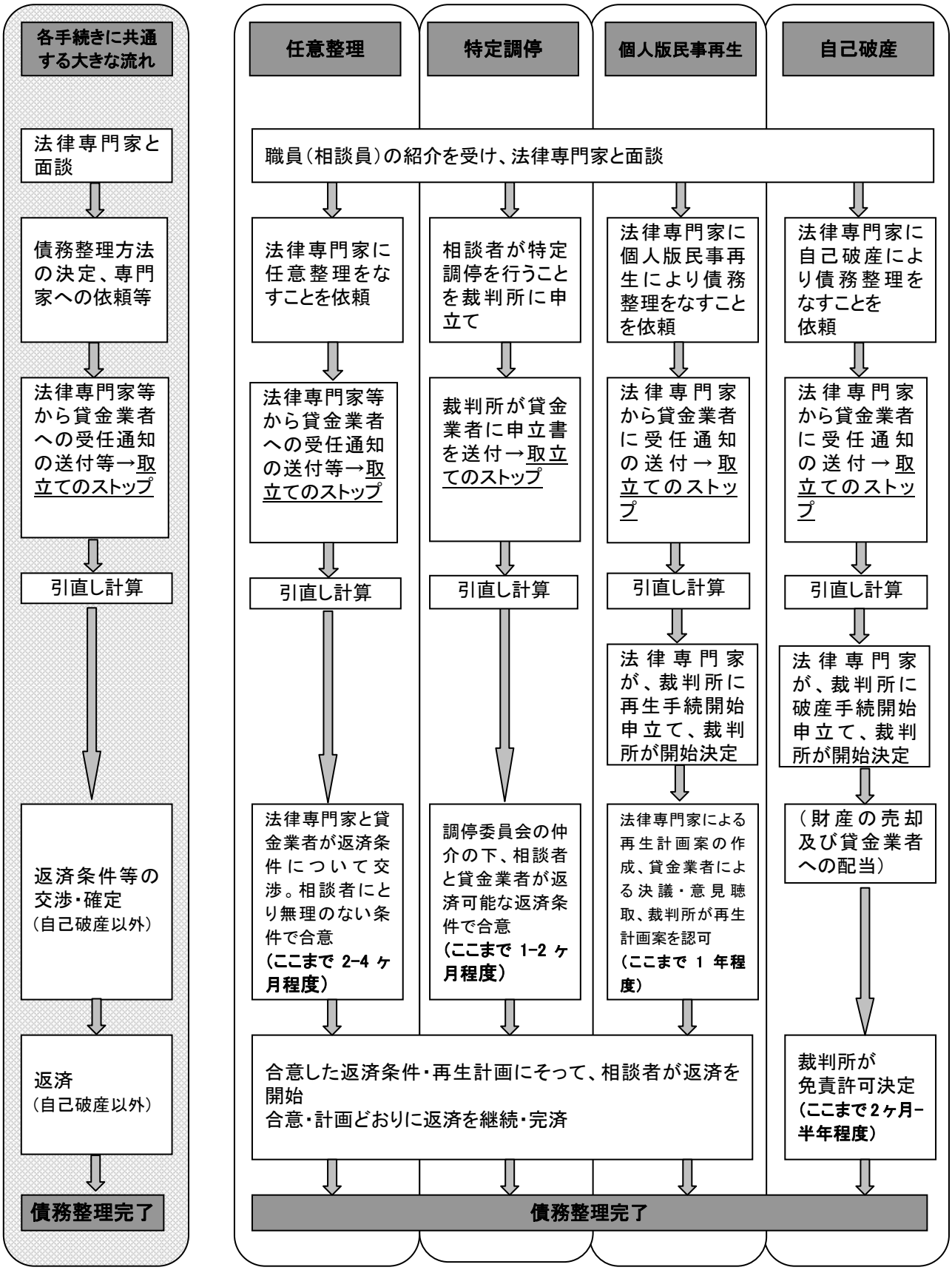

なお、相談者の中には、こういった費用を支払えないために、法律専門家へ相談することをためらう方も見受けられます。しかし、費用の支払いを躊躇するあまり、引き続き借金に苦しむというのでは、何の解決にもなりません。

こういった場合にそなえ、以下のとおり、費用の立替制度等がありますので、これらについても漏れなく相談者に説明し、費用を直ちに用意できなくても借金を整理する術があることを伝えましょう。

次に期間についてですが、特定調停、任意整理、自己破産、個人版民事再生の順により長期の期間を要する傾向があります。なお、以下の表の数値は返済条件が固まるまでの期間であり、この期間の後、その条件に従って返済を行っていく(ケースによりますが、3 年間程度)ことになります(ただし、自己破産の場合には、一定の制限がありますが、「2 ヶ月―半年程度」要する手続きの完了により、借金から解放されます。)。

債務整理にかかる費用と期間の目安

1. 費用と期間の目安

ここで紹介する数値は目安ですので、その旨を相談者にきちんと説明しましょう。また、より実態に即した数値は、地元の法律専門家に確認して下さい。

	費用	期間
任意整理	25,000 円程度/1 社(*1)	2―4 ヶ月(*3)
特定調停	数千円程度(*2)	1―2 ヶ月(*3)
個人版民事再生	30-60 万円	1 年程度(*3)
自己破産	30-60 万円	2 ヶ月―半年程度

(*1)これに加え、法律専門家の報酬額が加算される場合があります。
(*2)調停手続きを法律専門家によらずに進める場合の目安です。
(*3)返済条件等が固まるまでの期間です。この後、合意された条件等に従い、返済を継続していく必要があります。

2. 費用の立替制度等について

- 法テラスの民事法律扶助(弁護士費用等の立替制度。詳しくは、法テラスコールセンター(0570－078374)又は全国の法テラス事務所まで)
- 財団法人日本クレジットカウンセリング協会は、一定の条件を満たす場合、任意整理のための手続を無料で行っている。
- 弁護士会によっては、無料の法律相談を行っているところもある。
- 法律専門家によっては、手続にかかった費用の分割払いに応じている。

（参考）

法テラスの費用立替制度

- 法テラスには、弁護士・司法書士の報酬などを支払う余裕がないという方に対して、その費用を立て替える制度があります。
- 相談者は、最初に無料の法律相談を受け、次の要件を満たし、援助が必要と判断された場合、費用の立替えを受けることができます。

① 資力基準（収入要件と資産要件）を満たしていること

【収入要件】

同居家族の人数	申込者及び配偶者の手取月収額の基準（注1）	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額 （注2）
1人	18 万 2,000 円以下 （20 万 200 円以下）	4 万 1,000 円以下 （5 万 3,000 円以下）
2人	25 万 1,000 円以下 （27 万 6,1000 円以下）	5 万 3,000 円以下 （6 万 8,000 円以下）
3人	27 万 2,000 円以下 （29 万 9,200 円以下）	6 万 6,000 円以下 （8 万 5,000 円以下）
4人	29 万 9,000 円以下 （32 万 8,900 円以下）	7 万 1,000 円以下 （9 万 2,000 円以下）

（注1） 東京、大阪など生活保護一級地の場合、（ ）内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加するごとに基準額に 30,000 円（33,000 円）を加算します。

（注2） 申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、（ ）内の基準を適用します。

【資産要件】

申込者及び配偶者が、不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を有する場合、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていることが要件となります。

同居家族の人数	資産合計額の基準 （注1）
1人	180 万円以下
2人	250 万円以下
3人	270 万円以下
4人以上	300 万円以下

（注1） 3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

- 費用については立替えとなりますので、相談者は、援助開始決定後、原則として月額5,000円～10,000円ずつ償還する必要があります。ただし、事情によっては、償還金額を減額又は増額、事件進行中の償還を猶予する場合があります。
- 原則として、援助継続中に生活保護を受給している場合、援助終結まで立替費用の償還が猶予され、援助終結時に生活保護を受給している場合、立替費用の償還が免除されます。（なお、事件の相手方等から経済的利益を得た場合には、免除されない場合があります。）

（法テラスのホームページより作成）

4）債務整理方法の選択

ここでは、それぞれの相談者にどの解決方法がふさわしいかを考えてみます。なお、最終的な債務整理方法の選択は、法律専門家の助言を得つつ、相談者自身がするものです。ただ、相談者は債務整理の見通しについて不安に思うことも多く、職員（相談員）が一定の道しるべを示してあげる必要がある場合も少なくありません。そのような場合にそなえ、以下に示すような考え方の一例を理解しておくことは望ましいといえるでしょう[2]。

①まず、借金の額と無理のない返済額に着目します

まず、引直し計算により借金の額を算出します。

引直し計算の結果、過払金が生じている場合には、過払金の返還請求をなすことが考えられます。

次に、引直し計算の結果、過払金は生じないものの一括返済が可能になるような場合は、任意整理又は特定調停を利用することになります。

一括返済ができない場合には、借金総額と月々の返済可能額[3]との関係に着目してみましょう。この両者の関係が以下のように、36 を超えなければ任意整理又は特定調停を利用することが考えられます。この「36」というのは、36 ヶ月＝3年間を意味し、一言で言えば「借金を3年で返せるかどうか」が一つの判断基準となります[4]。

（借金総額） ÷ （月々の返済可能額） ≦ 36

---

[2] ここで紹介する判断基準はあくまでも一つの考え方に過ぎません。法律専門家によっては、別の考えを持っている場合もあり得ます。

[3] 「月々の返済可能額」は、毎月の収入から家賃や食費や最低限のお小遣いといった生活費を除いた返済可能額であり、飲まず食わずで切りつめた結果の金額ではありません。

[4] なぜ３年間かは議論のあるところですが、人間３年先ぐらいのことは見通せてもそれ以上先のことになると見通しが立たないため、というのが一般的な認識のようです（個人版民事再生手続でも原則３年間返済する再生計画を立てます（例外的に５年間の再生計画が認められる場合もあります））。

逆に、借金総額と返済可能額の関係が以下のように、36 を超える、つまり3年では返済できないということになると、個人版民事再生や自己破産を選択した方がよいということになります。

（借金総額） ÷ （月々の返済可能額） ＞ 36

②任意整理か、特定調停か

借金を3年で返せることが見込まれる場合に、任意整理と特定調停のどちらを選択すればよいでしょうか。この場合には、上のような数式基準はなく、代わりに、費用及び期間等の事情に着目します。これら事情の中から、それぞれの相談者にとり重要と考えられるものを取り出し、その事情をより適切に処理・実現できる方法を選択することとなります。

③個人版民事再生か、自己破産か

借金を3年で返せることが見込まれない場合に、個人版民事再生と自己破産のどちらを選択すればよいでしょうか。

まず、個人版民事再生を利用できるのは、「①将来にわたり定期的な収入が見込まれ、かつ、②借金の総額（担保権の行使により弁済が受けることが見込まれる額等を除く）が 5,000 万円以内」との条件を満たす場合に限ります。このため、専業主婦やフリーター等の定期的な収入のない方は、この制度を利用できません。このような場合に、3年で返済できる額を超える借金を負ってしまっていれば、自己破産を考えざるを得なくなります。

一方で、自己破産の場合にも、破産手続は進められても免責の許可が得られないケースも考えられます。借金の原因がギャンブルである場合や、過去に免責を受けていて、それから7年以内である場合などです。このような場合は自己破産しても、借金がなくならないという事態になりかねませんので、慎重に検討する必要があります。

次に、相談者が住宅ローンを抱えていて、それを手放したくないと考えている場合は、個人版民事再生が考えられます。というのも自己破産を選択した場合には、相談者の財産をお金に換えて貸金業者等に分配する、というプロセスとなることから、相談者は住宅を維持することができなくなるためです。これについては、実際にはもう少し色々な検討要素がありますが、詳しくは専門書に譲ります。

さらに、自己破産をどのように考えるかも重要です。よく自己破産をすると選挙権がなくなるといった誤解がありますが、一定の資格が制限される以外は選挙権がなくなるようなことはありません。ただし、自己破産をすると官報に名前や住所が掲載されます（この点は個人版民事再生も同じです）。

5）最後に

以上の説明から、債務整理の大まかなイメージはつかんでいただけたかと思います。ただ、この章では、最低限必要なことに絞って説明をしています。もっと詳しいことが知りたいという方は、本手引きの応用編や、専門書をお読みいただき、更に知識を増やしていって下さい。

債務整理方法の選択フローチャート

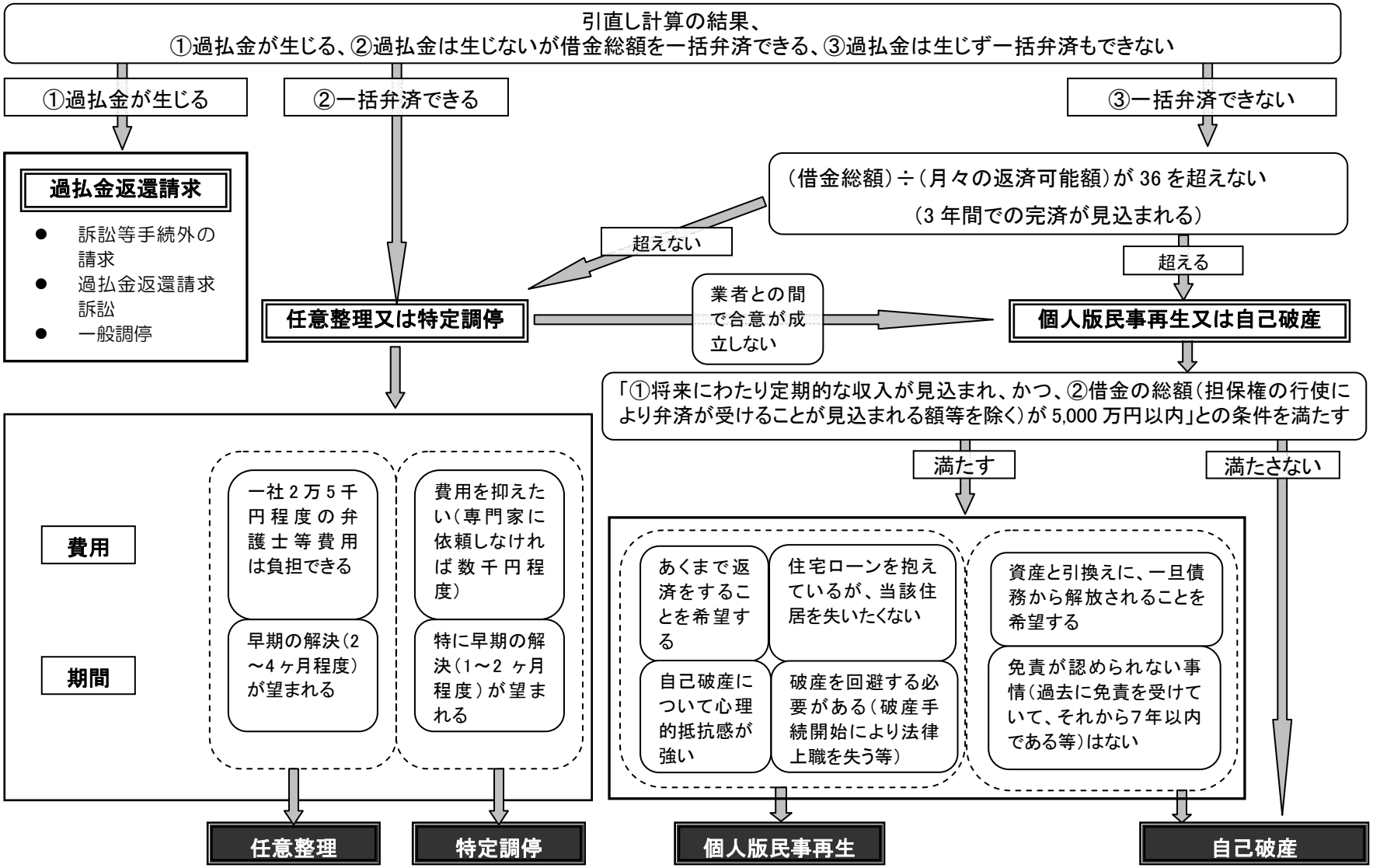

専門家へ引き継いだ後の連携

(1) 債務整理の状況確認

職員（相談員）が相談者を弁護士・司法書士に引き継ぐとき、事前に経緯や債務内容を記載した相談カードを送付することは、相談を円滑に引き継ぐ観点からは効果的ですが、一方で、個人情報保護の観点からの間違いが生じないように注意しなければなりません。

個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておくことが有効です。さらには、弁護士・司法書士との相談日に同行し、弁護士・司法書士と相談者と職員（相談員）の３者が同席して打ち合わせをすることにより、個人情報の共有の同意や、その後の債務整理の状況確認などを円滑に進めることができます。

弁護士・司法書士に引き継いだ後も、弁護士・司法書士と連絡をとり、債務整理の状況を確認するようにしましょう。その際に、債務整理後に、相談者の生活再建のために必要となってくる支援などについても確認しておくとよいでしょう。円滑に生活再建を実現するためです。

(2) 生活再建に向けた連携

債務整理が終了しただけで生活再建が実現するわけではありません。相談者の状況に応じて、行政サービスをはじめ様々な方法で支援していく必要が生じてきます。

この場合、職員（相談員）は、地方公共団体の担当部門・部署や外部機関・団体に協力を依頼して対応をお願いする、すなわち、これらの関係部門等の専門家に引き継ぐことになります。

(3) 日頃からの連携

職員（相談員）は、これらの関係部門等の担当者名や連絡先を記載した引継先リストをあらかじめ作成しておくとともに、これら担当者とは日頃から顔の見えるつながりを作っておき、引継ぎの際に十分なコミュニケーションがとれるようにしておきましょう。

以下の「関係部門等」を参考にして、それぞれの相談窓口においてリストを作成しましょう。

【関係部門等】

地方公共団体内部の各担当部門・部署	外部機関・団体
・社会福祉（生活保護、住宅手当、ホームレス支援　等） ・障害福祉（障害者支援、地域福祉　等） ・高齢者福祉（介護、高齢者虐待対策　等） ・学校教育（子育て支援、引きこもり対策　等） ・ひとり親家庭支援（母子家庭就労支援　等） ・健康医療（医療費支援、心のケア　等） ・就職（就労支援、技能習得支援　等） ・公営住宅 ・税金 ・国民健康保険 ・広報 ・職員研修　など	・弁護士会 ・司法書士会 ・法テラス ・社会福祉協議会 ・ハローワーク ・消費者センター・消費生活センター ・医療機関 ・警察 など

Ⅰ．相談を受ける方へ

【応用編】

生活再建のためのセーフティネット貸付け等

セーフティネット貸付けとは、借りられなくなった人に対する「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）のことです。

セーフティネット貸付けに該当するものとしては、生活福祉資金貸付、離職者に対する貸付、母子寡婦福祉資金貸付、その他地方公共団体独自の貸付制度があります。また、地方公共団体と労働金庫が連携した自治体提携融資制度があります。このほか、一部地域において、生活協同組合の取組みや、信用金庫・信用組合の取組みなどがあります。

【全国的取組み】

（1）生活福祉資金貸付

① 窓　　口：市町村社会福祉協議会

② 貸付対象：低所得世帯（市町村民税非課税世帯程度）、障害者世帯、高齢者世帯

※「低所得世帯」の貸付対象となる世帯収入の基準及び範囲は都道府県によって扱いが異なりますので、社会福祉協議会にご確認願います。

③ 条件等　：以下の表のとおり。

＜生活福祉資金貸付条件等一覧（平成21年10月改正以降）＞

資金種類			貸付条件					
			貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金							
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	単身世帯：月15万円以内 二人以上：月20万円以内	12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	―	貸付日（生活支援金と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立替費用 債務整理をするために必要な経費　等	60万円以内	―				

2福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
	福祉費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安			据置期間経過後20年以内		
		生業を営むために必要な経費	(460万円)			(20年)		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			(8年) (7年)		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受に必要な経費	(250万円)					
		福祉用具等の購入に必要な費用	(170万円)			(8年)		
		障害者用自動車の購入に必要な費用	(250万円)			(8年)		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)			(10年)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
		負傷又は疾病の療養に係る必要経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計維持の必要経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円	―	貸付日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(5年)		
		介護サービス、障害者サービス等の必要経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計維持の必要経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円			(5年)		
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円)			(7年)		
		冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)			(3年)		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)			(3年)		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)			(3年)		
		その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が	10万円以内	―	貸付日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子	不要	

		必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき						
3教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.0万円以内	就学期間	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
4不動産担保型生活資金								
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護向け不動産担保型生活資金	要保護世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	住居不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割程度) 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍)					不要

(2)住宅手当、訓練・生活支援給付、臨時特例つなぎ資金貸付

これらは、離職により住宅や生活にお困りの方のための支援です。

住宅手当	① 窓口	現住所の市区町村の住宅手当担当窓口 (住居がない場合は賃貸住宅を希望する地域の市区町村)
	② 給付対象	次のすべてに当てはまることが必要です。 ・平成19年10月1日以降に離職した ・住宅を失った、または賃貸住宅に居住しているが住宅を失うおそれがある ・離職前に主たる生計維持者であった ・申請者と同居親族の収入の合計額が一定金額以下 ・申請者と同居親族の預貯金の合計額が一定金額以下 ・就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う ・国の雇用施策による貸付・給付、自治体等の住居等困窮離職者に対する類似の貸付・給付を、申請者と同居親族が受けていない ・申請者と同居親族が暴力団でない

訓練・生活支援給付	① 窓口	ハローワーク
	② 給付対象 ・貸付対象	次のすべてに当てはまることが必要です。 ・ ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する ・ 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当、訓練手当を受給できない ・ 世帯の主たる生計者である ・ 年収が200万円以下かつ世帯全体の年収が300万円以下 ・ 世帯全体の金融資産が800万円以下 ・ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
臨時特例つなぎ資金	① 窓口	市町村社会福祉協議会
	② 貸付対象	次のすべてに当てはまることが必要です。 ・ 住居のない離職者である ・ 公的給付制度（雇用保険求職者給付、住宅手当、訓練・生活支援給付、生活保護）または公的貸付制度（総合支援資金貸付など）の申請が受理されている ・ 上記の給付・貸付の開始までの生活に困窮している ・ 借入申込者本人名義の金融機関の口座がある

※ 前掲の「総合支援資金」も、離職により日常生活全般に困難を抱えている人が、住宅入居費などの資金の借入れに利用することができます。
ただし、ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要であり、貸付けに当たっては社会福祉協議会の審査があります。

＜条件等一覧＞

給付金種類	給付条件	
	支給額	支給期間
住宅手当	賃貸住宅の家賃額 （地域ごとの上限額と収入に応じた調整があります）	原則 6ヶ月 （一定条件下、最大 9ヶ月）
訓練・生活支援給付	被扶養者のいる方： 月額12万円 それ以外の方 ： 月額10万円	職業訓練期間中

貸付金種類	貸付条件			
	貸付限度額	貸付金の償還	貸付利子	連帯保証人
訓練・生活支援給付（訓練・生活支援資金融資） （上記の「訓練・生活支援給付」を受けるが、それだけでは生活費等が不足する方については、希望により、さらに「労働金庫」の「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。なお、最初の窓口は同じ「ハローワーク」になります。）	被扶養者のいる方 ： 月額 8万円 それ以外の方 ： 月額 5万円	元本50万円未満： 5年以内 元本50万円以上： 10年以内 職業訓練期間中は元本据置、利息のみ返済	年 3.0%	不要
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	申請中の公的給付・公的貸付が決定し、支給等が行われた時点で一括または分割で償還	無利子	不要

(3)母子寡婦福祉貸付金

① 窓　　口: 市町村の福祉事務所または母子福祉担当課

② 貸付対象: 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、またはその扶養している児童

※ 原則、所得制限は設けられていません。ただし、詳細については自治体にご確認願います。

③ 条件等　: 以下の表のとおり。

＜母子寡婦福祉貸付金条件等一覧＞

貸付金種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
					連帯保証人有	連帯保証人無
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	貸付日から1年	据置期間経過後7年以内	無利子	年1.5%
事業継続資金	事業継続のための運転資金	1,420,000円	貸付日から6ヶ月	据置期間経過後7年以内	無利子	年1.5%
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校、専修学校の授業料、書籍代、交通費等のための資金	<私立限度額> 高校・専修学校 (自宅) 月45,000円 (自宅外) 月52,500円 大学・高等専門学校・専修学校 (自宅) 月81,000円 (自宅外) 月96,000円 専修学校 月45,000円	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 20年以内 専修学校 5年以内	無利子	無利子
技能習得資金	自動車免許、ホームヘルパー、パソコン、栄養士等の知識技能習得のための資金	一般 月65,000円 特別 一括780,000円 運転免許 460,000円	習得後1年	据置期間経過後 20年以内	無利子	年1.5%
修業資金	修業施設等での知識技能習得のための資金	月65,000円 特別　460,000円	習得後1年	据置期間経過後 6年以内	無利子	無利子
就職支度資金	就職のための被服、履物等及び通勤用自動車等の購入資金	一般　100,000円 特別　320,000円	貸付日から1年	据置期間経過後 6年以内	無利子	親の就職 年1.5% 児童の就職 無利子
医療介護資金	医療・介護を受けるための資金	医療 340,000円 特別480,000円 介護 500,000円	終了後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	無利子	年1.5%

生活資金	知識技能習得中、医療・介護を受けている間、母子家庭となって7年未満、失業中の生活補給資金	一般 月103,000円 技能 月141,000円	終了後6ヶ月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療・介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	無利子	年1.5%
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築のための資金	1,500,000円 特別2,000,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子	年1.5%
転宅資金	住宅を移転するための住宅の貸借の資金	260,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	無利子	年1.5%
就学支度資金	就学、修業のための被服等の購入資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大 380,000円 私立大学・短大 590,000円	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 就学 20年以内 修業 5年以内	無利子	無利子
結婚資金	児童の結婚資金	300,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	無利子	年1.5%

(4)労働金庫の自治体提携融資制度

① 窓　　口: 労働金庫または各都道府県・市町村の担当課

② 制度概要: 労働金庫と自治体が協力し合い、融資先や目的を限定して地域の働く方に融資する制度であり、一般的には自治体が労働金庫へ預託(無利息または低利)し、その預託金の3～4倍程度の資金を限度に低利融資する仕組みです。

③ 貸付対象: 住宅、教育、離職者支援、介護・子育てなどを対象とするもののほか、一般的な生活資金融資など、様々な融資制度があります。
詳細は最寄りの労働金庫に問い合わせてみてください。

④ 条件等　: 年収150～200万円以上の給与所得者で、かつ、1年以上勤務していることを条件としているケースが多いですが、各労働金庫によって取り扱いが異なりますので、詳細は最寄りの労働金庫に問い合わせてみてください。

※ 条件等は年度毎に変更となることがありますので、相談者に紹介する場合には、事前に労働金庫等に確認してください。

＜東京都と中央労働金庫の例＞

制度名称	条件	対象	融資限度額	償還期間	金利	保証人
東京都中小企業従業員むけ融資制度(さわやか)	次の全条件を満たすこと ①居住年数3ヶ月以上 ②勤続年数6ヶ月以上 ③都内に居住又は在勤 ④中小企業労働者 ⑤税込み年収800万円以下 ⑥住民税完納	生活資金	70万円 特例　100万円	70万円以下:3年 70万円超　:5年	年1.8%	組合員:個人連帯保証人1名以上 組合員以外:不要
東京都中小企業従業員むけ融資制度(すくすく・ささえ)	次の全条件を満たすこと ①居住年数3ヶ月以上 ②勤続年数6ヶ月以上 （育児・介護休業者は1年） ③都内に居住又は在勤 ④中小企業労働者 ⑤住民税完納 ⑥妊娠中(本人又は配偶者)の方、子育て期間中の方または介護休業中の方 ⑦子育て費用が必要な方、または介護休業中の生活費が必要な方であって、返済能力のある方	○出産費用 ○子育てに必要な物品購入費 ○子の医療費 ○保育ｻｰﾋﾞｽ料、ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ等のｻｰﾋﾞｽ利用料 ○子の教育費 ○その他上記に準じる費用	100万円	5年以内 （据置期間がある場合は終了後5年以内）	年1.5%	不要

【地域的取組み】

○ 生活協同組合の取組み

　生活協同組合の中には、消費者の救済と生活再建を目的とした貸付けを行っているところもあります。

　たとえば、岩手県の消費者信用生活協同組合では、県内市町村と提携し、市町村から多重債務問題を抱えた相談者の紹介を受け、相談・カウンセリング、解決方法の提案、弁護士との連携・債務整理、貸付け等を行っています。

　職員や相談員のそれぞれの地域においても、そのような生活協同組合がないか確認してみてください。

○ 信用金庫・信用組合の取組み

　信用金庫・信用組合の中には、市町村と提携し、多重債務の整理や生活再建に要する資金の貸付けを行っているところもあります。

　たとえば、宮城県の一関信用金庫と仙北信用組合では、地元の栗原市と提携して、栗原市が相談、解決方法の提案、弁護士との連携・債務整理等を行っていく中で、相談者が必要とする債務整理や生活再建のための資金を低利で融資しています。

　職員や相談員のそれぞれの地域においても、そのような信用金庫・信用組合がないか確認してみてください。

【その他】

東京都では、「多重債務者生活再生事業」として、多重債務者で、融資による自力再生を希望し、かつ、返済可能と判断される方に対して、生活相談を行い、その上で低利貸付を行っています。

（貸付条件等）
・対象者　　：多重債務を抱える世帯に属する者で都内に1年以上在住
・所得制限　：原則として課税所得が600万円以下
・貸付対象　：債務整理中・整理後の生活再生資金、債務整理に伴う一時的資金等
・貸付限度額：200万円
・金利　　：年5.0%以下
・連帯保証人：原則として1人以上
・償還期間　：6年以内

職員や相談員のそれぞれの地方公共団体においても、そのような取組みがないか確認してみてください。

生活保護制度等

【制度について】

1. 生活保護制度

(1) 制度趣旨

生活保護制度は、資産や能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

(2) 制度概要

相談窓口	福祉事務所の生活保護担当	
生活保護の種類	生活扶助	日々の生活に必要な費用（食費、被服費、光熱水費など）
	住宅扶助	アパートの家賃など
	教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品代や給食費など
	医療扶助	医療費代
	介護扶助	介護サービスの費用
	出産扶助	出産に関する費用
	生業扶助	就労に必要な技能の修得などにかかる費用
	葬祭扶助	葬祭に必要な費用
支給される保護費	厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、生活費に満たない分のみが支給されます。	
要件	・ 預貯金、土地・家屋等の売却収入などを生活費に充てる、 ・ 働くことが可能であれば働いて収入を得る、 ・ 年金、手当等の他の制度の給付を受けることが可能であれば、まずそれらを活用する、 ・ 親族等から援助を受けることが可能であれば、援助を受ける、 等のあらゆるものを活用しても、収入が最低生活費に満たないとき、生活保護が適用されます。	
手続きの流れ	① 相談	まずは相談窓口において相談します。 その中で生活福祉資金や各種社会保障施策等の活用を検討します。
	② 申請	他の方法がない場合に生活保護の申請をします。 申請を行った場合、家庭訪問等の実地調査、資産調査、扶養義務者の調査、就労収入等の調査、就労可能性の調査などの調査が行われます。
	③ 支給	調査終了後、保護開始か申請却下が決定されます。 保護開始となった場合、保護費が毎月支給されます。

2. その他

その他には、「ひとり親家庭」に対する「児童扶養手当」や「母子家庭自立支援教育訓練給付金」などの支援があります。

「児童扶養手当」は、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童について支給する手当です。「ひとり親家庭」の生活の安定と自立を促進することを目的としています。

受給者は、父母の離婚、死亡、障害等の支給要件を満たす児童を監護している父又は母、父母に代わって養育している方です。なお、所得制限等の条件を満たすことが必要です。

「母子家庭自立支援教育訓練給付金」は、母子家庭の母が仕事に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に、経費の20%（4千1円～10万円）を支給するものです。

【対応について】

給付制度は、上記のとおり、その目的及び適用要件があり、給付を受けられるか否かは、その担当部門・部署でなければ判断できません。

しかし、相談窓口を訪れた相談者の中には、給付を求める方もおられます。そのような場合には、まずは弁護士・司法書士等の専門家との相談やセーフティネット貸付等により、生活再建のための方策を相談者と一緒に検討するようにしましょう。

それでも、相談者が給付を求める場合には、職員や相談員は「自分は給付制度の担当者でないこと」及び「給付制度については判断できる立場にないこと」を丁寧に伝えた上で、担当窓口を伝えるようにしましょう。

心の問題・心のケアへの対応

自分だけでは対応しきれないほどの借金を背負った相談者の多くは心の問題を抱えています。相談の場面で出会う心の問題は、① 慢性的なストレス状況に対する反応、② アルコール依存症などの医療が必要な状態、③ すでにメンタルヘルスの問題（精神疾患）を抱えている場合にはその悪化、があります。

職員（相談員）は、こうした心の問題についても理解し、借金問題の解決と併せて、適切に対応できるようにしましょう。

1．通常の相談対応で解決できる場合

慢性のストレス反応

多くの相談者の示す不安や焦燥感、絶望感、無力感、抑うつ気分、悲観的な考えなどは、色々と解決を試みても自分ではどうにもならず、問題が膨らむばかり、という強いストレス状況に対する、いわば正常な反応です。まずは、以下のような適切な相談対応を行いましょう。

適切な相談対応

- ☞ 穏やかな対応を心がけましょう。
- ☞ 相談者の苦しい状況を受け止め、相談者なりに対応に努めてきたことをねぎらい、ともに問題解決を考えていく姿勢を、言葉や態度で示しましょう。例えば、「大変な思いをされてきたのですね」「それでは気持ちが晴れるということはなかったでしょうね」「お力になれるとよいと思っています」といった言葉をかけましょう。
- ☞ 性急に口を挟まず、まずは相談者の話や言い分をじっくりと聞き、相談者の置かれている状況を把握するようにしましょう。
- ☞ 安易な励ましや安請け合いは避けましょう。
- ☞ 健康状態を気づかう質問などにより、相談者の心身の状態を把握するように努めましょう。例えば「体調はいかがですか？」、「夜はちゃんと眠れていますか？」、「食欲はありますか？」、「体にどこか痛いところ、苦しいところはないですか？」など。
- ☞ また、必要に応じて、精神的な状態についても尋ねましょう。例えば「やる気が出なかったり、集中できなかったりはないですか？」「何をしても楽しくないということはないですか？」など。
- ☞ 相談者が、明らかに不適切なことをしていても、批判せず、「そうせずにはいられなかったのですね」「今は後悔しておられるのでしょうか」と中立的に受け止めましょう。
- ☞ 相談者が自分に都合の良いように話すこともよくあるので、言うことを鵜呑みにせず、客観的な情報の収集に努めましょう。ただし、信じている態度で接することが必要です。相談者に信じていないと思われた場合、相談対応に支障が生じるおそれがあるためです。

☞ 嘘をついている、思いこみで話していると思われる場合は、「あなたにはそう思えるのですね」「あなたの言うとおりなら、大変ですね」のように受け止めましょう。

☞ 妄想がひどいと思われる場合も、当事者にとっては、体験されている深刻な問題によるものである場合があります。相談者の話を否定してしまうような言動は避けてください。この場合、上記のとおり対応しつつ、早めに専門家につなぐようにしてください。

2. 専門家につなぐことが必要な場合

相談者の話から、相談者の心身の状態が、以下に挙げるような医療を必要とする状態にあると思われる場合には、専門家につなぎます。

うつ病	**【特徴】** 一日中気分が滅入り、何ごとにも関心・意欲が持てず、集中できず、食欲がなく、眠れない状態になり、死にたくなります。 薬物治療と休息が有効ですので、体調をたずね、専門家に紹介しましょう。
	【具体的な場面】 ①相談者が「死にたい／消えてなくなりたい」と言う。 ⇒がんばれと励ましたり急に話を変えたりするのではなく、「死にたいほどつらいのですね」と気持ちに寄り添った言葉を返しましょう。 ②相談者が涙ぐんでいる。 ⇒ティッシュを差し出し、少し間をおいてから、「お話をされたことのうち、何がそれほどつらいのですか」とたずねてみましょう。「泣くことで、少し気持ちが楽になるならよいことですよ」と伝えるのもよいでしょう。実際、すっきりした様子になることもあります。ただし、泣くほどの心痛があるため、自殺の危険性もあります。
統合失調症	**【特徴】** 他人には聞こえない声が聞こえる、誰かに嫌がらせをされている、盗撮や盗聴をされているといった症状が現れます。不安や抑うつ気分、集中力の低下、疲れやすさなど、うつ病と共通する部分も少なくありません。 薬物治療も効果がありますし、社会的な適応性を高める治療や生活経験を提供する施設もあります。
	【具体的な場面】 〇相談者が何を言おうとしているか分からない、つじつまが合わない。 ⇒脳の病気に加え、社会の偏見の中で苦しんでいる方です。（偏見ではなく）敬意と尊重の念を持って、妄想と思われる話であっても、信じる態度で接することが支援関係を切らないためにも大切です。

依存症	**【特徴】** アルコールや薬物の摂取やギャンブルで、「有害なことが起こっているにもかかわらずやめられず」、「自分でコントロールすることに失敗している」状態です。慢性疾患なので、専門機関で病気とのつき合い方を学ぶ必要がありますが、時間がかかります。
	【具体的な場面】 ①CAGE（アルコール依存症チェック）として、次の 2 項目以上に該当すれば依存症の可能性があります。 ⅰ）あなたは今までに、自分の酒量を減らさなければいけないと感じたことがありますか？ ⅱ）あなたは今までに、周囲の人に自分の飲酒について批判されて困ったことがありますか？ ⅲ）あなたは今までに、自分の飲酒についてよくないと感じたり、罪悪感を持ったりしたことがありますか？ ⅳ）あなたは今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか？ ②相談者が否認する・嘘をつく。 ⇒依存症者にとって、自分がコントロールを失っていることを認めることはとてもつらいことです。その一方で、このままではいけないという気持ちもあります。このため、罪悪感から周囲にたくさんの嘘をついたり、都合のよい話だけをすることがあるので、注意深く聞きましょう。借金の相談では、単に債務整理を進めても回復には至らないので、必ず専門家と連携しましょう。

【特定の疾患に限らないその他の具体的な場面】

〇相談者の話が止まらない。

⇒「はい」か「いいえ」で答えられるような質問をするなどして、話の流れを調整しましょう。また、相談者が使った言葉を用いて「ところで先ほど弟さんの話が出ましたが、お母さんには相談しましたか」と流れを変える方法もあります。

一方、話をさえぎるには、次の表現も試してみましょう。

ⅰ）共感的遮断

「それは本当におつらいことでしたね。その返済のために、別の消費者金融を使おうとは思いませんでしたか？」

ⅱ）引き延ばし遮断

「とてもおつらさが分かります。後でそのことについて、少し話しましょう。今私が伺いたいのは、あなたの飲酒のことです。毎晩 2 合くらいは飲まれますか？」

【出典：「生きるを支える　精神保健と社会的取り組み相談窓口連携の手引き」（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター （平成 23 年 3 月）】

3. 専門家への引継ぎ

(1) 心の問題・心のケアの専門家のリストを作成する

◆ 心の問題・心のケアについて対応できる窓口のリストを予め作っておきましょう。
窓口リストには、地域の精神保健福祉センター、保健所、総合病院、精神科病院、精神科診療所などを記載することになります。

◆ 精神保健福祉センターでは、メンタルヘルス相談を行っていますし、また、適切な相談機関の紹介もできます。

◆ 最新の地域の精神科・心療内科の医療機関(総合病院、精神科病院、精神科診療所など)の情報は精神保健福祉センターにあります。

↓

(2) 相談者に医療機関の受診をすすめる

◆ 相談者が困っていること(眠れない、仕事が手につかないなど)を糸口に、そうした苦痛が和らぎ、よりよい心身の状態で問題解決に取り組めるようになることを説明して、医療機関の受診を勧めましょう。

◆ 相談者が必要な受診を拒むような場合は、より深刻な問題が潜んでいることがありますので、無理に引き継ぐことはせず、専門家と連絡をとり、どのように対応をすべきか、アドバイスをもらいましょう。

◆ 相談に応じられる精神状態でない場合(例:今すぐ死ぬと言い行動に移そうとする、ぼーっとして呼びかけても反応しない、話していることにまとまりがない、席を立って落ち着きなく歩き回る等)は、相談者を医療機関まで連れて行ける人(いない場合は警察)と連絡をとり、相談者を保護することを最優先させます。

↓

(3) 相談者を医療機関に引き継ぐ

◆ 医療機関に紹介するに当たっては、職員(相談員)が自ら電話をかけて紹介先の医療機関と連絡をとり、相談者の抱えている具体的な問題や相談の中で気づいた点を説明します。

◆ 職員(相談員)は紹介先に自ら予約を入れ、その後、相談者に紹介先の名称、電話番号、訪問方法、相談日時、担当者名などを伝えます。相談者自身で予約を入れるようにした場合、途中で相談者の気持ちが変わってしまい、予約を入れないおそれがあるためです。

＜参考＞

- 依存症に対応している心理相談機関・医療機関は多くありませんが、地域の専門機関は精神保健福祉センターが把握しています。
- アルコール依存症に関しては、精神保健福祉センターと保健所が対応しています。

4. 生活再建に向けたフォロー

相談者の借金の問題や心の問題が取り除かれたとしても、相談者がそのまま自ら生活再建に取り組んでいくとは限りません。つまり、個々の相談者にはそれぞれの個性や特徴があり、また、置かれている環境も様々であるため、現在の問題を解決しても生活再建を自ら進められないケースがあるということです。

相談者が借金の問題や心の問題の解決に取り組んでいる間、また、それらの解決がなされた後も、相談者の状況を把握するようにしましょう。そして、必要に応じて、関係部門等と連携し、相談者が生活再建できるようサポートしていくことが必要です。

5. 相談業務担当者のメンタルヘルス

相談業務を担当している職員や相談員の皆さんは、相談者にとって最後の頼みの綱であり、社会の重要な財産ですが、相談業務はとてもストレスのかかるものです。

相談者の生活上の困難や苦労、様々な感情に直接触れることとなり、ストレスのより高い環境で働いています。このような環境に絶えず置かれると、「燃えつき」のリスクが高まります。「燃えつき」とは、それまで精力的に仕事に取り組んでいた人が、その仕事に対する意欲が急速に減退し、ロウソクの火が消えるように消耗しつくした感じを抱くことを指します。

「燃えつき」を未然に防ぐには、その兆候が自分に起きていないかどうかをチェックしてみることが第一です。多くのストレス度チェックリストがインターネット上で取得できますので、月に一度程度チェックをしてみることをお勧めします。

また、日頃から自分なりのストレス対処法（例：スポーツ、カラオケ、同僚とおしゃべりなど）を持っていることも大切です。

さらに、特に困難な事例に出会ったときには、上司や同僚に自分の対応について報告し、話をよく聞いてもらうことも大切です。

以上を参考に、まずは、職員や相談員の皆さんが、いつもよい心身の状態でいることがとても大切ですので、ストレスをため込まないように気をつけましょう。

【出典：「生きるを支える　精神保健と社会的取り組み相談窓口連携の手引き」（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　自殺予防総合対策センター　（平成 23 年 3 月）】

クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法

相談を受けて、
「これはクレジットカードのショッピング枠の現金化やソフトヤミ金かも」と思ったら、
「まずは止める」ように伝えましょう。
その上で、状況に応じて専門家に引き継ぐ、警察に連絡する等の対応をとります。

クレジットカードのショッピング枠の現金化やヤミ金は、
「手軽だ」、「思っていたのと違って親切で安心だ」、「後でちゃんと返せばいいんだ」
などと相談者が思っていたとしても、
結局は、借金を増やし、支払困難に陥ることになります。
さらに、「入金されない」、「キャンセルできない」、「いつまでたっても完済にならない」
といったトラブルが発生する可能性があります。

◇ 詳しい手口や対応方法については以下のとおりです。 ◇

1. クレジットカードのショッピング枠の現金化

(1) クレジットカードのショッピング枠の現金化とは

クレジットカードには、通常、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。現金化は、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。

具体的な方法としては「買取屋方式」と「キャッシュバック方式」があり、詳細は次のとおりです。

(2) 手口

① 買取屋方式

「クレジットカードのショッピング枠で現金化サービス」などとうたって、クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを買取業者が使用額以下で買い取り、利用者に現金が渡る仕組みです。

【イメージ図】

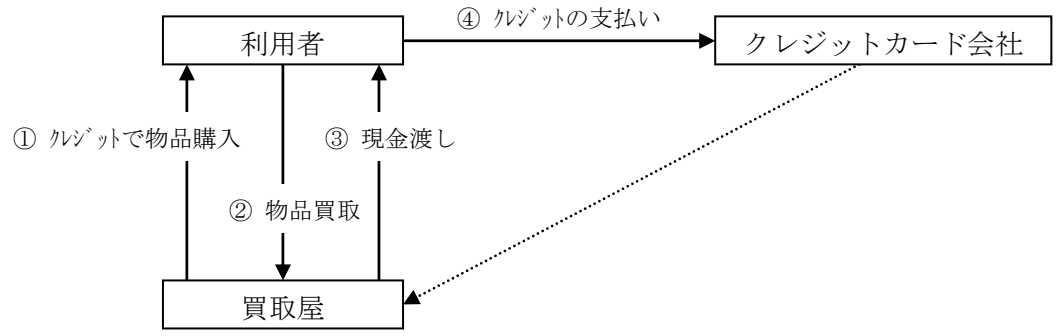

② キャッシュバック方式

「クレジットカードのショッピング枠で現金化サービス」などとうたって、利用者にキャッシュバック付商品を、クレジットカード決済で購入させ、購入額以下の現金を商品とともに渡す仕組みです。

【イメージ図】

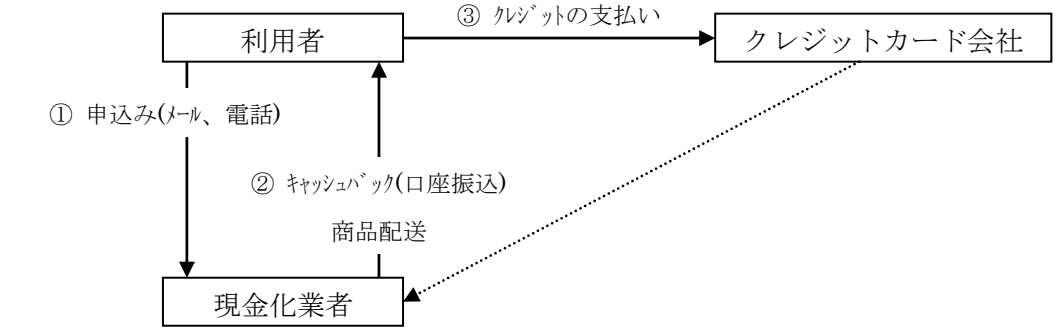

(3) 対応方法

利用者は、一時的に現金を手に入れることができたとしても、後でその金額よりも高額なクレジットカードの支払いに追われ、さらに債務を膨らませてしまう結果になりかねません。特に、利用者が負担する手数料は、利率でいえば年利数百%に相当するものです。

また、利用者が、クレジットカードの利用停止、聞いていた金額が支払われない、キャンセルに応じてもらえない等のトラブルに巻き込まれる可能性もあります。

相談者がクレジットカードのショッピング枠の現金化により現金を手にしているような場合には、まずはそれを止めさせることです。

ⅰ） 債務が膨らみ返済できなくなる可能性があること、トラブルに巻き込まれる可能性があること等を話し、二度とクレジットカードのショッピング枠の現金化を利用しないよう伝えて理解してもらいましょう。

ⅱ） 債務が膨らみ返済できなくなっている場合、多重債務と同様に対応し、債務整理や生活再建を図っていきましょう。

2. ヤミ金

(1) ヤミ金とは

いわゆる「ヤミ金」とは、貸金業を営むために法律上要求される登録を得ずに、貸金業を営む者を指します。ヤミ金は、はじめから法律を守るつもりがないため、法外な高金利を要求し、また、過酷な取立てにより借りた人を追い込み、借りた人の人生を破壊します。

(2) 手口

① ヤミ金の主な手口

- ヤミ金は、「低金利で融資」「他店で断れた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」など利用者の心理をついて誘い込んできます。特に、多重債務者や自己破産者をターゲットに勧誘してきます。
- ヤミ金は、主に電話、チラシ、ダイレクトメールで勧誘してきます。特に、首都圏のヤミ金が地方の利用者に対して借入れを勧誘しており、地方においても違法な高金利・厳しい取立ての被害が多発しています。
- 貸付金額は、3万円から5万円など小口なのが主流です。小口なのですぐに返済できるだろうという利用者の心理をついてきます。しかし、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあっという間に膨れ上がります。
- 貸付期間は、7日から 10 日間と短期間なのが主流です。違法な高金利の利息などを短期間に返済請求されるので、すぐに行き詰まってしまいます。返済のために別のヤミ金から借りることを繰り返し、悪循環に陥ってしまいます。
- 業者は返済が遅れた時の取立てのために、借りた本人の住所、電話番号、勤務先だけでなく、親兄弟・親類の連絡先を聞いてきます。少しでも返済が遅れると脅迫まがいの電話を勤務先や親兄弟・親類などにかけるなど厳しい取立てを行い、精神的に追い詰め、違法な高金利の利息を支払わせます。
- 一度、違法な金融業者から借入れをすると、他の同様な業者から電話やダイレクトメールによる勧誘が頻繁に行われます。業者間で情報を共有していると考えられます。

② ヤミ金の主な類型

登録詐称業者	広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う無登録業者。
090金融	勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないまま、違法な高金利で小口の融資を行う。
システム金融	資金繰りに困った商工業者等に対して、即日で融資することをうたい文句にダイレクトメールやファックス等で勧誘し、勧誘に応じると担保代わりに手形や小切手を送らせ融資する。⇒ 差入れ手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者は厳しく取立てを迫る一方、別の業者から融資の案内が届き、借り換えを勧誘する。⇒ 複数の業者が債務者（借入人）情報を共有しており、同一者に次々と融資を行う。⇒ 債務者の会社を倒産させまいとする弱みにつけ込んでおり、この方法を繰り返し行うことによって、違法な高金利の借入れを雪だるま式に膨れ上がらせ、やがては破産に追い込む。
押し貸し	契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。
チケット金融	チケット（高速回数券など）を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。
家具リース金融	債務者の家具一式を買い取る売買契約を結び、売買代金としてお金を渡す。そして、業者がその家財道具一式を債務者にリースする旨のリース契約を結び、家具はそのまま家に置いておいて，リース料として法外な利息を取る。同様な手口として車リース金融もある。
紹介屋	あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのでほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、そこで借入れした金額の一部を紹介料としてだまし取る。
整理屋	「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取る。
名義貸し	「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけのアルバイト」と称して消費者金融会社から金銭を借り受けさせ、一定のアルバイト料を支払った上で「返済はこちらでやっておく」と発行されたカード（暗証番号も）もろとも金銭をだまし取る。集まったお金とカードで返済と借入を繰り返すため、返済が行なわれている間は発覚せず、長期間だまされていることに気付かない。
貸します詐欺	融資の約束をした後、保証料などと称して手形、小切手、現金を送付させ、融資を実行しないまま連絡を絶ち、だまし取る。 融資する前に返済の信用や実績を見せて欲しいと、先にお金を振り込ませ、実際には融資を実行しないでだまし取る。

(3) 対応方法

基本的には多重債務者相談と同様の対応をとることとなります。しかし、暴力的な取立てなどにより、相談者は追い詰められています。

○　まずは警察に行くように促しましょう。その上で、相談窓口からも警察に連絡をしましょう。

ヤミ金被害の解決に当たっては、早期に警察に被害を訴えることが重要ですが、相談者が警察へ行くことを躊躇することが多々ありますので、職員（相談員）が自ら警察に連絡する等の対応をとりましょう。

3. ソフトヤミ金

(1) ソフトヤミ金とは

「ソフトヤミ金」と呼ばれているものも、「ヤミ金」の一つです。

従来のヤミ金のように脅すなどの暴力的な取立ては行わないとされていますが、普通では返済ができない違法な高金利で貸付けを行い、返済が滞れば、最終的には暴力的な取立てになる可能性があります。

(2) 手口

手口としては、手軽に短期少額の融資を行うが、様々な難癖をつけて完済にはさせず、次々と返済のための融資を行い、また、高金利であることから、結局はいつまで経っても完済できない状態にするのが、一般的なようです。

一見すると、「対応が優しい」、「暴力的なヤミ金ほどは金利が高くない」、「借り手の相談にのってくれる」などといった特徴があるとされていますが、あくまでも非合法の「ヤミ金」ですので、利用していいはずがありません。上述のとおり、いつまでも借金の状態から抜けられず、搾取され続けます。

(3) 対応方法

間違って「ソフトヤミ金」を利用してしまった相談者が窓口に来られた場合、基本的には多重債務者相談と同様の対応をとることとなりますが、特に次の点には注意を払うようにしましょう。

①　相談者の状況をよく聞いた上で、相談者は「ソフトヤミ金」による被害者の可能性があること、そうであれば相談者が一人で解決することはほとんど不可能であることを話して理解してもらいましょう。

②　まずは警察に行くように促しましょう。その上で、相談窓口からも警察に連絡をしましょう。

債務整理の具体的な方法

債務整理の方法については、基本編で簡単な説明をしました。ここでは、それぞれの方法について、基本的な考え方、手続きの流れ、費用・期間などの観点から、より詳しい説明をします。

1）任意整理

（1）基本的な考え方

「任意整理」とは、裁判所という司法の場を利用することなく、債務整理する方法です。

世の中で、揉め事が起きた場合に、当事者同士で解決することもできますし、裁判所を利用して問題を解決することもできます。この「任意整理」という方法は、前者の当事者同士で問題を解決する方法です。

具体的には、相談者は弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼して、貸金業者と借金の返済方法について協議してもらいます。その結果、法律専門家と貸金業者との間で、相談者にとって無理のない返済計画について合意してもらい、その合意内容にそって、相談者は返済を行っていくことになります。

もし借金の額がそれほど大きくなく、更に「利息制限法への引直し」計算（「5）「過払金」と「引直し計算」について」をご参照下さい。）の結果、大幅に減額された借金を一括で返済できるお金が用意できるようであれば、一括返済することも可能です。

任意整理は、裁判外で当事者同士が話し合いで解決する手段であるため、弁護士や司法書士といった法律専門家の手を借りなくても相談者自身で解決することも不可能ではありません。ただし、その場合、相談者自身が貸金業者と話し合いをしなければならず、百戦錬磨の貸金業者を相手にすると、「利息制限法への引き直し」に応じてくれなかったり、相談者が望まないような返済計画を押しつけられたりして、結局は債務整理がうまくいかないということになりかねません。お金がないから自分で何とかしたいと思う相談者もいるでしょうが、このような事情を説明し、法律専門家の手を借りない方法はあまり勧められる手段ではないことを伝えましょう。

（2）債務整理の流れ

任意整理を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員（相談員）の紹介を受け、相談者と法律専門家との面談。

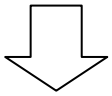

・法律専門家の意見を聞きながら、相談者は任意整理が適当か否かを判断します。

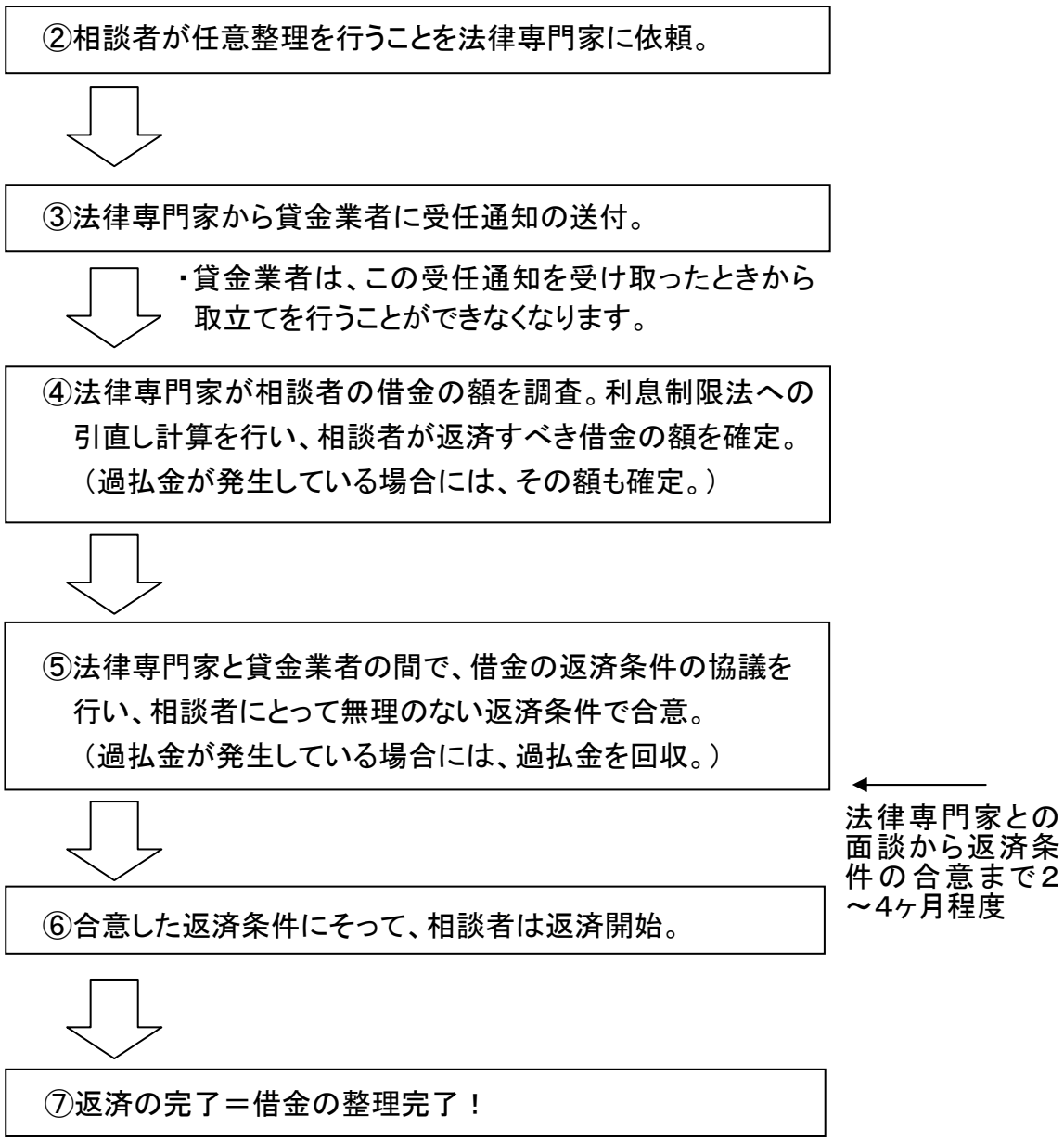

（3）任意整理にかかる費用

これから紹介する各債務整理に要する費用はあくまでも参考値であり、それぞれの弁護士や司法書士によって多少の開きがあります。

任意整理を法律専門家に依頼した場合、債権者1社あたり2万5千円程度に加えて若干の法律専門家に対する報酬が発生する場合があるとイメージしておいて下さい。これは弁護士に依頼した場合でも、司法書士に依頼した場合でも同様です。

（4）メリット・デメリット

①メリット

ｉ．弁護士や司法書士が、相談者の債務整理の手続を引き受けたことを貸金業者に通

知し、貸金業者がその通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立てがストップします。

ⅱ. 利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。場合によっては返済すべき借金が存在しないこともあります。

ⅲ. 裁判外の手続であり、当事者同士でいかなる内容の返済計画を立てることも可能であり、柔軟な返済計画を策定することができます。

②デメリット

ⅰ. 任意整理は、裁判所を利用せず、当事者同士の話し合いで債務整理を進めていくため、話し合いの結果に納得しない貸金業者に対しては、強制力をもって従わせることはできません。

ⅱ. 裁判所を利用した制度ではないために、話し合いに応じない貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。

＜例えばこんな場合Ⅰ＞

中田さんは貸金業者からお金を借りるときに、契約書とは別に「もし借金が返済できなくなったら、給与を差押えられても文句は言いません。」という趣旨（正確には、「金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨の陳述」という文言になります。）を記載した公正証書[5]という書類を作成しました。

中田さんは、順調に借金を返済していましたが、休日の海外旅行の出費がかさみ借金の返済が苦しくなったために、弁護士と相談して任意整理をすることになりました。弁護士はABCクレジットと話し合いを進めましたが、貸金業者は聞く耳を持たず、裁判所に対して給料の差押えを申立て、給料を差し押さえてしまいました。

任意整理の場合には、このような事態が生じてしまう可能性があります。そのような場合には、特定調停を利用して強制執行を停止してもらう必要があります。

ⅲ. 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります[6]（なお、利息制限法への引き直しを行わずに、返済を楽にするために

[5] 公正証書とは、公証役場というところにいる公証人という特別の権限をもった人が作成する書類のことで、この書類は裁判所の判決と同じ効力を持ちます。裁判所の判決と同じ効力を持つということは、改めて訴えを提起して裁判所の判決等を得なくても、裁判所に対して強制執行を申し立てること（給料等を差し押さえること）ができるのです。

[6] 「信用情報機関」とは、貸金業者などお金の貸付けを行う業者が、顧客の信用情報（今幾らの借金があって、返済が滞っていないかといった情報）を集積するために設置する機関のことです。業者は貸付けを行う際に、この信用情報機関に集積された情報を参考に、顧客が信用できる人物であるかどうか判断することになります。

返済期間を延長するなど、貸金業者と円満に条件変更ができた場合には、そのような情報が登録されない可能性もあるようです。）。

2）特定調停[7]

（1）基本的考え方

「特定調停」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、内容はさほど難しいものではありません。「特定調停」とは何かというと、裁判官と裁判所が指定する調停委員で組織される調停委員会を舞台に、相談者と貸金業者が借金の返済方法について話し合い、解決策を見いだしていくことです。

調停委員会というのは、裁判官と調停委員（裁判所から法律等の専門家として指定された委員）が、相談者と、関係する全ての貸金業者双方の言い分を聞いて、双方の主張を調整する場のことです。

この調停委員というのは、裁判所が指定するのですから、公正な立場から調整を行ってくれます。このため、相談者は弁護士や司法書士などの法律専門家の手を借りなくても債務整理を行うことができるのです（特定調停を進めて行くには色々と手続が必要となりますので、法律専門家に手続を依頼することももちろんできます。）。

任意整理を行う時に、法律専門家の手を借りずに相談者自身で貸金業者と話し合いを行おうとすると、債務整理がうまくいかなくなる可能性があると説明しましたが、この特定調停の場合は、公正な立場の専門家（調停委員）がいますので、一方的に貸金業者に有利な結論が出ることはありません。

このため、法律専門家に依頼する費用が用意できないといった相談者には便利な制度なのです。

この調停委員会での話し合いにおいては、相談者の抱える借金について利息制限法への引き直しも行われますので、借金の額が減額することが期待できます。後は、返済方法について合意した内容に沿って、相談者は借金を返済していくことになります。

（2）債務整理の流れ

特定調停を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。ここでは相談者が自ら特定調停の手続を進める場合を説明します。大まかな流れを把握して、相談者に説明して行きましょう。

①職員（相談員）の紹介を受け、相談者と法律専門家との面談。

⇩

[7] 特定調停の手続は「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」という法律に定められています。

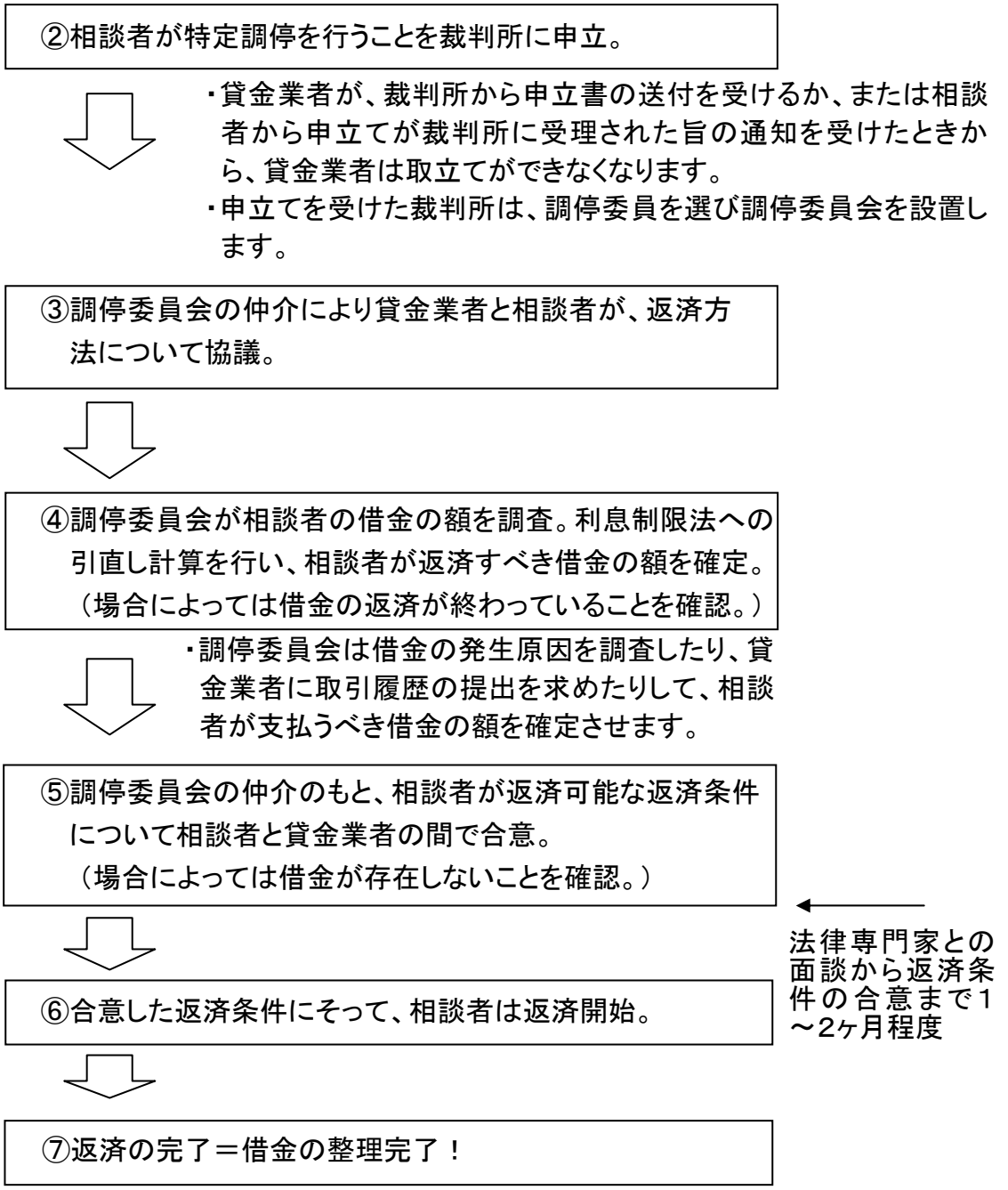

（3）特定調停にかかる費用

特定調停にかかる費用は、次のメリットのところでも説明するとおり、もっとも安価です。相談者が法律専門家との相談を経て、相談者本人で裁判所に手続を申し立てた場合には、数千円程度の費用で済みます（法律専門家への相談料は除きます。）。これは裁判所の諸々の手続にかかる費用として納めるものです（弁護士や司法書士に依頼することもできます。この場合、30～60 万円程度の費用がかかると考えて下さい。なお、法律専門家に申立書の作成のみを依頼することもできます。この場合には費用はぐっと安くなります。）。

（4）メリット・デメリット

①メリット

ⅰ. 裁判所に特定調停手続の申立てを行い、貸金業者が裁判所からの通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立がストップします（弁護士や司法書士に手続を依頼した場合には、任意整理と同様、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。）。

ⅱ. 利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。場合によっては返済すべき借金が存在しないこともあります。

ⅲ. 先ほど任意整理のところでは、「貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。」と説明しました。これは、任意整理とはあくまでも当事者同士の話し合いになるために、そこには何の強制力も働かないためでした。ところが、この特定調停というのは、裁判所に設けられる調停委員会という公の機関を舞台に話し合いを行いますので、一定の場合、強制執行の手続を止めてもらうこともできます。[8]

ⅳ. 相談者が法律専門家に依頼せず、[9]自ら裁判所に特定調停手続を申立てた場合には、このマニュアルで紹介する4つの方法のうち、最も安く債務整理ができます。

②デメリット

ⅰ. 裁判所を通じるといっても、あくまでも相談者と貸金業者が、話し合いにより解決方法を模索することになるため、貸金業者が複数いる場合など、全ての貸金業者と合意に達しない限り、合意に達しなかった貸金業者からの借金が整理されないことになります。

ⅱ. 相談者と貸金業者の間で合意が成立し、その内容が調停調書に記載されると、裁判所の判決と同じ効力があるため、合意内容にそった返済ができなくなると貸金業者は直ちに強制執行の申立てをすることができます。[10]

ⅲ. 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります。

---

8 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第７条を参照して下さい。

9 特定調停の手続き自体は相談者自ら行うことが可能ですが、特定調停の方法を選択する前提として、利息制限法への引き直し計算などを行い相談者の債務額を明らかにする必要があります。この利息制限法への引き直し計算は法律専門家のところで行うこととなりますので、適宜法律専門家へ引き継いでいきましょう。

10 「裁判所の判決と同じ効力がある」と言いましたが、これは改めて訴えを提起しなくても、貸金業者は給与を差し押さえることができるという意味です。

3）個人版民事再生[11]

（1）基本的考え方

「個人版民事再生」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、これも借金を整理する方法の一つです。「民事再生」という言葉を耳にしたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、これは簡単に言うと倒産の危機に瀕した中小企業などが、借金を整理して、もう一度出直す、すなわち「再生」することをスムーズに行うための制度です（実際には複雑な制度なので、詳しく知りたい方は専門書に当たってみて下さい。）。

その「民事再生」という出直しのための制度を、企業ではなく個人が利用しやすいようにしたものが、「個人版民事再生」という手続です。これも特定調停と同じように裁判所を通して行う債務整理の方法です。

では特定調停と何が違うかというと、特定調停はあくまでも「調停」という手続なので、相談者と貸金業者の合意が成立することが必要でした。どちらかがあくまでも合意に反対した場合には解決しない制度なのです。一方で、個人版民事再生は、借金で困っている人を「再生」させるために、その再生に反対の貸金業者がいても、一定の場合に強制的に債務整理を納得させられる制度です。

相談者にとっては、何とも心強い制度だと思われるかもしれませんが、そのような強制力をもった制度だからこそ、誰でも利用できるというわけではなく、相談者が一定の条件をクリアしている必要があります。

それはどのような条件かというと、代表的なものは、相談者が将来にわたって給料などの定期的な収入を得ることができ、一定の金額を借金の返済にあてることができる人であること、というものです。自分でお店を持っている方の場合であっても、将来的に売り上げが見込まれれば、そこから収入を得ることができるので問題ありません。

相談者がこのような条件にあてはまれば、裁判所に個人版民事再生手続を申立て、相談者の収入の範囲内で返済可能な返済計画（これを正式には「再生計画」と言います。）の案を作り裁判所からのお墨付きをもらった上で、その計画に沿って借金の返済をしていくことができるのです。

この個人版民事再生の手続には、更に「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」という二つの制度に分かれており、また、住宅ローンを抱えている相談者にとって、便利な制度も設けられていますが、それは次の「債務整理の流れ」の中で触れていくことにします。

[11] 個人版民事再生の手続は「民事再生法」という法律の第 221 条以降に規定されています。なお「個人版民事再生」という言葉は法律上の用語ではありませんが、理解しやすくするために、この手引きの中では「個人版民事再生」という言葉を使用します。

（2）債務整理の流れ

個人版民事再生の手続によって債務整理する場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員（相談員）の紹介を受け、相談者は法律専門家と面談し、個人版民事再生手続により債務整理を行うことを依頼。

ⅰ．この手続は実際には大変複雑なため、相談者が自分で手続を進めることは困難です。
ⅱ．法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。
ⅲ．相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。

⇩

＜小規模個人再生＞

②小規模個人再生を裁判所に申立。

ⅰ．小規模個人再生が利用できるのは、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、一定額を返済に充てられる人です。
ⅱ．したがって、専業主婦は利用できないことになります。
ⅲ．また、借金の総額が 5,000 万円以内であることも求められます。

＜給与所得者等再生＞

②給与所得者等再生を裁判所に申立。

ⅰ．給与所得者等再生が利用できるのは、小規模個人再生が利用できる人のうち、給与所得の変動が小さい人です。
ⅱ．したがって、自営業者は給与所得を得るわけではないので利用できないことになります。

⇩

③裁判所は、それぞれの手続について、相談者が必要な要件を満たしていると判断した場合には、手続の開始を決定。

ⅰ．この段階で、貸金業者は給与の差押えなどの強制執行を行うことができなくなります。

⇩

④裁判所で、利息制限法による引き直し計算結果などに基づき、相談者の抱える借金の額を確定。

ⅰ．借金の額を確定するプロセスで、貸金業者と相談者によって借金の額に争いがある場合には裁判所が個人再生委員を選任し借金の額を確定します。

＜小規模個人再生＞　　＜給与所得者等再生＞

⑤確定した借金の額をもとに、幾らまでの借金をどのように返済していくかを記載した再生計画案を作成して、裁判所に提出。

ⅰ．この再生計画はいくつかの条件を満たしている必要があります。その代表的なものをみていきましょう。

ⅱ．一つ目は、「最低弁済額要件」と呼ばれるもので、④で確定した借金を幾らまで減らすことができるかの限度と言うことができます。

ⅲ．具体的には、④で確定した借金の額（住宅ローン債権などを除いた額）に応じて次のような条件が課せられます。

・100 万円未満
→その借金の全額を返済していく計画を立てなければなりません。
・100 万円～500 万円
→100 万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
・500 万円～1,500 万円
→借金の額の５分の１までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
・1,500 万円～3,000 万円
→300 万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
・3,000 万円～5,000 万円
→借金の額の 10 分の１までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。

ⅳ．二つ目は、「清算価値保障要件」と呼ばれるものです。何やら難しそうな要件ですが、簡単に言えば、再生計画で定める返済額が、相談者の全財産を売り払ってお金に換えた場合の金額よりも少ないものであってはならない、というものです。

ⅴ．最後に、「弁済期間要件」と呼ばれる要件を満たしている必要があります。これは、再生計画で定める借金の返済方法が、3ヶ月に1回以上返済するものであり、返済期間が原則として３年間（特段の事情がある場合には５年間）の分割払いである必要があります。

vi. 給与所得者等再生の場合は、上記の「最低弁済額要件」に加えて、再生計画で定める返済額が可処分所得の２年分以上の額になっているという「可処分所得要件」を満たしている必要があります。

＜小規模個人再生＞

⑥再生計画案について貸金業者が書面による決議。

相談者が作成した再生計画案について、相談者にお金を貸していた貸金業者全員で賛成か反対かの決議をします。ここで、反対の貸金業者が議決権者総数の半数未満であり、かつ、反対の貸金業者が抱える借金が借金総額の半分以上でなければ可決されます。

＜給与所得者等再生＞

⑥再生計画案について裁判所が貸金業者から意見聴取。

給与所得者等再生では、小規模個人再生のように貸金業者の決議は必要となりません。裁判所は貸金業者の意見を聞く場を設けるだけで、仮に全て貸金業者が再生計画案に反対であっても、相談者の債務整理になると判断した場合には、認められます。

⑦裁判所は、再生計画案（小規模再生計画案については、⑥で賛成多数で可決された再生計画案となります。）を認可し、相談者はその再生計画案に沿って返済を開始。

←申立から再生計画の認可まで1年程度。

⑧返済の完了＝借金の整理完了！

（3）個人版民事再生にかかる費用

個人版民事再生の手続は、これまでの手続に比べて煩雑なので、それに応じて費用も割高となります。また、個人版民事再生の場合は、手続を地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります（ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことはできます。）。

個人版民事再生の場合は、おおよそ 30～60 万円程度の費用がかかると考えておいて下さい。

（4）メリット・デメリット

①メリット

ⅰ．弁護士に手続を依頼（司法書士に申立書の作成を依頼）した場合、任意整理や特定調停と同様、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。

ⅱ．特定調停の場合は、貸金業者全員の合意が必要で、強硬な貸金業者がいると借金の整理がなかなか進まない事態があり得ました。しかし、この個人版民事再生手続は、裁判所がリーダーシップをとって借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても借金を整理することができます。

ⅲ．再生計画を策定するプロセスにおいて相談者の借金が大幅に減額される可能性があります（例えば600万円の借金があっても、120万円に減額される可能性があります。）。

ⅳ．個人版民事再生の手続が開始されると、貸金業者は給与の差押えなどができなくなります。

ⅴ．貸金業者からの借金の他に、住宅ローンを抱えている場合には、住宅ローンの返済に対して特別の措置が講じられるため、住宅を失うことなく、借金を整理することもできます（ただし、住宅に住宅ローンによる抵当権以外の抵当権が設定されている場合は、この制度は利用できません。）。

＜例えばこんな場合Ⅱ＞

村田さんは、東京郊外にマンションを買うため、大山銀行で3,000万円の住宅ローンを組みました。その後、会社の社員旅行などが重なり、給料の範囲内では生活が苦しくなったため、ABCクレジットから50万円の借金をしました。最初は順調に住宅ローンの返済とABCクレジットへの返済が進んでいたのですが、会社での夜の付き合いを断れず、ついついABCクレジットから借金を重ねてしまい、遂に住宅ローンを含めて返済が困難な状態に陥ってしまいました。

住宅ローンを組む場合、銀行は通常、「期限通りに返済できなければ、一括返済をします」（これを「期限の利益を喪失する」と言います。）という条件を借り手にのんでもらいます。期限通りの返済が困難になれば、当然一括返済などできませんから、銀行は次に、住宅に設定した抵当権を実行することになります。「抵当権」とは、債権者が、債務者が返済できなくなった場合に、住宅などを売って（これを「競売にかける」と言います。）その代金で借金の返済をしてもらうために設定するものです。よく「借金のかたにとる」という言い方をしますが、まさにこれです。

大山銀行も当然村田さんの購入した住宅に抵当権を設定しているので、村田さんの住宅ローンの返済ができなくなれば、抵当権を実行して競売にかけ、そこから借金を返済してもらおうとします。そうすると村田さんはせっかく購入し

た家から追い出されてしまうことになるのです。

ところが、村田さんが、ABCクレジットからの借金を個人版民事再生手続で整理する場合には、村田さんが住宅を維持したままABCクレジットの借金を整理する方法があるのです。それが住宅ローン特別条項と呼ばれるものです。詳細な仕組みは専門書に譲りますが、ごくごく簡単に説明すると、村田さんが個人版民事再生手続の中で作成する再生計画案の中で、住宅ローンについて支払いを先延ばししてもらうといったことを記載することができるのです。これが利用できるためには、色々な条件があるのですが、要するにこの制度を利用すれば、村田さんは住宅を失わずにABCクレジットからの借金を整理できる可能性があるということです。ただし、住宅ローン特別条項を利用しても、住宅ローンの支払い条件が緩和されるだけで住宅ローンそのものが減額される訳ではないので、この点は注意が必要です。

②デメリット

ⅰ. 最初に説明したとおり、この制度を利用するには、相談者が将来において一定の収入が見込める者であることなどの制限があります。

ⅱ. 「債務整理の流れ」を見ていただくだけでも、この個人版民事再生手続が他に比べて複雑な仕組みであることがおわかりいただけたと思います。このため、この手続を相談者一人で進めることは困難ですし、弁護士に依頼する場合にも費用が高額となってしまいます。

ⅲ. 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります。

ⅳ. 個人版民事再生を行った場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることができるので、それを見たヤミ金等が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。

4）自己破産[12]

（1）基本的考え方

「自己破産」という言葉は今までの言葉と違い、一度は耳にしたことがある方も多いのではないでしょうか。「自己破産」というのは、借金を返済できなくなった場合に、自分の持っている資産をお金に換えて、その範囲内で借金を返して、それでも残ってしまった借金については、もう払わなくてよいですよ（これを「免責」と言います。）、ということを裁判所に認めてもらう制度のことです。

今まで紹介した3つの制度のうち、裁判所を利用する制度なので、特定調停や個人版

[12] 自己破産の手続は「破産法」という法律に定められています。

民事再生に近く、さらに借金の整理に反対の貸金業者に対しても半ば強制的に納得してもらうという点では個人版民事再生に近いと言えます。ただし、この自己破産は、手続が開始されると自分の持っている資産を裁判所が選任した専門家（これを「破産管財人」と言います。）が現金化し、債権者に分配するという点で、個人版民事再生とは大きく異なります。[13]一方で、個人版民事再生のように、向こう3年間の再生計画に従って返済を続けなければならないというようなことはありません。持っている資産で賄いきれない分については、免責が許可されれば払わなくて良いというお墨付きを裁判所がくれるからです（デメリットのところでも触れますが、破産の原因によっては免責が許可されない場合もあります。）。

もともと資産なんてほとんどない、という相談者にとってはなんとも便利な制度のように見えますが、その反面、一定の制約を伴う制度なのです。以下でもう少し詳しく見ていきましょう。

（2）債務整理の流れ

自己破産の手続によって借金を整理する場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員（相談員）の紹介を受け、相談者と法律専門家が面談し、自己破産により債務整理を行うことを依頼。

ⅰ．法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。

ⅱ．相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。

⇩

②裁判所に破産手続開始を申立て。（同時に免責許可の申立て。）

自己破産は、①相談者の財産をお金に換えて、貸金業者に配る（破産手続）、というプロセスと②残った借金について免責を認めてもらうプロセスから成り立っています。

一昔前は、破産手続と免責を認めてもらうプロセスは別々のものでしたが、今の制度では、破産手続を開始してくれるよう裁判所に申立てると同時に、特別な手続を行わなくても、免責を認めてもらう申立て（免責許可の申立て）も行われたことになります。要するに便利になったのです。

[13] 相談者にめぼしい資産がない場合は、破産管財人が資産を現金化するプロセスはとられず、破産手続は終了します（これを「同時廃止」といいます。）。相談者にめぼしい資産があり、破産管財人が選任される場合には、同時廃止の場合よりも破産手続きにかかる費用は高額となります。

③裁判所が相談者を呼出し、破産を申し立てた原因や借金の状況などの質問を行い、既に相談者の財産だけでは支払い不能であることが認められれば破産手続を開始。

＜めぼしい財産がない場合＞

④裁判所が破産の手続を終了させる同時廃止を決定。

相談者にめぼしい財産がなく、お金に換えて貸金業者に配っても意味がないような場合は、破産手続を進めても意味がありません。このような場合は、破産手続の開始と同時に、破産手続を終わらせる「同時廃止」の決定を行います。

＜ある程度財産がある場合＞

⑤裁判所が相談者の財産を売却して、売却代金を貸金業者に分配する破産管財人を選任。

相談者の財産は、生活に必要な最低限の財産（家財道具や食料に加えて最低限の生活費（９９万円））を残して、住宅や車も全て売却されます。（これらの財産の集合体は「破産財団」と呼ばれています。）

⑥破産管財人が破産財団の売却代金を貸金業者に分配。

この分配（これを「配当」と言います。）をもって破産手続は終了します。後は、いよいよ残った借金を免責してもらう手続に入ります。

⑦①で破産手続開始の申立てと同時に行われた免責許可の申立てに基づき免責決定。

ⅰ．②で説明したとおり、特別な手続を行わなくても、破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てが行われたことになります。

ⅱ．相談者が、免責を許されない事情を抱えていない限りは免責が認められます。

⑧借金の整理完了！

申立から免責決定までの期間は、相談者にめぼしい資産がない場合は2ヶ月程度、資産がある場合は半年程度。

（3）自己破産にかかる費用

自己破産はそれほど複雑な手続を必要としないため、個人版民事再生よりは安価となりますが、おおよそ 30～60 万円程度の費用がかかります。また、自己破産の場合は、手続を地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります（ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことはできます。）。

（4）メリット・デメリット

①メリット

ⅰ. 何よりも一番大きなメリットは、裁判所に免責を認めてもらった場合、相談者の資産を超える借金の返済義務から解放されることです。個人版民事再生手続のように、3年間返済し続けなければならないというようなことはありません。

ⅱ. 弁護士に手続を依頼（司法書士に申立書の作成を依頼）した場合、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。

ⅲ. 個人版民事再生と同様、裁判所がリーダーシップをとって強制的に借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても債務整理することができます。

ⅳ. 自己破産の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。

②デメリット

ⅰ. 生活必需品や最低限の生活費を除いて相談者の財産は破産管財人が売却することになるので、基本的に住宅や車は手放すことになります。[14] 生命保険なども解約させられる場合もあります。

ⅱ. 場合によっては、免責が受けられない、つまり相談者の資産だけではまかなえなかった残りの借金について、引き続き返済義務が残ってしまうということがありえます。例えば、借金の原因がギャンブルであったり、ブランド品を買い漁ったりしたものである場合や、過去に免責を受けたことがあり、そのときから7年以内に免責の申立てをした場合などは免責が認められない典型的なケースです。ただし、このような場合であっても相談者が真剣に反省しているなどの理由によって、裁判所の裁量によって免責が認められるケースもあります。

ⅲ. 破産手続が開始されると、警備員など一部の業務に就けなくなるといった制約が課されます（ただし、裁判所から免責許可を受ければこの制約から解放されます。（これを「復権」と言います。））。[15]

ⅳ. 破産した場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることがで

[14] 実際の運用では、初度登録（初めて陸運局に登録すること）から６年を経過した国産車については、資産価値がないと判断され、引き続き債務者が保有することが認められるケースもあります。

[15] 警備業法第 14 条第１項に定められています。その他、公認会計士や弁護士、貸金業者など、主に金銭を取り扱う業務について制限が課されています。

きるので、それを見たヤミ金等が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。破産した場合、銀行や貸金業者はお金を貸してくれないため、ついつい勧誘に乗ってしまいそうですが、いったんヤミ金等に手を出してしまうと、通常の債務整理の方法では解決できなくなる恐れがあります。

ｖ．借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります。

5)「過払金」と「引直し計算」について

今までの説明の中で、何回か、「過払金」や「引直し計算」という言葉がでてきました。以下ではこれらがどういったものか、説明をしていきます。

(1)利息に関する法律　ー「利息制限法」と「出資法」ー

現在、我が国では、お金を借りるときの利息について、法律でルールが定められています。利息制限法という法律と出資法[16]という法律です。なぜ、同じ利息について二つも法律があるのでしょうか。

それは、前者は民事上のルールを定めた法律であり、後者は刑事上のルールを定めた法律だからです。

利息制限法は、民事上のルールとして、利率の上限を年 15～20%[17]と定めています[18]。その上限を超える利息の契約をしても、上限を超える部分については無効ということになります。「無効」というのは、利息を支払う義務はなく、もし仮に支払ってしまっても、返してもらえる(元本が完済されている場合)、又は、利息ではなく元本の返済として支払ったことになる(元本がまだ完済されていない場合)、ということです。

具体例をあげてみますと、例えば 50 万円を借りたときに、1年間で 10 万円(20%)を支払いますよ、という契約を交わしても、1万円分(2%分)は無効ということになります(50 万円を貸した場合には、18%が上限となるため、20－18 で 2%が上限をオーバーしていることになります。)。この場合に借主が 10 万円の支払をした場合、法律上は、9 万円を利息として、1 万円分は元本の返済として支払ったこととなり、元本は 49 万円になります。(貸手は、10 万円は全額利息として支払われ、元本はまだ 50 万円あると主張するでしょうが、そのような主張は誤りということになります。)

---

16 正式には「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」と言います。

17 具体的には、貸したお金が 10 万円未満なら、1年間に 20%に相当する利息が上限となり、10 万円以上 100 万円未満なら、1年間に 18%、100 万円以上であれば1年間に 15%が上限となる、というように定められています(利息制限法第1条)。

18 「利息の上限が年 15%」というのは、お金を借りたときに、1年間に借りたお金の 15%までの利息の契約は有効である(利息として支払わなければならない)という意味です。

このように、利息に関する契約の有効性を定めている法律が利息制限法です。

一方の出資法は、刑事上のルールとして、上限を超えた場合は刑罰の対象としますよということを定めています。先ほど利息制限法の説明の中では、貸したお金の額に応じて、上限が 15%～20%という階段状に設定されていましたが、出資法は、貸したお金の額にかかわらず、一律に 20%を上限と定めています。この 20%を超えて貸金業者などの業者がお金を貸した場合には、5年以下の懲役、1,000 万円以下の罰金という刑罰の対象となるのです（出資法第 5 条第 2 項）。

このように、利息については、民事上のルールとしての利息制限法と刑事上のルールとしての出資法という二つの法律があるのです。

なお、利息制限法と出資法の上限金利に関して、最近（正確には、2010 年 6 月 18 日）、二点大きな改正がありました。出資法の上限金利の引下げ（29.2%から 20%へ）と「みなし弁済」制度の廃止です。（みなし弁済については、次の（2）で詳しく説明します。）

二つの改正を図で示すと以下のようになります。

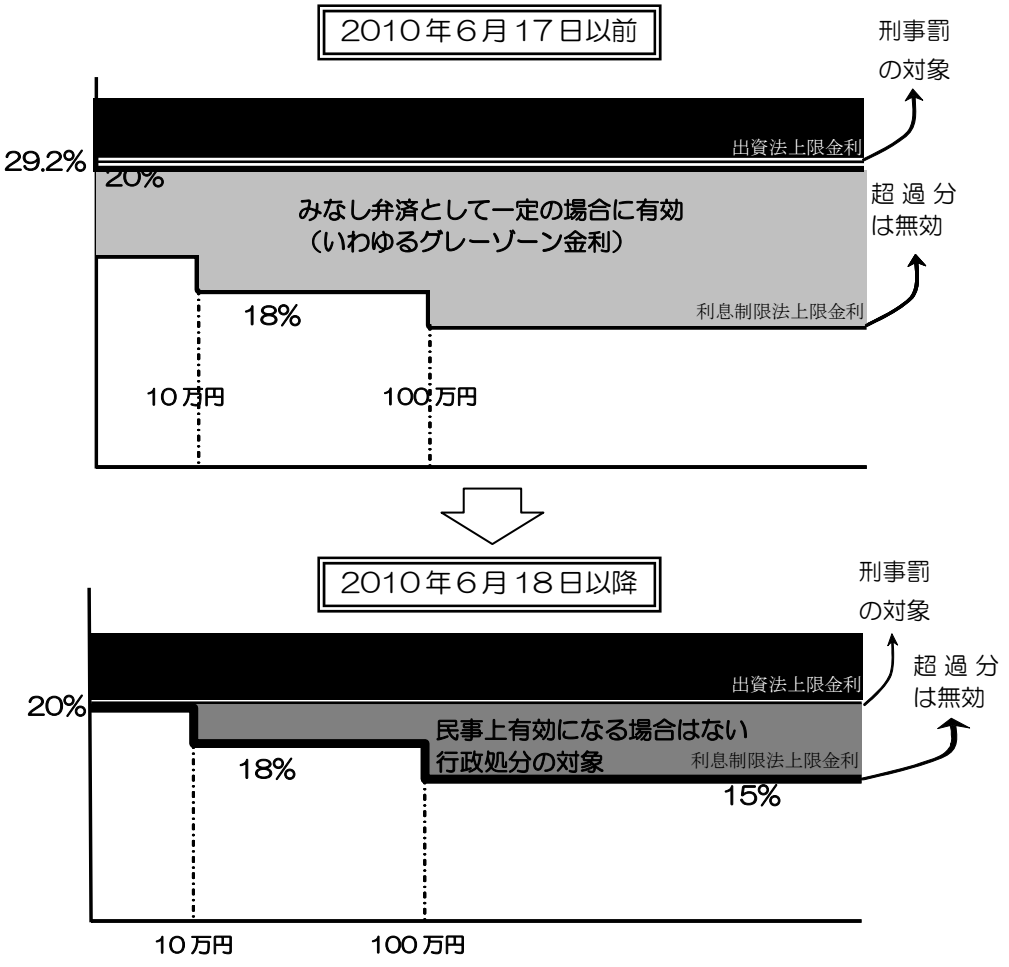

（2）「みなし弁済」とは？

以前は、出資法の上限は超えないものの、利息制限法の上限を超える金利[19]の契約がされることが多くありました。超過分について利息の契約は無効であるのに、なぜ、貸金業者がそのような契約を結んでいたかというと、「貸金業の規制等に関する法律」という法律[20]に、一定の場合には、そのような利息の支払いを有効なものとする旨の規定があったためです（「みなし弁済」制度[21]）。具体的には、「貸金業者が借り手に対して必要な書面を全て交付しており、かつ、借り手が任意に返済した場合」には超過利息の支払も有効とされていたのです。利息の支払いが有効になると、借主は超過分の利息を返してもらえず（元本が完済されている場合）、又は、利息ではなく元本の返済として支払ったことにもならない（元本がまだ完済されていない場合）ことになります。

この貸金業者にだけ認められた特別な制度は、「みなし弁済」制度と呼ばれていました。法律で「有効な弁済とみなす」と書かれていたので、「みなし弁済」制度です（ただ、実際には、この「みなし弁済」が認められる場合は限られていました。詳細は次の（3）で説明します。）。

（3）「みなし弁済」を認めない実務の運用

以前は、多くの貸金業者は、（2）で説明した「みなし弁済」制度を利用して、利息制限法と出資法の隙間のグレーゾーン金利でお金を貸していました。

ところが、この「みなし弁済」制度を巡っては、昔から貸金業者と借り手との間で様々な争いが起きていました。「みなし弁済」が成立するためには、先ほど述べたように、様々な条件を満たす必要があります。ということは、この条件を満たしているかについて、貸金業者は満たしていると言い、借り手は満たしていないと言う、という争いが生じやすくなっていたのです。

この様々な争いに関しては、最後は最高裁判所の判断を仰ぐことになったのですが、最高裁判所は貸金業者にとっては非常に厳しい判決を相次いで下したのです。分かりやすく言えば、多くの貸金業者は、それまでのお金の貸し方では、「みなし弁済」が認められなくなったのです[22]。

---

19 「出資法の上限は超えないものの、利息制限法の上限を超える金利」は、その契約が犯罪ではないものの、民事上原則として無効であることから、「グレーゾーン金利」と呼ばれていました。

20 現在は「貸金業法」と名称が変わっています。

21 前述のとおり、現在ではこの制度は廃止されており、もはや利息制限法の上限を超える利息の支払いが有効とされることはありません。以下で過去の制度について説明するのは、現時点で債務整理をなす場合にも、後述の「引直し計算」が不可欠であるためです。

22 もう少し詳しく説明すると次のとおりです。貸金業者からお金を借りると契約書を渡されます。この契約書の中には、多くの場合、お金を借りた人が期限どおりに決められた金額を返済できなかった場合には、残りの借金全てを一括で返済しなければならないという「期限の利益喪失特約」という条項が規定されています。
最高裁判所は、貸金業者が利息制限法を超えるグレーゾーン金利で貸付けを行っている場合に、グレーゾーン金利についての利息も含めて「期限の利益喪失特約」が付いていると、グレーゾ

（4）「みなし弁済」が認められないとどうなるか

「みなし弁済」が認められないと、借金はどのようになるのでしょうか。「みなし弁済」が認められない結果、原則に戻って、利息制限法の上限を超える利息の支払いは無効になります。つまり、貸金業者が利息として受け取れるのは、利息制限法の上限に相当する額のみとなり、それ以上の額については、利息ではなく元本の返済として受け取ったことになる、ということです（結果として、元本の額は、貸金業者が元本だと思っている額よりも減少します。）。

このような「みなし弁済」の認められない超過利息の支払を続けていくとどうなるでしょうか。貸金業者が元本だと思っている額よりも、本当の元本の額はどんどん減少していき、いつしか本当の元本はゼロになります。それでもなお、支払いが続けられるケースも少なくありません[23]。このような場合、「元本はゼロ、利息もゼロ」ですから、法律上、貸金業者はお金を受け取る権利はありません。それにもかかわらず、貸金業者はお金を受け取ってしまっていることになります。このような場合、貸金業者は、民法上[24]、元借入人に対し、権限なく受け取ったお金を返さなければなりません。つまり、今度は逆に、元借入人の方が、貸金業者に対し、お金の支払いを請求できる、ということです。このような「払い過ぎたお金」が「過払金」、元借入人が貸金業者に対して有する「過払金を返しもらう権利」を「過払金返還請求権」といいます。

また、このように、「みなし弁済」が認められない前提で利息額を計算し、法律上正しい元本の額を算出することを「引直し計算」といいます。引直し計算は複雑ですので、特別の計算ソフトを使ってするのが通常です。また、計算の基礎になる取引の履歴については、貸金業者から取り寄せる必要があります。

（5）「過払金」と「引直し計算」の具体例

ここでは具体的な数字を出して考えてみましょう。

松井さんは貸金業者から、車の購入資金として 100 万円を借り入れました。1年後に一括で返済するという約束で、利率は1年間で 29.2%としました。この 100 万円を1年後に貸金業者に返済するとした場合、松井さんが1年後に返済する利息の額は、

100 万円　×　29.2%　×　1年　＝　29.2 万円　となります。

本来、松井さんは 14.2%分（29.2%－15%）の利息は支払う義務はないのですが、約束に従って1年後に 29.2 万円の利息を含め 129.2 万円を返済しました。ところが、貸金業者が必要な書面を交付していなかったために、「みなし弁済」の要件を満たし

ーン金利についても支払いが強制されていることになり、「みなし弁済」として認められるための任意性の要件が認められないと判断しました。多くの貸金業者がこの「期限の利益喪失特約」を利用していましたので、そのままの状態ではみなし弁済が有効と認められなくなったのです。

[23] このような支払いがされるのは、貸し手は「みなし弁済」が成立する前提で元本を計算しており（その前提だと元本額はゼロにはなっていない）、この計算結果に基づき借り手に利息等の支払を請求してくるためです。

[24] 正確には、民法第 703 条以下の不当利得という制度です。

ていないということになり、利息制限法への引き直し計算が行われることとなりました。100 万円を借りた場合だと利息の上限は1年間で 15%となりますので、引き直した場合の利息の金額は、

100 万円　×　15%　×　1年　＝　15 万円　となります。

松井さんが支払う利息は、本来は 15 万円で良かったということになります。そうすると本来は支払わなくてもよいはずの 14.2 万円（29.2 万円－15 万円）を余計に払っていたことになります。これが「過払い」と言われるもので、松井さんは払いすぎた利息の返還を求めることができるのです。

ここでは分かりやすくするために事例を簡素化して説明していますが、基本的な考え方は全ての場合に通じます。

「利息制限法への引き直し」や「過払い」とはどういうことか、イメージはつかめたでしょうか。

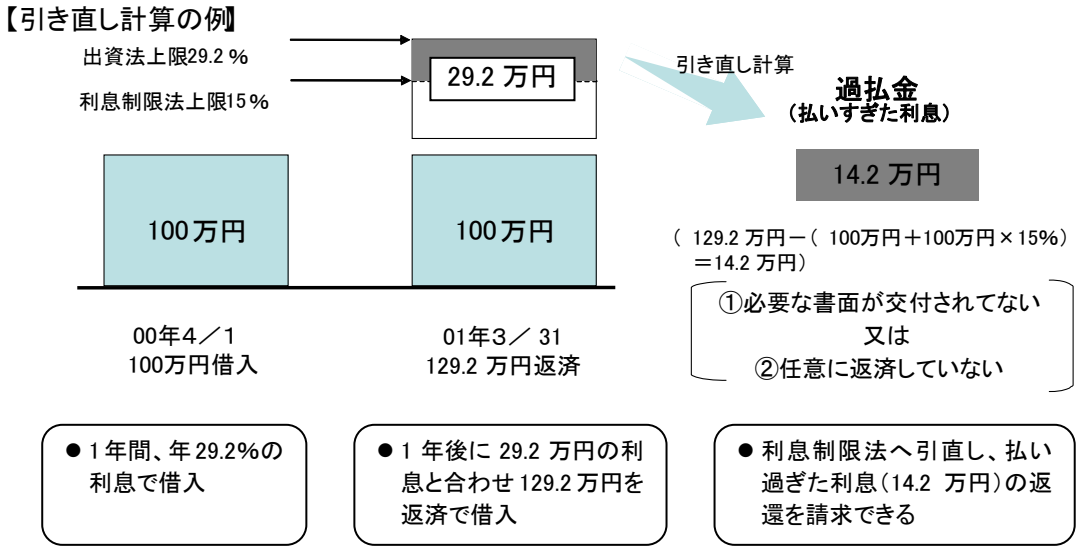

Ⅰ．相談を受ける方へ

【さらなる取組み　～家計管理～】

※　「さらなる取組み」は、相談者が生活再建を実現するための有力なツールとなる「家計管理」について紹介するものです。
　職員（相談員）におかれては、相談者の個々の状況に応じ、ここで紹介する「家計管理」の方法を参考にして、相談者の家計管理を通じた生活再建の実現に取り組んでみてはいかがでしょうか。
　なお、この「さらなる取組み」は、あくまで一つの進め方であり、職員（相談員）に対して、相談業務における何らかの義務を生じさせるものではありません。

家計管理の重要性

家計管理はなぜ必要なのか

相談者の多くは、多重債務を抱えたことによって、あるいは多重債務を抱える過程で収支のバランスが崩れ、基本的な家計管理もままならない状態であることが考えられます。これは、“生活費やローンの返済金の不足を借金で補う”という悪循環を繰り返すうちに、“自らの収入の範囲で生活する”という、当たり前の生活感から大きくかけ離れてしまったことを意味します。実際の相談では、① 収入が減って返済ができない（今の生活スタイルを変えたくない）、② いくら返済に回せるのかわからない（考えたくない）、といった返済に関することや、③ 決められた範囲で家計をコントロールできない、④ 家計費が不足する原因がわからない、⑤ 節約のための知識がない、といった家計管理に関する悩みが語られることになります。言い換えれば、相談者が多重債務に振り回された結果として、お金をコントロールするという極めて現実的な生き方から目をそむけてしまっている状態といえます。 したがって、このような状態を放置したまま債務整理だけを行っても、相談者のお金との付き合い方そのものが変わっていかなければ、再発の可能性が残ってしまうのは自明の理といえるのではないでしょうか。その意味で、家計管理方法の習得は重要なテーマとなるのです。

なお、債務整理を行った後の当面の問題として弁護士や認定司法書士等への手数料の支払いに加え、利息制限法への引き直し後に債務が残った場合には概ね３～５年という期間にその返済も行っていかなければならないことになりますので、収入の範囲で安定した家計管理を維持し確実な返済につなげるためにも家計管理の側面からの支援が不可欠といえます。

そして、家計管理の実行を通じて借金問題の最終的な解決を目指すことになりますが、職員や相談員が行うこの支援こそが相談者がお金との付き合い方を習得し借金に依存せず等身大の暮らしを取り戻すための大切なリハビリテーションともなるのです。

ここでは、家計管理の基本的な進め方について概説します。

家計管理の目的

＜基本編＞

- ◆ 現状と向き合いながら適切な返済計画を構築し実行することができるようになる。
- ◆ 再び多重債務に陥ることのない家計体質を構築するとともに、生計を適切に維持するためのスキルを身につける。

＜応用編＞

- ◆ 将来に向けた生活設計ができるようになる。

家計管理にはさまざまな方法があります。ここでは、最も基本的なプログラム（家計管理のステップ）をご紹介します。なお、すべての相談者に一律に同じものをあてはめるというものではありません。あくまで相談者一人ひとりの状況に応じた対策を立てることが大切です。

家計管理のステップ

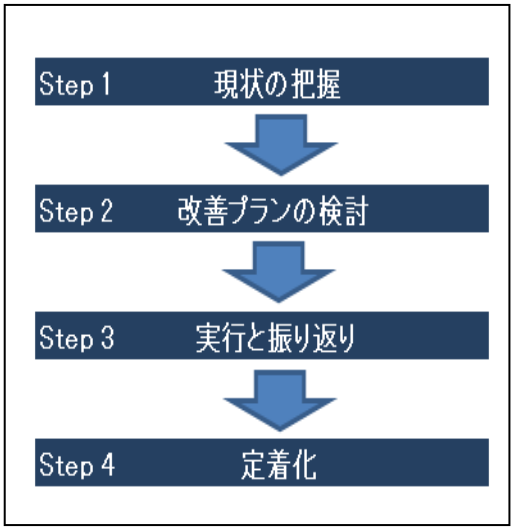

＜Step1　現状の把握＞

家計管理は、まず現状を把握するところからスタートします。「1カ月の支出内訳表」を使って収入と支出を書き出します。相談者が家計簿をつけているといった場合は、精度の高い支出内訳を把握していることになりますので、それを参考に転記してもらいましょう。しかし“家計簿はつけていないし支出内訳なんてまったくわからない”という場合は、支出記録表を使って、これからの1カ月間の状況をチェックしてもらいます。このステップは、相談者が現状と向き合い自分の生活を客観的に知るための重要な手掛かりとなります。

＜Step2　改善プランの検討＞

作成した「1カ月の支出内訳表」をもとに、改善プランを検討します。全体を見渡し相談者に感想を尋ねてみるとよいでしょう。がんばってやりくりしているつもりでも、どこかに偏りがあったり、見込みよりも少なかったりなどさまざまな感想が出るのではないでしょうか。赤字なら抜本的な見直しが必要ですし、たとえ黒字でも偏りの調整は必須です。必要な返済金を含め全体のバランスを考慮しながら改善策を検討します。

まず、「1カ月の支出内訳表」の区分欄に、「○：すぐに金額の変更可能・必要　△：金額変更ができそう　×：金額変更はできない」を記入してもらいます。次に、「対策検討シート」を使って、改善の対象となる費目と現在の支出金額、目標金額をそれぞれ記入し、最後に実行策を書き入れます。言うまでもありませんが、実行策は現実的かつ具体的であればあるほど達成の可能性が高まります。たとえば水道光熱費ならば、『洗濯はお風呂の残り湯を使う』、『待機時消費電力をカット⇒電気代を5%節約』といった具合です。

あくまで相談者自身からプランを引き出すという姿勢が重要ですが、なかなか思いつかないと訴えるケースも考えられるので、生活実感をよく聞きながら、相談者がきちんと現実と向き合うことができるよう支援してください。ここでの改善プランを「1カ月の支出内訳表」の改善プラン1へ記入します。

相談の初期段階では、概ねステップ2までを行うことになりますが、相談者にとっては、むしろここから先のステップが実生活の中での正念場といえます。

改善プランがうまくいくかどうかは、この段階までに職員や相談員がどこまで相談者との間に信頼関係を構築し、動機づけを高められたかにかかっていると言っても過言ではありません。これまでに相談者との間で築かれた信頼関係を踏まえ、十分に話し合った上で相談者を送り出してください。また、後日、“実行結果を報告してもらう”といった約束は、相談者にとって大きな励みとなるので、継続性を確保するうえでたいへん有効です。その場合はステップ3及びステップ4を行います。

＜Step3　実行と振り返り＞

前回の相談から今日までの間に頑張ってきたことを支持します。その上で、うまくいった点を確認します。なぜうまくいったのかを明確にすることでさらに継続性を高めることができます。一方、うまくいかなかった点については、その原因をよく聞きとり一緒に対策を検討してください。検討の結果、目標金額を修正する場合は「1カ月の支出内訳表」の改善プラン2に書き込みます。

＜Step4　定着化＞

相談者が日々の課題に取り組み、一定期間平均して改善プランが実行できたら、家計管理が定着してきたといえます。一定期間とは相談者個々の状況により異なりますが、概ね3～6カ月間が目安といえます。さらに、長期間の継続的・安定的実行を目的として、家計簿をつけることや封筒分け方式による管理方法を勧めてもよいでしょう。相談者とよく話し合ってください。なお、『くじけそうになった時にはいつでも相談にのりますよ』という職員や相談員の一言は、相談者に大きな勇気を与えるとともに、“いつでも相談できる”という安心感が継続を後押しすることになります。

実行支援におけるポイント

相談者からは、『必要なのはわかっているけど、なかなか実行に移せない』、『やってはみたけれど改善策が暗礁にのり上げてしまった』といった訴えが予想されます。職員や相談員はこれらの状況に的確に対応しなければなりませんが、動機づけを高めるためのポイントを以下に示します。

- ◆ 信頼関係を作り、“この職員（相談員）には本音を話そう”という感覚を持ってもらう。
- ◆ 相談してきたことそのものを支持する。
- ◆ 改善の成果については、“できた”、“できなかった”という両極端ではなく、少しでもうまくいったこと（小さな成功体験）に焦点をあて、相談者の取り組んできた姿勢や実行過程の中の成果を見出すことを心がける。
- ◆ 相談者のリソース（もともと持っている解決のための力）に焦点をあてる。

応用編（ライフプランの構築）

基本編では、家計管理のステップにもとづき収支の改善策を中心に検討してきました。これで、債務整理と相まって借金問題解決に向けて一歩踏み出したことになります。そして、次の段階では、今後の予期せぬ事態への対処はもちろん、将来に向けて安定した生活を維持することを目的として、中長期的な視点からライフプランを検討していきます。この取組みは、相談者が自己のライフスタイルの見直しを行う上でも大切な作業といえます。

ライフイベントをチェックする

まず、ライフプランシミュレーション表にライフイベントを書き出してみます。ライフイベントとは、家族全員の将来の予定やイベント、キャッシュフローを時系列に一覧にまとめたものです。たとえば、「結婚する」、「自宅を購入する」、「自動車を買い替える」、「子どもの進学」などです。「〇年後には海外旅行もしたい」という希望も含めて、少しまとまったお金が必要になるイベントを書き込みます。将来のいつまでを対象にするかは、相談者の状況に応じて決めるとよいでしょう。まず、サンプルを参考に家族の名前や年齢を記入します。これだけでもいろいろなことが見えてくるはずです。それぞれのイベントと必要な費用の目安を書き込みます。

実現可能性を検討する

ライフイベントの記入と並行して、収支を予測します。昇給率や物価の増減率などを加味しながら金額を記入します。収入と支出の差額が年間収支となりますが、それに現有の貯蓄額を加えたものが貯蓄残高です。今の貯蓄残高でライフイベントを実行するための予算が賄えるのか、生活のリスクに対応できるのか、よく検討してもらいます。不足するようなら、基本編に戻って家計支出を再度調整する必要があるかもしれません。それでも不足する場合は、イベントそのものを見直すことが必要になります。あくまで、無理をせず等身大が基本です。あきらめること、グレードを落とすことも立派な選択肢であることを伝えてください。なお、より綿密なプランを作るためには、ファイナンシャルプランナー等への相談が有効な場合もあります。

ライフプランシミュレーション表

	年次	1年後	2年後	3年後	4年後	5年
	西暦	2012年	2013年	2014年	2015年	201
家族構成と年齢	夫(32歳)	33歳	34歳	35歳	36歳	37
	妻(30歳)	31歳	32歳	33歳	34歳	35
	長女(4歳)	5歳	6歳	7歳	8歳	9
	長男(1歳)	2歳	3歳	4歳	5歳	6
自分＆家族のライフイベントと支出予定額	イベント		長男小学校	車の買い替え	マンション頭金	
	支出予定額		¥100,000	¥1,500,000	¥5,000,000	
	イベント		長女幼稚園			
	支出予定額		¥200,000			
	イベント					
	支出予定額					
	イベント					
	支出予定額					
	イベント					
	支出予定額					
	支出予定額合計					
収入	給与収入1					
	給与収入2					
	その他の収入					
	収入合計					
支出	基本生活費					
	住宅関連費					
	車両費					
	教育費					
	一時的な支出					
	その他の支出					
	支出合計					
年間収支(＝貯蓄予定額)						
現有貯蓄(運用利回り)						
貯蓄残高						

Sample

《参考》

支出記録表（　年　月　日 ～ 年　月　日）

買ったもの
金額(円)

項目 / 日付										合計
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
日										
合計										

１カ月の支出内訳

（平成　　年　　月分）

単位:円

収入	主な内訳	現状	改善プラン１	改善プラン２	備考
本人	給与				
	その他				
配偶者、他	給与				
	その他				
収入合計					

支出	主な内訳	現状	支払	区分	改善プラン１	改善プラン２	備考
住居費	家賃、住宅ローン						
食費	自炊						
外食費	家族での食事						
水道光熱費	水道、電気、ガス						
通信費	固定、ｹｲﾀｲ、新聞						
被服理美容費	床屋、美容院、服						
日用雑貨費	ﾃｨｯｼｭ、石鹸						
医療費	薬、医療						
教育費	授業料、塾						
交通費	ガソリン代、定期代						
教養娯楽費	酒、たばこ、趣味						
交際費	つきあい						
仕送り	子供等への仕送り						
こづかい	家族のこづかい						
雑費	使途不明金含む						
税金	住民、市県民						
保険	国民、生命、損害						
年金	国民、厚生、共済						
貯蓄	月々の積立金						
返済金	消費者金融						
	ｸﾚｼﾞｯﾄ（ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞ）						
	ｸﾚｼﾞｯﾄ（ｷｬｯｼﾝｸﾞ）						
	銀行等						
	その他						
	計						
支出合計							

収支（収入-支出）							

資産	内訳	金額	年間支出	内訳	支払月	金額
合計			合計			

支払欄	○･･･現金支払 △･･･カード支払 ×･･･給与天引き、自動振替	区分欄	○･･･すぐに金額の変更可能・必要 △･･･金額変更ができそう ×･･･金額変更はできない

対策検討シート

	費目	現在の支出額	目標金額	問題解決のための実行策
1		円	円	
2		円	円	
3		円	円	
4		円	円	
5		円	円	
6		円	円	
7		円	円	
8		円	円	
9		円	円	
10		円	円	
	合計	円	円	

ライフプランシミュレーション表

	年次	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後	15年後
	西暦															
家族構成と年齢	夫(32歳)															
	妻(30歳)															
	長女(4歳)															
	長男(1歳)															
自分＆家族のライフイベントと支出予定額	イベント															
	支出予定額															
	イベント															
	支出予定額															
	イベント															
	支出予定額															
	イベント															
	支出予定額															
	イベント															
	支出予定額															
	支出予定額合計															
収入	給与収入1															
	給与収入2															
	その他の収入															
	収入合計															
支出	基本生活費															
	住宅関連費															
	車両費															
	教育費															
	一時的な支出															
	その他の支出															
	支出合計															
年間収支(＝貯蓄予定額)																
現有貯蓄(運用利回り)																
貯蓄残高																

取組事例

1. グリーンコープ生協ふくおか

【生協が融資を行った事例①】

＜相談者の背景＞

相談者は 50 歳のパートタイマーである。相談者の夫は正社員で再就職したばかりである。同居の長女は正社員で働いている。

相談者の夫は 1 年半ほど前に、元会社で業務上の接待費用を借金で工面し、その軋轢からパチンコにはまり、総額 1200 万円の債務をつくり、自殺未遂をおこした。平成 12 年に 2900 万円でマンションを購入し、毎月約 10 万円を支払い中であった。自宅を残すために夫婦共に個人再生をおこない、現在毎月 5 万円を返済中である。

債務整理はできたが、市民税・県民税の滞納、固定資産税の滞納で税務課から厳しく請求されており、自宅だけは手放したくなく、早急な解決を希望した。その他、長女名義での借金、長男の学費（上海大学）の未納分、夫の元会社への返済金などがあり、生活の見通しが立たないので、貸付を希望した。また、長男への仕送りの増額についても相談を希望した。

＜相談過程＞

まず、相談者は相談員とよく話し合いながら家計表を作成し、現在の支出の実態を見直した。収入は夫婦で 44 万円であるが、個人再生返済金 5 万円、住宅ローン 10 万円、元会社への返済金 3 万円、長女名義の借金返済 4 万円、教育ローン 1.3 万円、長男への仕送り 6 万円で計 29 万 3 千円で生活費は 15 万円弱しか残らない。外食も控え、3 人分のお弁当を作るなど努力はしているが、家計表を作ってみると毎月実質 4 万円ほどの赤字であることがわかった。生活費そのものはこれ以上支出を押さえることは難しいことも判明した。

お金を回して生活を維持している状態であること、家族の協力なしには解決できないことを相談者がよく理解した上で、特に同居の長女の協力が得られるなら、返済計画を立てて、100 万円の範囲内での貸付により家計の再生は可能であると判断した。

＜生協の対応とその後＞

夫婦での面談を行い、次に長女も入れて家計の実態をよく理解してもらった。① 長女が毎月 5 万円の生活費を家計に入れること、② 長男へのこれ以上の仕送

りは無理であることを長男に連絡すること(もしくは祖父に援助を申し入れること)、③ 貸付後 3 ヶ月面談、6 ヶ月面談に家計表を持参することを貸付の条件とした。

個人再生の弁済金と元会社への返済金はここ 2 年の間に五月雨的に終了することをキャッシュフロー表で確認し、節目節目で家計が楽になること、どこまで頑張ればよいかを夫婦・長女同席で理解させた。

貸付金額は市民税・県民税、固定資産税、長女名義の債務で合計 103 万円を 60 ヶ月払いとした。

その後 2 年が経過し、長男も上海大学を卒業して上海の日本企業に就職し、個人再生の弁済も終了した。生協への返済も一度も遅滞することなく進んだが、途中で病気入院や長女の事故が重なり預貯金をする余裕はまったくなかった。

平成 23 年 7 月に長男の勤務先が上海から異動することになり、遊びに来るようにということでその渡航費用として 15 万円を借り入れたいとの再度の貸付希望が出た。

事情は理解でき、また、これまでよく頑張ってこられたことでもあるため、協力することとした。返済金が増えるのは出来るだけ抑えたいので、毎月返済金と一緒に積み立てた出資金の 5 万円を取り崩し、貸付金額は 10 万円として 15 万円を準備した。後日、航空券とパスポート申請費用の領収証とお礼の手紙が届けられた。

【生協が融資を行った事例②】

＜相談者の背景＞

未婚の母で、5 歳の子どもがいる。医療事務の正規職員として病院勤務。

母親と妹の 4 人で生活していたが、子どもの父親Ａに最近お金を融通したことが契機となって、Ａからお金をせびり取られ借金の連帯保証人として代位弁済までする羽目に陥り、家賃と水道光熱費を延滞する事態に陥った。

事情を知った母親と妹は立腹し、二人とも同居を拒否して出て行った。アパートに子どもと 2 人の生活になったことを知ったＡが相談者の家に押しかけ居座るようになった。出て行くように言うと暴力を振るうため、警察に届け出てアパートからＡを追い出したが、子どもと 2 人の生活には家賃が高く、Ａのこともあるので移転したい。移転費用が無いため貸して欲しい。さらに連帯保証の 255 万円と家賃水道光熱費のこともあるので相談したい。

＜相談過程＞

相談者と面談し、債務整理を進めるため弁護士事務所に同行し、自己破産を方針とすることとした。

移転したい事情はよく理解でき、生活を再生するためには出来るだけ早いほうがよいと思われるが、Aの影響から家庭を守るためにも、母親や妹との関係修復を優先的に進めるべきであり、そのことを相談者に理解させたところ、相談者は関係修復に努めた。

母親、妹との関係が修復できれば、貸付は可能であると判断した。

＜生協の対応とその後＞

相談者本人は自己破産手続に入ることもあり、貸付については母親と連絡を取って面談をした。母親は、相談者が深く反省していること、今後Aとの関係を断絶すること、そのためにきっぱり拒否の態度をとることを決意していると知り、協力することとなった。

相談が始まり3回目の面談日前日にAに待ち伏せをされ、支給されたばかりの給与をAに無理やり取り上げられ、警察に被害届けを出す事態となった。

母親もフルタイムで働く予定であり、母親を借主に移転費用28万円、家電製品の購入費用10万円、母親が保証人の債務4万円、当面の生活費28万円の計70万円を貸し付けた。

貸付後、家計表による3ヶ月面談を行い順調に推移していることを確認。その後、勤務先の経営者が変わり、賞与が無くなり年俸制となったため、ボーナス返済を止めて、返済計画の見直しを行った。

「グリーンコープふくおか」モデルに見る家計管理のポイント

（1）家計表の作成

相談に来る者のほとんどは、家計簿をつけたことがなく、自己の家計を正しく把握できていない状態にあります（収入と支出のマッチングができていない状態）。そのため、相談者がつけた家計表をみると、必要不可欠な生活費が極端に安かったり、全く計上されていないことがしばしばあるといいます（乳幼児がいる家庭なのにオムツ代が計上されていない等）。

現実と乖離した家計表を基に、中長期的なライフプランを立てても、そのプランはそもそも実態にそぐわないため、実現可能性の低いものとなってしまいます。

そこで、まずは相談者が作成した家計表を基に、相談員が丁寧に聴き取りをして、より精緻で現実に近い家計表を作成することが家計管理の第一歩となります。

（2） キャッシュフロー表の作成

次のステップとなるキャッシュフロー表の作成においても、相談員の丁寧な聴き取りが不可欠です。

「子供の入学」といった明確かつ大きなライフイベントであれば、相談者も比較的容易に思いつくことができますが、「自家用車の車検」「家族での帰省」といったライフイベントは、その支出額は思いの外多いにもかかわらず、案外忘れてしまうものです。

生協の相談員は、相談者に対し、「家に車はあるか」「何台持っているか」「その車がないと生活できないか」「実家はどこにあるか」等、詳細に聴き取っていくことにより、このようなイベントについても把握していきます。

このように、相談員は相談者の生活の細部まで、かなり詳細に聴き取りを行います。これは、相談者の気持ちを汲みながら親身に相談にのること、何回も面談を繰り返すことによって、相談者との信頼関係が確立されていくからこそ可能となるのです。

なお、資金繰りに苦慮している相談者は、加入しておくべき保険に加入していない、新聞もとっていない等、必要な支出まで切りつめていることが多くあります。保険に加入していないと、予期せぬ病気やけがの際に治療費が払えず、容易に生活が破綻してしまいます。実現可能なライフプランを作成する上では、このような必要不可欠の支出を組み込むことも重要です。

（3） 生活再生資金の融資

相談者の真の生活再建のためには、たとえ返済は可能であっても、貸付額はできるだけ少なくすることが重要です。貸付額を少なくするためには、使途目的の一部でも、生協が貸付けをせずに、費用を工面できないかを検討する必要があります。家計表やキャッシュフロー表の作成によって、こうした費用を工面できる場合もありますが、例えば、奨学金や母子家庭への手当等の公共サービスをフル活用することも有用です。

もちろん、このマッチングを行ってもなお生活が困難な場合（例えば、様々な障害により労働が出来ない者等）や、緊急の医療費等により、貯蓄を含め一切の生活費を使い果たす場合もあり得ます。このような場合には、生活保護等の公的扶助制度を積極的に利用することが求められます。

なお、生協では、順調に返済を続けている債務者であっても、融資後も3ヶ月から半年に一度は電話や面談をして連絡を取り、生活状況を確認しています。

このように、多重債務に陥り債務整理を行った方々がマッチングを行えるようになるまで指導することは、多くの時間と手間のかかる作業ですが、多重債務者の真の生活再建を図るためには、このようなきめ細かい指導が不可欠なのです。

＜「グリーンコープ生協ふくおか」の家計表＞

家計表（　年　　月分）　　グリーンコープ　　世帯人数計＿＿＿人

受付番号（＿＿＿＿＿＿）　　成人　　人（内、高齢者　　人）・未成人（以下除く）　人
大学　人・高校　人・中学　人・小学　人・未就学　人

収　入				支　出		
名義人	費　　目	名義人等	金額（円）	費　目	名義人等	金額（円）
前月からの繰越金						
月の基本収入			0	基本生活費		0
本人	給与　①			食費		
	給与　②			外食費		
配偶者	給与　①			電気代		
	給与　②			ガス代		
				水道代		
				灯油代		
本人	年金			被服・理美容・雑貨費		
配偶者	年金			医療費（病院・薬局）		
				住居費		0
				家賃		
				管理費		
				維持費・修理費		
				車両費・通信費		0
臨時収入・ボーナス			0	電話・携帯電話・インターネット		
本人	（ 賞与　夏・冬 ）			ガソリン代	（通勤費含む）	
	（　　）			駐車場代	（　　）	
配偶者	（　賞与 ）			車検・車修理代		
	（　　）			通勤交通費		
				教育費用		0
				学費		
				お小遣い・仕送り生活費	（　　）	
				塾・習い事費用		
				通学交通費		
				教養・娯楽費用		0
				新聞・本・雑誌・教養用品		
				遊興費・娯楽費用		
援助収入			0	その他		0
	雇用保険			酒代/酒飲食交際費		
	生活保護			たばこ・お小遣い		
	児童手当					
	児童扶養手当			保険・税金		0
				社会保険料	（　　）	
	養育費（仕送り）			生命保険料	家族型	
	援助			共済保険料		
	援助			その他保険料	（車・バイク）	
	事業収入			税金（固資・市県民・自動車・　）		
借入金			0	返済金		0
借入金	（　　）			銀行		
借入金	（　　）			サラ金		
借入金	（　　）			CR（キャッシング）		
借入金	（　　）			CR（物品）		
借入金	（　　）			住宅ローン		
				車ローン		
				滞納の税		
				滞納の水光熱費		
				滞納の家賃		
				個人からの借金		
				その他		
預貯金取り崩し				預貯金預入れ		
当月の収入合計			0	当月の支出合計		0
				翌月への繰越金		0
前月繰越含む収入合計			0	翌月繰越含む支出合計		0

（家計表を作成する際の留意点）

① 自動車は軽自動車か普通車か、普通車でも税金額を聞いてコストがかかる車かどうかを点検します。
② 車検費用を忘れている人は少ないです。
自家用車を持っている人の場合は、24ヶ月での車検費用の積み立てを想定し、月9000円は家計表に一旦支出として反映させます。（賞与が出る人はとても少ないので。）
③ 被服費・理美容費・雑貨などに案外かかっているが見落としがちなので、散髪、美容院への回数や洗剤・シャンプー代なども聞き出します。
④ タバコを吸う人も結構います。1日1箱か、2日で1箱かどうかなどを聞いて、計算します。酒類も同じです。

グリーンコープ

家のキャッシュフロー表

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	西　暦		2007	2007	2007	2007	2008	2008	2008	2008	2009	2009	2009	2009	2010	2010	2010	2010	2011	2011	2011	2011	2012	2012	2012	2012	2013	2013	2013	2013
	年齢は4月1日時点の年齢を		4月1日	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
年齢																														
	家族のイベント																													
	ー時的な収入																													
		上昇率																												
収入	給与所得　本人																													
	給与所得　配偶者																													
	援助収入																													
	借入による収入																													
	ー時的な収入①																													
	ー時的な収入（賞与他）																													
	公的年金　本人																													
	公的年金　配偶者																													
	収入合計																													
支出	基本生活費	0.5%																												
	住居費＋住宅ローン																													
	車輌・通信費＋車ローン																													
	教育費用																													
	教養娯楽・その他生活費																													
	保険/税金																													
	ー時的な支出①																													
	賞与時加算支出																													
	生協への返済																													
	返済金額																													
	貯金																													
	支出合計																													
ー時的入支出がある月の収支																														
通常月の収支																														
収支累計																														
貯金残高																														
貯金・収支総計																														

表の見方　◎ 収入・支出の合計及び収支は各単月での合計。収支累計は、上記の3ヶ月目が終了した時点での累計。
◎

家計表からの変更点　◎
◎

表作成段階の変更点　◎

今後の注意事項　◎

2. 岩手県盛岡市

多重債務の他、様々な相談に対応しなければならない自治体の相談窓口においては、先に紹介した「グリーンコープ生協ふくおか」のように、個々の相談者に対し詳細な検討を行った上でライフプランを作成するといった丁寧な家計管理を行うことはなかなか困難です。そこで盛岡市では、以下のような方法で、相談者が自力で家計管理を行えるよう、工夫をしています。

①家計簿の工夫

これまで述べてきたとおり、これまで家計簿をつける習慣のなかった人が、急に正しく家計簿をつけようと思っても、容易にできることではありません。「これから毎月、継続して家計簿をつけなさい」と言われても、多くの人が３日坊主で終わってしまうのではないでしょうか。

そこで、盛岡市では「目標に向けた貯蓄」のために家計簿をつけることを推奨しています。

ただ何となく日々の収支を記録するだけでは無味乾燥な作業ですが、例えば「家族で温泉旅行に行く」といった具体的な目標を立てれば、家計簿による家計管理は目標到達度合いのチェック作業に変わります。目標に向かって、着実に貯蓄ができていくことを自分の目で確めることができれば、自然と無駄遣いも減り、家計簿をつける習慣もつく、という発想なのです。

②民間団体との連携

とはいえ、これまで家計簿をつけたことも、月ごと又は年ごとの支出計画を立てたこともない人にとっては、「今月から家計簿をつける」といっても、どうしたらよいか分からないことだらけです。また、家計簿をつけることは義務ではないし、誰も自分のつけた家計簿をチェックしないとしたら、ついつい気が緩んで途中で辞めてしまうことも考えられます。

そこで、盛岡市では、家計簿を渡す際に、市内で家計簿診断を行っている民間団体・グループの案内を同封しています。

このような団体では、家計管理の専門家や多重債務から立ち直った経験者が家計管理について指導しています。また、グループで定期的に集まり各々の家計簿をチェックしてもらうことで、「次回の集まりのために家計簿をつけなければ」という一定の緊張感が生まれ、家計簿づけを継続できるようになるといいます。

Ⅱ. 関係部門等の職員の方へ

関係部門等における多重債務問題の重要性

相談者の多重債務問題を解決し、生活再建を実現するためには、多重債務者相談窓口のコーディネート機能と、当該窓口と地方公共団体内・外の部署・機関等とのネットワークにより、相談者が必要な行政サービスや法務サービス等を十分に受けられることが必要です。すなわち、相談員や職員による個人プレイではなくチームプレイでの取組みが不可欠であり、そのための体制を整える必要があります。

1. 関係部門等とは

関係部門等とは、多重債務問題対策に関係する行政機関や外部機関・団体等のすべてをいいます。

多重債務者相談窓口を中心に関係部門等を見た場合、以下の図のようになります。

なお、理解のための便宜上、地方公共団体の内部と外部に分け、さらに地方公共団体内部を徴収部門とそれ以外の部門に分けています。

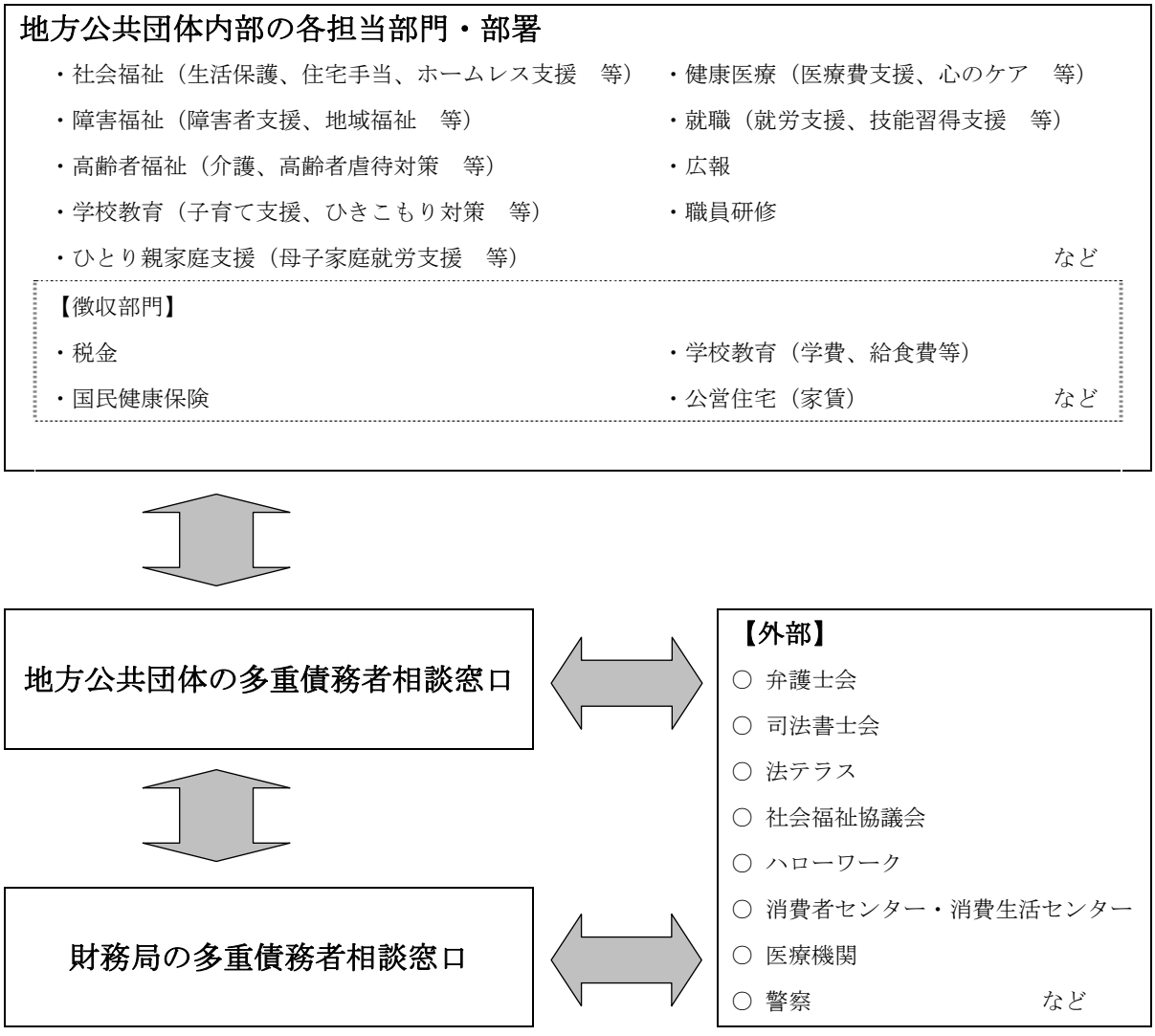

2. 関係部門等と多重債務問題

① 多重債務者の発見

多重債務問題の解決の第一歩は多重債務者の相談を受けることです。しかし、自ら相談窓口を訪れる多重債務者ばかりではありません。その場合には、多重債務者の発見が重要となります。

そこで、地方公共団体の各担当部門・部署においては、税金等の滞納者や生活保護の申請者等の中に多重債務に陥っている方がいないか注意してください。また、多重債務者を発見した場合には、この「手引き」にしたがって相談窓口にしっかりとつなぐことにより、効果的に解決を図ることができます。

多重債務者が多重債務の状態を脱し、生活再建が実現したときには、滞納していた「税金」、「国民健康保険料（税）」等が支払われるだけでなく、地域の担税力の回復や地域社会の活性化にもつながっていきます。

② 解決と生活再建

多重債務問題の解決及び多重債務者の生活再建を実現するためには、弁護士会等の外部機関だけでなく、地方公共団体内部の担当部門・部署における対応が必要な場合があります。当該部門・部署においては、相談窓口から対応の依頼（多重債務者の引継ぎ）があった場合や、その他相談があった場合には、積極的にすぐに対応することが必要です。多重債務問題は、関係部門等がしっかりと連携することにより、迅速かつ効果的に解決できる問題だからです。

関係部門等における対応の心構え

① 多重債務者の発見

滞納者は基本的に徴収部門に対して警戒心や不安感を持っています。さらに部門によっては「怖い」というイメージも持たれています。また、生活保護等の申請における窓口についても不安感を抱いています。一方、借金の話は非常にプライベートな内容であり、一層の警戒心や不安感を持つため、なかなか打ち明けてはくれません。

滞納者や申請者の理解が得られなければ、多重債務問題の解決も遅れ、被害も大きくなります。

各担当部門・部署の職員は、丁寧な対応で滞納者や申請者の信頼を得るように心がけ、その上で多重債務問題を一緒に解決していくことについて説明しましょう。特に徴収部門においては、1回の対応で拒絶されたとしても、時間をおいて、2回、3回と繰り返し説明するようにしましょう。粘り強い対応が必要です。

② 解決と生活再建

相談窓口から相談者の引継ぎの依頼があった場合、関係部門等は相談者の状況を窓口からよく聞き、円滑に引継ぎが行われるようにしましょう。「たらい回しにされている」との誤解を相談者に与えないためです。

また、相談者の引継ぎを受けた場合には、迅速かつ積極的に対応しましょう。相談者の信頼を維持し、早期解決を図るためです。

関係部門等と多重債務者相談窓口との連携による対応

〔多重債務者の発見〕

徴収部門の職員は、通常業務の中で滞納者に面談・電話・訪問等で納付を促す際に、あわせて次の手順で多重債務問題を抱えていないか確認しましょう。

①「納付のお願いをしている皆様全員にお聞きしているのですが、関係ないようでしたら、聞き流していただいて構いません。」
②「消費者金融やカード会社などから借金をし、多額の返済をしなければならず、毎日の生活に困っている、という『多重債務問題』を抱えた方が多くいます。」
③「そこで当自治体でも実態を確認させていただいているところなのですが、ご家族や、身の回りの方で、心当たりのある方はいらっしゃらないでしょうか。ちなみに、あなたご自身が高金利の借金で悩まれたご経験はありますでしょうか。」
④「実はあなたのように多重債務に苦しんでおられる方はたくさんおります。当自治体にも多重債務者相談窓口があります。よろしければご紹介しますので、一度、当方にお越しいただけないでしょうか。」

その他の部門・部署の職員も、通常業務で申請者等に対応する中で、多重債務問題を抱えていないか確認しましょう。なお、確認手順は上記と同様です。

補足
疑問：借金のことを聞くのはプライバシー侵害にならないのか？
↓
回答：「多重債務問題対策」として全員に一律・平等に確認していることを説明し、理解してもらいましょう。

〔多重債務者の不安を取り除く〕

多重債務の可能性がある相談者が各担当部門・部署、特に徴収部門の職員を訪ねて来ても、不安や心配から多重債務の処理をためらう場合があります。
次のような対応により、不安を取り除いた上で、一緒に相談窓口に行き、引き継ぐようにしましょう。
相談者に相談窓口の連絡先を伝えるだけで、あとは一人で行くようにするのはやめましょう。不安や心配から窓口に行かない可能性が高いからです。

①「家族に内緒で借りているので、知られると困る。」

➜ 職員や相談員をはじめ関係者には守秘義務があるので、相談者が望まない限り、配偶者・家族や隣近所にも相談していることは知られません。

②「ブラックリストに載りたくない。」

➜ 実際には「ブラックリスト」なる名簿は存在しません。一般に「ブラックリストに載る」とは、客観的取引事実（契約内容、返済状況、利用残高等）を登録している民間の信用情報機関（2 社：CIC と JICC）のデータベースに、延滞情報などが登録されることを意味していると思われます。しかし、登録された場合、その後の借入が制約を受けることはありますが、現実の生活に支障をきたすことはほとんどありません。

③「破産だけはしたくない。」

➜ 相談者の中には、「債務整理＝破産」と思い込んでおられる方もいますが、債務整理には様々な方法があり、直ちに自己破産の手続きをとるわけではありません。よく法律専門家と相談することが必要です。

④「家だけは手放したくない。」

➜ 住宅ローンや家に担保をつけて借入をしている場合、このままの状態では支払いが滞るようになり、いずれは住宅が競売にかけられるなど、結果的に失ってしまうことになります。

債務整理には様々な方法があるので、よく法律専門家と相談し、そのときに住宅を失わずに返済をしていきたいことをしっかりと伝えるようにした方がよいのではないでしょうか。

⑤「保証人に迷惑をかけたくない。」

➜ このままではいずれ返済ができなくなるため、早めに法律専門家に相談して対策を考える方が、結果的に保証人の被害を最小限にすることになります。利息や遅延損害金により債務残高を増大させた後で支払えなくなり、その残債務の請求が保証人に対してなされれば、はるかに迷惑をかけることになります。

⑥「弁護士費用や司法書士費用がない。」

➜ そのような方のために貸付・立替制度があるので、まずは法律専門家に相談しましょう。

〔相談窓口に引き継ぐ〕

相談者を相談窓口の担当者に次のような手順で引継ぎましょう。

① 相談者に対して、相談窓口に引き継ぐことを伝えて理解してもらいましょう。

その場合、最後に「スムーズに対応するため、あなたの状況を簡単に私から担当者に伝えておきますが、よろしいでしょうか。」というような確認をとるとよいでしょう。

② 窓口に行く前に、ⅰ）多重債務に陥っている可能性があること、ⅱ）相談者の氏名と借金の状況など、を窓口の担当者にあらかじめ伝えておきましょう。スムーズな引継ぎのためです。

（注）ただし、詳細な個人情報は伝えないようにしましょう。個人情報保護のためです。
なお、詳細な個人の状況は窓口において相談者から直接確認します。

③ 相談の予約を入れ、当日は相談者と一緒に窓口を訪れ、担当者を紹介して引き継ぎを行いましょう。

〔相談窓口〕

引継ぎを受けた相談窓口においては、本手引きにしたがって対応します。
対応の中で相談者から以下の同意を得るようにします。

① 外部機関・団体等への個人情報の提供に関する同意

債務整理のために弁護士や司法書士等の専門家に引き継ぐ場合、相談者の借入状況や資産状況等の個人情報を提供する必要があります。また、その後の生活再建にあたっては、弁護士や司法書士等から債務整理の状況等の情報を得る必要が生じる場合があります。

トラブルを未然に防ぐためにも、相談者に十分な説明をして、事前に個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておきましょう。

② 地方公共団体内での個人情報の共有に関する同意

多重債務問題の解決や生活再建のために、相談者の個人情報を地方公共団体内の部門間・部署間で共有する必要があります。

上記同様に、事前に個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておきましょう。

〔関係部門等に引き継ぐ〕

相談窓口の担当者は、所定の相談対応を行った後、外部機関・団体等や地方公共団体内の担当部門・部署に引き継ぎます。

関係部門等には事前に状況を説明し、担当者自ら予約を入れ、必要な場合には一緒に関係部門等に行き、丁寧に引継ぎを行います。

引継ぎを受けた担当部門・部署の職員は、相談窓口の担当者から相談者の状況をよく聞き、迅速かつ積極的に対応しましょう。

コラム（関係部門等と多重債務者相談窓口の連携のエピソード）

「施設に入所している高齢女性の入所費用の支払いが滞納しており、ケアマネージャーと相談するなかで、実は自宅で一人暮している息子の生活が困窮しているのがわかった。息子は少ない年金生活で生活費が足らず借金もあるようだ、どうしたらいいだろう」、と地域包括支援センター職員から相談がありました。

そこで、地域包括支援センター職員に息子を市役所に連れて来て貰い、司法書士にお願いして市役所に出張相談を依頼し、相談員含め同席して相談を受けました。息子は自宅なので家賃は不要ですが、毎月の年金額は約5万円と少なく借金の返済もあり光熱費が支払えず電話も止まっている状態。聞き取りをするうちに、過去に支払い終えた借金が判明したので、司法書士にその場で受任してもらい、債務整理をお願いしました。

しかしこのままでは生活が困難なため、社会福祉課のケースワーカーに連携し、生活保護の申請に繋げました。納税推進室には、生活保護申請したことを伝え滞納している税金の請求については執行停止になりました。司法書士がサラ金業者に受任通知を送ったことで借金の返済もストップし、生活保護も決定して経済基盤を整えると同時に、商工観光課の就労支援員に連携して、息子の能力を考えてできる範囲での就労を支援してもらうよう依頼しました。

半年後、借金については、過去の支払い過ぎた利息、いわゆる過払い金が戻ることになり、そこから借金の残債務、滞納している税金、母親の入所費用、光熱費などを支払って清算し、司法書士にお願いして残った過払い金を収入認定する為の計算書を作ってもらい生活保護ケースワーカーに提出、それによって生活保護は廃止となり、現在自立した生活を送っています。

ケアマネージャーと地域包括支援センター職員が、母親の入所費用の滞納を検討するのに、息子の生活状況に目を向けたことで、生活困窮が発見され、それを市民生活相談室に連携したことで、司法書士、社会福祉課、商工観光課、と支援に繋がり、結果として、施設入所費の滞納が解消し息子の生活再建もできたのです。

例えば、高齢者の経済虐待では、実は家族の借金や失業が原因の場合もあり、そこの解決をしなければ、根本的な虐待の問題の解決に繋がらない場合もあります。また、生活に困窮する市民は、自ら相談することは非常に難しく、だからこそ相談者を発見する手法が必要であり、複合的な問題を抱える相談者にとって、一つの部署や機関だけで解決できるものではなく、多方面な問題に目を向け市役所や地域の総合力で包括的に支援することが必要なのだと思います。

野洲市市民部市民生活相談室　生水裕美

○　医療費支払い困難事例から

うつ病を患って精神科医療機関に入院加療中の方から、支払いに関してご相談を受けた窓口職員から、病院相談室のソーシャルワーカーに相談対応の依頼があり、お話しを伺いました。「支払いが難しくなったが、すぐには退院ができず、どうしたらよいかわからなくて困っている」とのことでした。入院後 1 年の間は滞ることなく支払いをされていた方でしたが、病気で既に仕事を失っており、貯蓄状況など生計不安もあり経済状況全般に関する相談に話しはひろがりました。

入院前は、運送の自営業をしていたが、同じように事業を営んでいた親友が経営拡大を図るために事業費を借入するので頼まれて保証人になったところ、友人が事業に失敗し突然行方不明になってしまったこと、返済請求が自分宛てに届き、借金返済の責務を全て負う事態となり、その影響から病状悪化につながったために入院されたことがわかりました。

入院時には、病状が重かったことや親友への複雑な思いもあり、とても事情を相談できなかったそうです。入院が長引き、その間に自営していた運送業も廃業となり、加えて医療費の支払いも難しくなり、相談せざるを得なくなったとのことでした。

借金の件は、督促が届いていましたので、その整理の仕方を専門家に相談することとし、その方策を確認した上で、医療費や今後の生計に関しては、福祉的制度活用等を考え、対応していくこととしました。

法テラスでの無料法律相談を利用することとし、弁護士に相談をするために同行しました。背負っていた荷が軽くなったのか、表情も柔らかくなりました。「抱え込んでしまい、死ぬしかないかと思っていたんだけれど、同室の患者が、なんか悩んでいるなら窓口で相談してみろ、と言ってくれたんです」と呟かれました。その後、病院では、法テラスのリーフレットを相談室だけではなく、ポスター掲示など含めて院内に周知しようということになりました。

○　ひきこもり相談から債務整理へ

母親と同居している 30 歳代の障害のある男性が、母親の死後、自宅に引きこもりの状況になってしまい、市の保健師が民生員と一緒に訪問支援を行うこととなった。数回訪問した後にようやく面会でき、生活が成り立たなくなっている様子が判明した。もともと父子ともに借金を持ち、父親が病に伏したため、さらに医療費や借金返済のために、息子は自分の障害年金を担保にした借金を重ねてしまったらしい。食うや食わずのぎりぎりの生活を続けていたが、父親が亡くなり、成り立たなくなり、暴力的になってきた取り立てが怖くて、閉居し訪問者からも隠れるようにしていたとのこと。

保健師から相談を受けた役所の債務相談担当者から、障害のある人の相談に長けている司法書士を紹介してもらい、保健師が司法書士と同行訪問して息子の債務整理の相談を始めた。相続の相談についても司法書士が受任することとなり、生計について生活保護申請や後見的サポートをつけるかどうかなどは、障害者相談支援事業所などのソーシャルワーカーが相談にのることになった。

○　家賃滞納の回収に訪問する不動産屋からの相談連携

ある区役所の消費者相談窓口の電話に、不動産業を営む人から相談がありました。自分の店で管理するアパートの入居者が家賃を滞納し始めて数カ月経ち、回収に訪問するも会えず、会えてもチェーン越しに物凄い形相で睨まれ、支離滅裂なことを大声で喚かれてしまい困っているが、回収不能な家賃について、どこに相談したらよいかというものでした。

相談員は、その話を聞き、家賃のことよりも入居者の状態に心配を持ちました。心の病気の疑いも考えられることを思いながら、不動産屋には「再度出かけて同様の状態なら、回収の仕方について、消費者相談窓口に貴方のことを相談にいってよいかと確認の上、来てほしい」と対応しました。

その後一週間して、不動産屋が訪ねてきたので、詳細に聞くと、やはり、少し言動に心配な点がありそうな入居者の状態でした。そこで、保健師にコンサルテーションを得て、そのアパートのポストに保健所や役所の一般的な健康相談や不眠相談に関するリーフレットを配布してみることにしました。その中に多重債務の相談リーフレットも入れておきました。

2週間後に入居者ご本人から多重債務相談の電話が入りました。しかし、債務内容の話になかなか辿りつかず、脈絡が掴みにくい話とともに、取り立てへの恐怖心ばかりが繰り返されました。相談員からは、「お疲れの様子に見えます。時間をとって話をきかせてもらうと整理を手伝えることもあります。秘密は守りますので安心してください」とお話ししました。「眠れないし、外に出たくない」と言われたため、保健師に紹介して訪ねてもらうこともできることを伝え、そのように対応することが決まりました。そのうえで、多重債務の相談も継続することになりました。

訪問した保健師からは、ご本人はヤミ金に借金してしまい、厳しい取りたてに不眠になり、幻聴まで聞こえてきていたので、心療内科のクリニック受診につないだと報告がありました。少し状態改善したら、保健師が同行して多重債務相談窓口に相談に来ることとなりました。最終的には、自己破産の手続きを行うこととなりました。

これら3つの事例のように、債務を抱えた方々の事情と、その影響による心身の健康をはじめ生活へのさまざまな影響に関しては、どの切り口から問題に触れ、相談が開始されるかは、個々それぞれです。関係機関や相談にあたる者が、借金や債務と生活と健康などの多面的関係の理解を持ち、連携を図ることが必要になります。

社団法人日本精神保健福祉士協会常務理事・精神保健福祉士　大塚淳子

（参考1） 多重債務者相談における税務情報の活用について

税務担当部署と相談窓口は、多重債務問題対策において緊密に連携し協力していくことが必要です。

しかし、税務担当部署が相談窓口から協力依頼を受けたが、その内容が、相談者の個人住民税の納付状況を教えて欲しいというものであった場合、税務担当部署は、個人情報保護との関係から、その情報の提供を躊躇する可能性があります。

一方で、相談者の税務情報は、その方の多重債務問題を迅速に解決し、生活再建を進めていく上で、重要な基礎情報となることがあります。

そこで、税務担当部署は、総務省から地方公共団体への通知「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」（平成 23 年 3 月 3 日）*（次ページ参照）*の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における個人情報保護条例に基づき、相談者本人の同意や提供した税務情報の適正な取扱い等の必要な対応を行った上で、相談窓口に提供する必要があります。

たとえば、相談者に対して、「借金の問題を解決し、生活再建を進めていくには、相談窓口や法律専門家などによる対応が不可欠です。そこで、あなたの税務情報をその方達にも知っておいてもらいたいのですが、お渡ししてよろしいですか。」というように丁寧に窓口等に情報提供する必要性を説明し、さらに、不安感をもつことがないように、記載される利用目的や提供範囲を丁寧に説明した上で、同意書をとることが考えられます。

なお、同意書の例が、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」（平成 23 年 3 月 3 日）に添付されていますので、参考にしてください。

総行政第２９号
総税市第１１号
平成23年３月３日

各道府県総務部長
東京都総務局長　　殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
（　公　印　省　略　）

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

2　税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。

3　上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当　市町村税課
　　水野住民税企画専門官
　　黒川住民税第一係長
TEL　03-5253-5669

（別添：同意書の例）

〇〇〇　市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年　　月　　日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

１　多重債務の解消

２　生活困窮状態の解消と生活の再建

３　〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

・
・
・

（参考2） 多重債務者相談の早わかり解説

1. 多重債務問題とは

「多重債務問題」とは、消費者金融などから借金をし、その返済ができずにさらに借金を重ねてしまう「多重債務者」が、経済的・精神的に苦しい状況に陥り、健全な社会生活を営むことが難しくなる社会問題のことです。

この「多重債務者」が増加する深刻な社会問題に対応するため、平成 18 年に、高金利の是正や、借りすぎ防止のために年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入などを法改正で行いました。また、この改正貸金業法は段階的に実施され、平成 22 年 6 月 18 日の完全実施後は、状況に一定の改善がみられているところです。

しかし、引き続き、多重債務問題に直面している方々がいることも事実であることから、多重債務者を多重債務者相談窓口に導き、関係部門等の連携・協力の下、問題の解決、生活再建を支援していくことが極めて重要です。

2. 相談対応の流れ

詳細については、この「手引き」の「Ⅰ．相談を受ける方へ」を参照ください。

ここでは参考として流れの全体像を簡単に示しておきます。

① 相談窓口に借金の相談者が来訪
- ・電話をかけてきた場合には窓口へ足を運ぶよう誘導

⇩

② 相談者の状況把握
- ・相談カードを利用して、相談者のプロフィールや借金の状況などを把握
- ・ねぎらいの言葉や世間話を入れながら、相談者の信頼を得ること

⇩

③ 専門家への引継ぎ
- ・債務整理の概要の説明
- ・専門家への紹介

⇩

④ 生活再建のための制度の紹介等
- ・必要に応じて、適宜、債務整理後の生活再建のための制度を紹介

3. 債務整理の概要

詳細については、上記と同様に、この「手引き」の「Ⅰ．相談を受ける方へ」を参照ください。

ここでは参考として債務整理のイメージを簡単に示しておきます。

【4つの債務整理の方法とその特徴】

① 任意整理

- ○ 裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士又は司法書士）と貸金業者間の交渉により、債務を整理します。
- ○ 貸金業者が同意しない限り、債務は整理されません。

② 特定調停

- ○ 裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介します。
- ○ 貸金業者が同意しない限り、債務は整理されません。

③ 個人版民事再生

- ○ 裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していきます。
  再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。
- ○ 利用できる者は、定期的な収入がある者等に限られます。

④ 自己破産

- ○ 裁判所の手続を通して、借金をゼロにしてもらいます。
- ○ 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うこととなります。また、過去7年以内に自己破産により借金をゼロにしてもらっている等の事情がある場合には、借金をゼロにしてもらえません。

＜参考＞

債務整理を行うにあたっては、「利息制限法への引き直し計算」を行い、「過払金」がある場合には、その返還を求めることができます。貸金業者に長期間にわたって返済を行った方には、この「過払金」が発生している可能性が高いです。「過払金」がある場合には、それを生活再建のための資金に充てることができ、滞納公共料金の支払い等もできる可能性があります。

※「利息制限法への引き直し計算」・「過払金」とは

以前は、出資法の上限金利（29.2%）と利息制限法の上限金利（20%・18%・15%）の間は、いわゆる「グレーゾーン金利」と呼ばれ、貸金業者は、一定条件下、この金利で貸し付け、返済を受けることが認められていました。これは「みなし弁済」制度と呼ばれていました。

しかし、この一定条件について貸金業者と利用者の間で争いがあり、最終的に最高裁判所は貸金業者にとって厳しい判決を下しました。その結果、貸金業

者の多くがそれまで貸したお金について「みなし弁済」が認められなくなったのです。

そうすると、「グレーゾーン金利」の部分は金利の支払いではなく、元本の返済となります。そこで、元本の返済として再度計算し直した場合、元本と金利を含めて借金を完済しているにもかかわらず、貸金業者に対して余分にお金を支払っていたというケースが出てきます。

この再度計算し直すことを「利息制限法への引き直し計算」といい、余分に支払ったお金を「過払金」といいます。

この余分に支払ったお金は貸金業者から返してもらうことができます。

Ⅲ．多重債務者相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例

ここで、相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例について、いくつか紹介していきます。

必ずしも、すべての地方公共団体において、ここで取り上げる取組みと同じことをしなければならないわけではありませんが、今後、相談窓口と関係部門等が連携し、相談者に対応していくに当たって、大いに参考となるものです。

1）鹿児島県奄美市の取組例

奄美市役所では、当初１人の職員の方が２２年ほど前から、多重債務に苦しむ相談者の相談に取組み、これまで 6,000 人近くの相談者の相談に応じ借金の整理に導いています。今では担当職員も増え、奄美市の相談窓口の評判を聞きつけ、県内外から問い合わせが寄せられるほどになっています。職員の方は、奄美市の取組みは予算のかかることではなく、やる気一つで解決する問題であると考え、日々相談者の対応に取り組んでいます。実際に相談窓口に訪れてから解決に至るまでの道筋を紹介します。また、奄美市は弁護士ゼロ・ワン地域であったため、奄美の司法サービスの充実を訴えたところ、現在は５人の弁護士が常駐していることも多重債務問題の迅速な解決に繋がっているようです。

（1）相談者が窓口に訪れたら

奄美市の市民課市民生活係のところに相談者が訪れたら、まずその場で「借金問題は解決できる」という言葉をかけ安心感を与えるよう心がけています。１人の相談者に応じる時間は 30 分～１時間半程度で、借金の背景等様々なことを聞き出しています。

（2）具体的な相談の模様

「借金の問題を解決できれば、相談者は自力で生活していけるか」という点を明らかにするため、相談者の収入等の様々な情報を聞き出しています。これは、借金を整理しても収入が低いことなどにより自力で生活できない人々は生活保護を担当する部局につなぐ必要があるからです。ここまでしないと根本的な問題解決には至らないと職員の方は考えています。

また、相談者が一番恐れているのは、貸金業者からの「厳しい取立」であることを踏まえ、できるだけ早急に弁護士や司法書士を紹介することにしています。それはこの手引きの中でも説明したとおり、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取ると、それ以後取立ができなくなるからです。

（3）法律専門家への引き継ぎ

奄美市の職員の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

また、場合によっては、職員の方が相談者に同行して法律専門家の事務所を訪れることもあり、このようにして法律専門家の敷居を下げる努力をしています。

法律専門家を紹介するときは、費用の点でも気を配り、相談の場でいきなり費用（これを「着手金」と言います。）を請求されることがないよう、事前に法律専門家と摺り合わせを行っています。実際の相談費用は、貸金業者から返してもらった過払金を充てたり、分割払いや法律扶助制度を利用してもらうよう対応しています。

（4）相談窓口のPR

市が発行する広報誌で相談窓口を紹介することに加え、市民生活係の職員が、市内各地の民生委員や介護施設職員、老人クラブ、事業者等を対象に「出前講座」を実施し、その中で相談窓口の紹介を行い、地域の住民の方が借金で困っているようであれば、相談窓口を紹介するよう依頼しています。この結果、民生委員等を通じて、高齢者やその家族の借金の問題が相談窓口に持ち込まれるケースもあるようです。

（5）他部局間との連携の成功例

奄美市は、住民税や公営住宅の家賃など（これをまとめて「公租公課」と言います。）を滞納している住民に対する対応策として、これまで各担当部署毎に対応していた滞納情報を、収納対策課に一元化しました。これにより収納対策課では、横断的に1人の住民がどのような公租公課を滞納しているか把握できるようになりました。

そして、税務課の職員が滞納者との会話を通じて、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、市民生活係の相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を取って相談窓口に連絡したりしています。

滞納者の多くは、借金があるから払いたくても払えないという方々であり、借金が整理できたらきちんと支払いを再開してくるようです。奄美市としては、このような活動によって地域の窮乏化を防ぐことにも繋がると期待しています。

（6）自殺予防

１３年連続で3万人以上の方が自殺し、その約4分の1は生活経済苦が原因といわれています。相談者はだれにも相談できず、一人で悩み追い込まれた末に自殺を選択している方が多いそうです。そのような方が奄美市に相談し、多重債務の問題を解決し、自殺を思いとどまった方は少なくないそうです。

2） 滋賀県野洲市の取組例

野洲市においても、職員（相談員）の奮闘により、市役所内において「多重債務を抱えた住民を救おう」という共通認識を醸成し、他部局間との連携を上手く利用しています。また、野洲市も奄美市と同様、こうした取組みは特別な予算が必要となるものではなく、職員（相談員）の熱意でできることだと考え、相談者の対応にあたっています。

（1）他部局間との連携の成功例

野洲市では、住民税や公共料金の担当部局において、滞納者が明らかになり督促を行った結果、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、別の部局である相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を得た上で、担当部局の職員が相談窓口に直接連絡したりしています。このようなことができるのは、担当部局だけで解決できない問題は、どこの部局に助けを求めたらよいかということを市役所職員全員が理解しており、住民のために必要な情報は共有しようという共通認識を持っているためです。

そして職員（相談員）がコーディネート役として、それぞれの担当部局と協力・連携して相談者の生活再建へ向けた必要な支援を選択して、相談者に情報提供していきます。例えば、借金問題が解決しても自力で生活が困難であれば、生活保護が必要となるので、どのような手続が必要かを含めて相談者に紹介しています。

また、連携の幅は市役所内部にとどまらず、警察、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関など多岐にわたり、相談者が借金を整理し、生活を再建していく上で必要な情報を提供するようにしています。

（2）法律専門家への引き継ぎ

職員（相談員）の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員（相談員）自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

また借金の整理が終わり相談者の生活再建を見届けるまで、法律専門家と連絡をとり、状況が把握できるようにしています。

（3）相談窓口のPR

相談窓口のPRは、市の広報誌や HP などを通じて行っていますが、注目される取組みとして、お盆や正月に発行する広報誌で多重債務問題を特集していることです。これは親族が一堂に会する機会を利用して、身内に借金を抱えて困っている人がいた場合には、相談窓口に来てもらうことを促すためです。このようなちょっとした工夫で、多くの相談者の対応に当たっているのです。

以下に野洲市の各部局との連携状況が分かる図を掲載しておきます。今後の各自治体における取組の参考にして下さい。

＜野洲市の連携図＞

<u>野洲市・市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談取組み</u>　（平成23年8月現在）

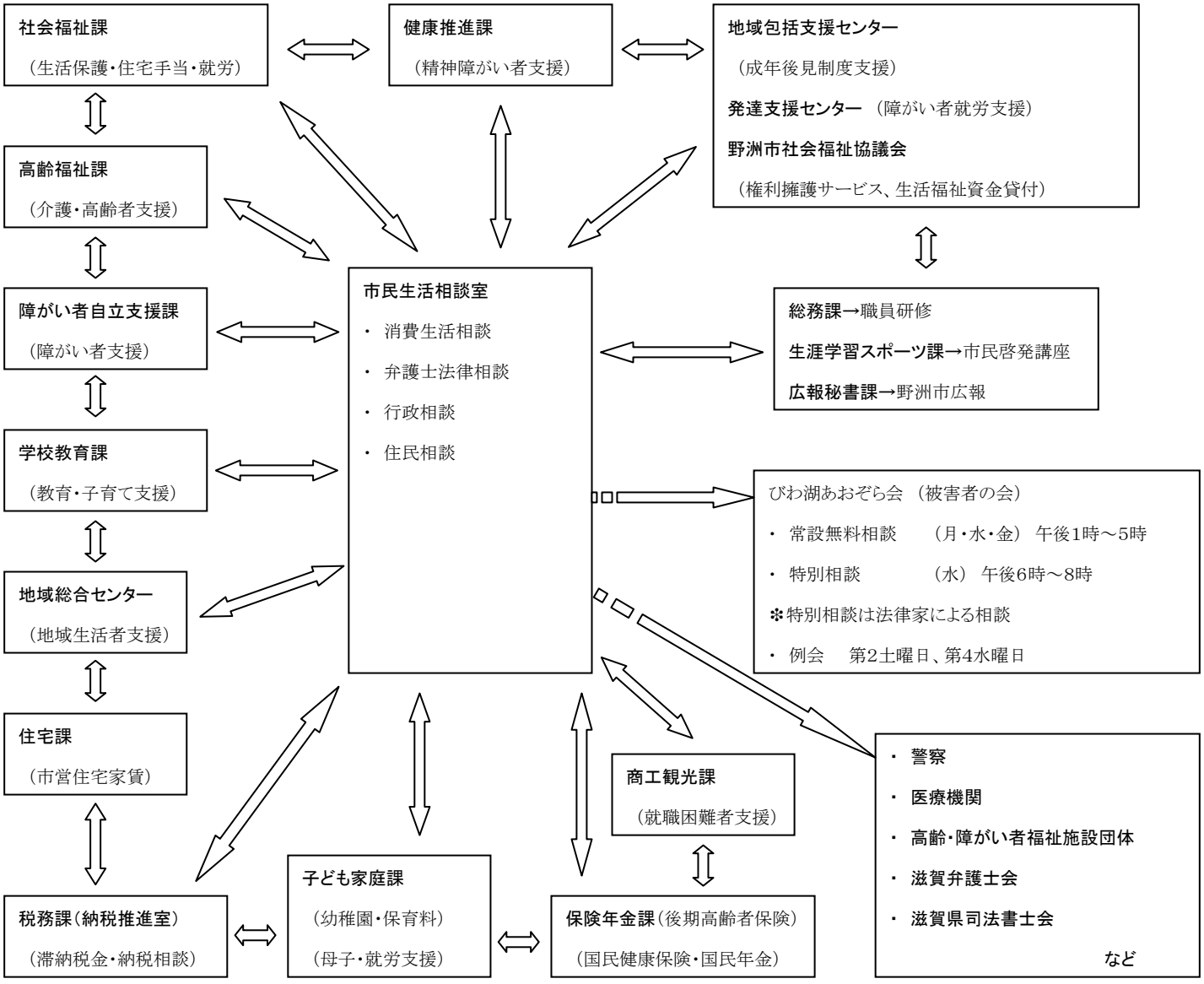

3） 岩手県の取組例

岩手県では、自治体、弁護士会、消費者信用生活協同組合（ここからは便宜上「信用生協」と言います。）が連携して多重債務問題に取り組んでいます。どのような取組みが行われているか、紹介していきます。

ことの発端は昭和 62 年に岩手県宮古市で被害者約 230 名、被害総額約3億円という巨大な集団詐欺事件が発生したことに遡ります。このとき、被害者を救済する目的で、宮古市が地元の金融機関に 5,000 万円を預託し、金融機関がその2倍にあたる1億円の協調融資を信用生協に行いました。そして信用生協は、その融資を元手に被害者にお金を低利で貸付け被害者を救済したのです。この事件をきっかけとして、県内の 34 市町村（全体で 35 市町村）からの預託金を受けた岩手県内の金融機関が、その預託額の4倍を信用生協に協調融資し、信用生協はそれを元手に借金で苦しむ方々に低利で貸付けを行うスキームが誕生したのです。

要するに、市町村が金融機関にお金を預ける（預託する）ことで信用を付与し、金融機関はこの信用を背景に信用生協にお金を貸付け、そのお金を元に更に信用生協が多重債務者に低利で貸付けているのです。この貸付制度は資金使途を債務整理資金だけでなく、債務整理後の金融機関等から借入できない場合の生活資金にも広げています。

では、実際にどのようなことが起きているのか見ていきましょう。

（1）自治体における相談の流れ

岩手県では、多重債務の問題に積極的に取り組んでいる盛岡市や宮古市といった自治体が多数存在しています。それは、上記のような多数の地元住民が巻き込まれる詐欺事件が発生し、行政として困っている人を助けなければならないという意識が高まっていたためだと考えられます。もちろん多重債務問題は詐欺事件でありませんが、住民が困っているという点では同じものであり、そうであれば多重債務問題も行政として何とかしなければならないとの発想に繋がっているのでしょう。

そのため、盛岡市や宮古市などでは、借金問題で来訪した相談者に対し、借金の状況はもちろん、その背景に至るまで詳細に聞き出し、どのような解決方法があり得るか、職員（相談員）の考えを伝えています。

その上で、連携している弁護士に繋ぐのですが、この段階では相当程度相談者の情報が整理されており、引き継がれた弁護士の負担は相当程度軽減されています。

（2）信用生協との連携

また、本項の冒頭で説明したとおり、岩手県には低い金利で貸付けを行う信用生協があります。

相談者は直接、信用生協を訪れて借金の相談を行うこともありますが、自治体からの紹介を受けて信用生協を訪れることもあります。そして信用生協では、主に、借金の状況等に関する聞き取りや解決方法の相談（無料）を行い、最後は地元の弁護士に繋いで債務整理につなげています。また、低利の融資については、解決方法の一手段として位置付けられ、債務整理相談のうち 15%程度がこの制度を利用しています。

一部には、「借金の返済のために、借金をさせるのでは元の木阿弥」という意見もあるかもしれませんが、高金利の借金が 9%台という低金利の借金に置き換わり、さらにその過程で利息制限法への引き直し計算も行いますので、大きく返済額は減額されることになり、相談者にとってメリットがある制度なのです（なお、この融資を受けるためには、身内の保証人を必要とするなど一定の条件があります。）。

複数の貸金業者から借金がある場合には、任意整理や特定調停によって利息制限法の利率の範囲内で返済していくという合意がなされたとしても、相談者は毎月、複数の貸金業者の口座に振り込んでいかなければなりません。返済期日が異なっていれば、それを管理することだけでも一苦労であり、うっかり返済し忘れてしまうこともあり得ます。この生協の融資を受ければ、このような手間から解放されますし、さらに、生協が毎月の返済を管理しているため、支払いが遅れれば再度相談に応じ返済期間を延ばすなど柔軟な対応も望めます。その過程で、相談者の生活再建も可能となっているのです。

（3）岩手県弁護士会のがんばり

岩手県では上記のとおり詐欺事件の発生などを受け、自治体による住民救済という意識が早くから芽生えていましたが、一方でそれに対応する弁護士は数名しかいないという弁護士過疎の状態が続いていました。

ところが、当時の岩手県弁護士会会長などの尽力によって、今では弁護士も80人以上となり、そのうち30名以上が消費者問題に取り組むまでになっています。更に注目すべきは、司法修習を終えた若手弁護士全員を最初の数年間は消費者問題を担当させ、多重債務のような消費者問題の重要性についてきちんと学ばせている点です。

このような状況にあるため、地元の自治体も信用生協も安心して弁護士に引き継ぐことができるのです。

以上を図にまとめると次のようになります。

尚、平成 23 年 8 月からは、岩手県に続いて青森県でも信用生協と市町村、県弁護士会、県司法書士会の連携で同様の制度が始まりました。

今後の各自治体における取組の参考にして下さい。

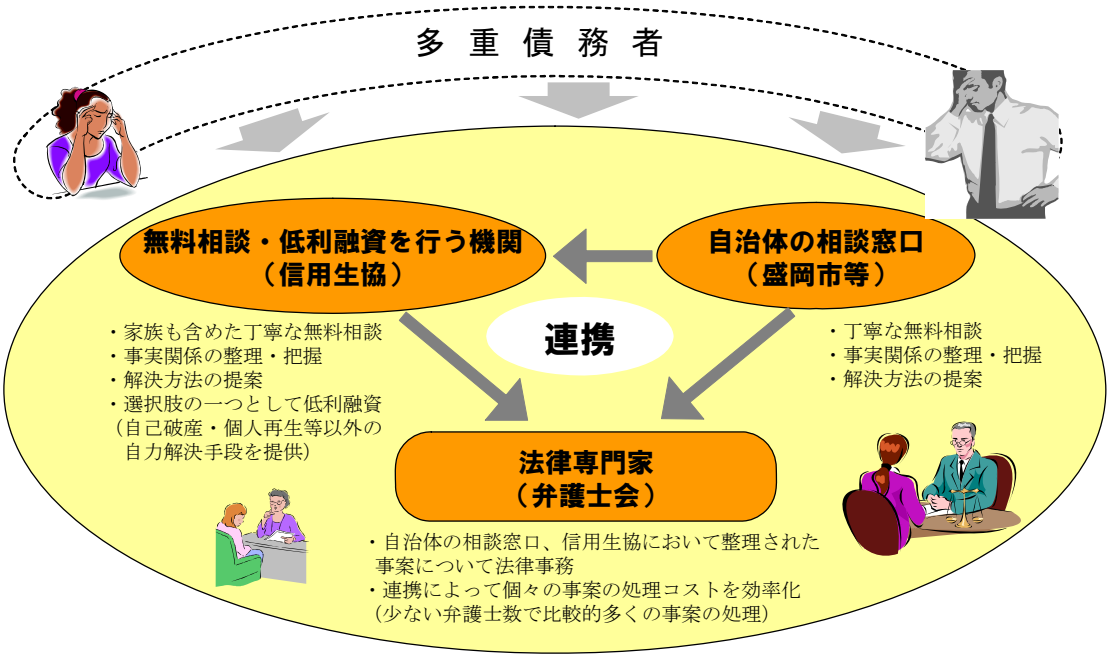
多 重 債 務 者
無料相談・低利融資を行う機関
（信用生協）
自治体の相談窓口
（盛岡市等）
連携
・家族も含めた丁寧な無料相談
・事実関係の整理・把握
・解決方法の提案
・選択肢の一つとして低利融資
（自己破産・個人再生等以外の
自力解決手段を提供）
・丁寧な無料相談
・事実関係の整理・把握
・解決方法の提案
法律専門家
（弁護士会）
・自治体の相談窓口、信用生協において整理された
事案について法律事務
・連携によって個々の事案の処理コストを効率化
（少ない弁護士数で比較的多くの事案の処理）

Ⅳ. 共通の参考資料

貸金業法等の概要

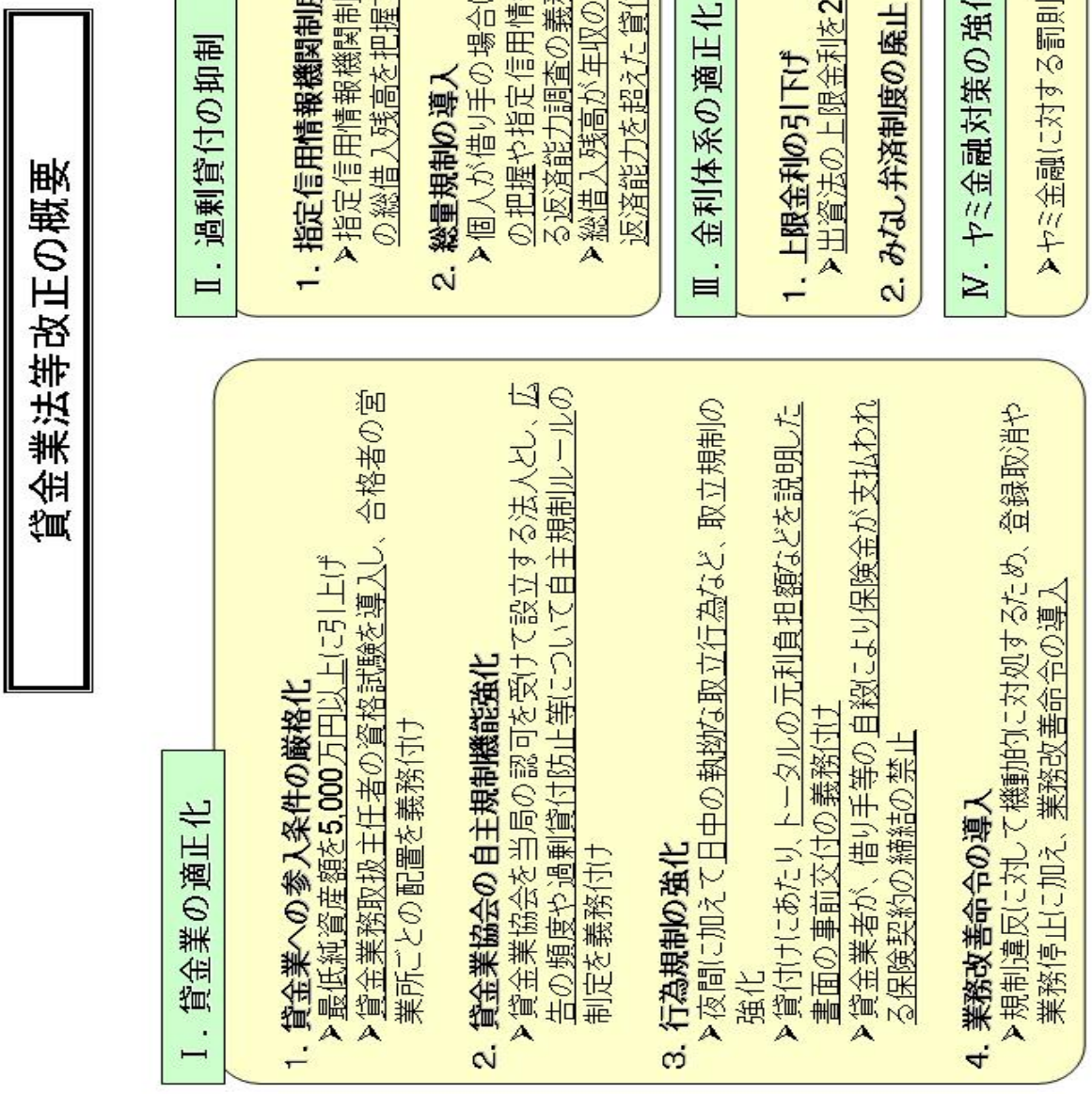

上限金利の引下げ

○ 出資法の上限金利（29.2%）を引き下げ、利息制限法の水準（借入金額に応じて15%～20%）を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減する。

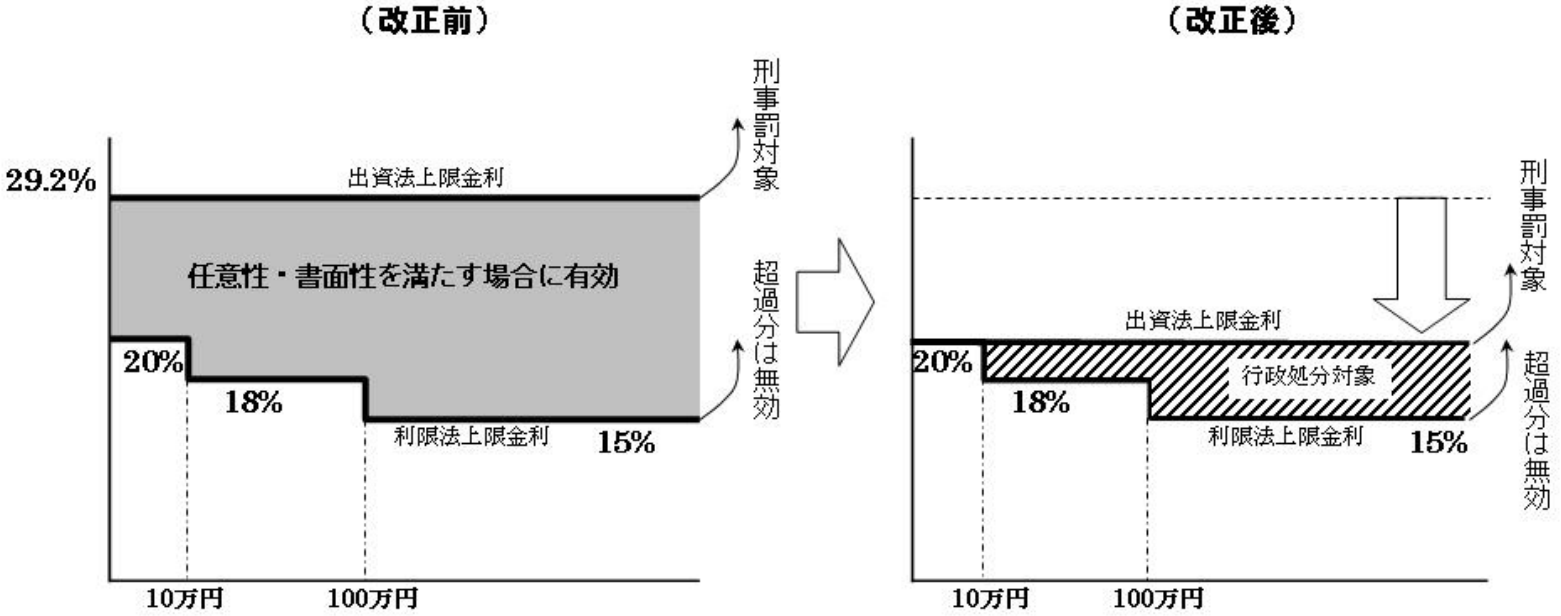

・利息制限法の上限金利: 1954年の制定以来、変更無し

・出資法の上限金利: 109.5%(制定時（1954年）)→73%（1983年）→54.75%（1986年）→40.004%（1991年）
→29.2%（2000年）

総量規制

※改正貸金業法の完全施行（平成22年6月18日）により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入された。

－　借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止
（直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない）

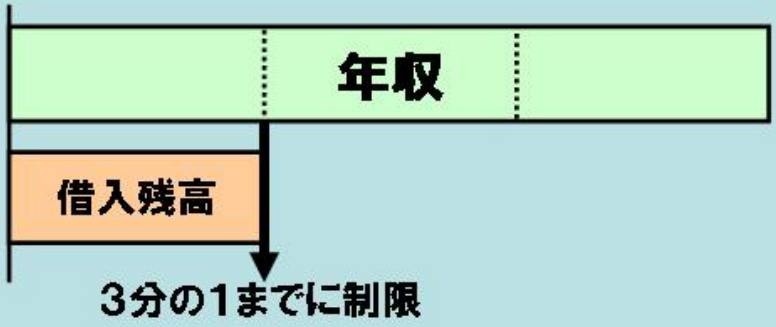

（参考）

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入れに適用される

（注）・銀行など、貸金業者以外からの借入れは対象外
・企業の借入れは対象外

②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入れは可能

・住宅ローン、自動車ローン

・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け　等

連絡先リストの様式例

	機関等名称	電話番号	受付時間	担当者名
【債務整理】				
	○○弁護士会	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○弁護士
	○○司法書士会	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○司法書士
	法テラス 　○○地方事務所	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
	○○法律事務所	○○-○○・・・	平日　○○～○○ 土曜　○○～○○	○○弁護士
【生活再建】				
	社会福祉協議会	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
内	税務課	内線○○○○		○○
内	国民健康保険課	内線○○○○		○○
内	年金課	内線○○○○		○○
内	高齢者介護課	内線○○○○		○○
内	障がい者自立支援課	内線○○○○		○○
内	ひとり親家庭課	内線○○○○		○○
内	子ども教育課	内線○○○○		○○
内	市営住宅課	内線○○○○		○○
内	生活保護課	内線○○○○		○○
【就労支援】				
	ハローワーク○○	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
	○○労働金庫	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
【心のケア】				
	○○精神保健福祉センター	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
	○○保健所	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○
	○○精神科病院	○○-○○・・・	平日　○○～○○	○○

関係機関・関係団体の連絡先一覧（全国版）

１　国及び都道府県の連絡先

①　国の対外窓口

省庁等	担　　当　　課	電　　話
金融庁	総務企画局企画課信用制度参事官室	(03)3506-6000
財務局	（上段）広報相談担当課	
	（下段）貸金業担当課	
北海道財務局	財務広報相談官	(011)709-2311
	金融監督第三課	
東北財務局	財務広報相談官	(022)266-5703
	金融監督第三課	
関東財務局	財務広報相談室	(048)600-1113
	金融監督第五課	(048)600-1151
北陸財務局	財務広報相談官	(076)292-7866
	金融監督第二課	(076)292-7854
東海財務局	財務広報相談室	(052)951-1764
	金融監督第三課	(052)951-2995
近畿財務局	財務広報相談室	(06)6949-6355
	金融監督第四課	(06)6949-6371
中国財務局	財務広報相談室	(082)221-9221
	金融監督第三課	
四国財務局	財務広報相談官	(087)831-2131（代表）
	金融監督第二課	(087)831-2155（直通）
九州財務局	財務広報相談官	(096)353-6351
	金融監督第三課	
福岡財務支局	財務広報相談官	(092)411-7281
	金融監督第三課	
沖縄総合事務局	証券取引等監視官	(098)866-0091
	金融監督課	(098)866-0095

② 都道府県の対外窓口

都道府県	（上段）多重債務者相談担当課 （下段）貸金業担当課	電　　話 〃
北海道	環境生活部くらし安全局消費者安全課	(011)231-4111
	経済部商工局商工金融課近代化資金グループ	(011)231-4111
青森	環境生活部県民生活文化課	(017)734-9209
	商工労働部商工政策課商工金融グループ	(017)734-9368
岩手	県立県民生活センター	(019)624-2586
	商工労働観光部経営支援課	(019)629-5543
宮城	環境生活部消費生活･文化課	(022)211-2523
	経済商工観光部商工経営支援課	(022)211-2744
秋田	生活環境部県民文化政策課消費生活室	(018)860-1516
	生活環境部県民文化政策課消費生活室	(018)860-1517
山形	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課	(023)630-3306
	商工労働観光部産業政策課	(023)630-2135
福島	生活環境部消費生活課	(024)521-7736
	商工労働部金融課	(024)521-7276
茨城	生活環境部生活文化課	(029)301-2829
	商工労働部産業政策課	(029)301-3530
栃木	県民生活部くらし安全安心課	(028)623-2135
	産業労働観光部経営支援課金融担当	(028)623-3180
群馬	生活文化部消費生活課	(027)226-2274
	産業経済部商政課金融係	(027)226-3335
埼玉	県民生活部消費生活課	(048)830-2935
	産業労働部金融課	(048)830-3794
千葉	環境生活部県民生活課	(043)223-2296
	環境生活部県民生活課	(043)223-2795
東京	生活文化局	(03)5388-3069
	産業労働局金融部貸金業対策課貸金業検査指導係	(03)5320-4775
神奈川	県民局くらし文化部消費生活課	(045)312-1121
	商工労働局企画調整部金融課	(045)210-5690
新潟	県民生活・環境部消費者行政課取引・表示係	(025)280-5464
	産業労働観光部商業振興課金融係	(025)285-6966
富山	生活環境文化部県民生活課	(076)444-3129
	商工労働部経営支援課金融係	(076)444-3248
石川	県民文化局県民生活課消費生活グループ	(076)225-1386
	商工労働部経営支援課金融係	(076)225-1522
福井	安全環境部県民安全課	(0776)20-0287
	産業労働部経営支援課金融グループ	(0776)20-0367
山梨	企画県民部消費者安全・食育推進課	(055)223-1352
	商工労働部商業振興金融課	(055)223-1538
長野	企画部生活文化課消費生活室(長野県長野消費生活センター)	(026)223-6770
	商工労働部経営支援課	(026)235-7200
岐阜	環境生活部環境生活政策課	(058)272-8204
	商工労働部中小企業課団体支援担当	(058)272-1111
静岡	くらし・環境部県民生活局県民生活課	(054)221-2175
	経済産業部商工業局商工金融課	(054)221-2506
愛知	県民生活部県民生活課中央県民生活プラザ	(052)954-6165
	産業労働部中小企業金融課	(052)954-6334
三重	生活･文化部交通安全・消費生活室（三重県消費生活センター）	(059)224-2400
	農水商工部金融経営室商工金融グループ	(059)224-2447

滋賀	県民文化生活部県民生活課	(077)528-3412
	商工観光労働部商工政策課	(077)528-3714
京都	府民生活部消費生活安全センター	(075)671-0030
	商工労働観光部経営支援課金融担当	(075)414-4868
大阪	消費生活センター	(06)6945-0711
	商工労働部貸金業対策課	(06)6614-0821
兵庫	健康福祉部生活消費局消費生活課	(078)362-3376
	産業労働部産業振興局地域金融室信用保証係	(078)362-9162
奈良	くらし創造部消費・生活安全課	(0742)27-8704
	産業・雇用振興部商工課金融係	(0742)27-8807
和歌山	環境生活部県民局県民生活課	(073)432-4111
	商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課	(073)441-2720
鳥取	生活環境部くらしの安心局消費生活センター	(0859)34-2765
	商工労働部経済通商総室経営支援チーム金融担当	(0857)26-7249
島根	環境生活部環境生活総務課	(0852)22-5103
	商工労働部中小企業課金融グループ	(0852)22-5882
岡山	県民生活部くらし安全安心課	(086)226-7346
	産業労働部経営支援課金融支援班	(086)226-7369
広島	環境県民局総務管理部消費生活課（広島県生活センター）	(082)223-6120
	商工労働局経営革新課金融企画グループ	(082)513-3321
山口	環境生活部県民生活課	(083)933-2608
	商工労働部経営金融課金融支援班	(083)933-3188
徳島	危機管理部県民くらし安全局県民くらし安全課	(088)621-2258
	商工労働部地域経済課	(088)621-2318
香川	総務部県民活動・男女共同参画課	(087)832-3175
	商工労働部経営支援課	(087)832-3345
愛媛	県民環境部管理局県民生活課	(089)912-2336
	経済労働部産業支援局経営支援課金融係	(089)912-2481
高知	文化生活部県民生活・男女共同参画課	(088)823-9653
	商工労働部経営支援課	(088)823-9905
福岡	新社会推進部生活安全課消費生活センター	(092)632-1600
	商工部中小企業経営金融課貸金業係	(092)643-3423
佐賀	くらしの安全安心課	(0952)25-7059
	農林水産商工本部商工課金融担当	(0952)25-7093
長崎	食品安全・消費生活課啓発相談班	(095)895-2320
	県民生活部食品安全・消費生活課	(095)895-2318
熊本	環境生活部食の安全･消費生活課消費生活センター企画･事業者指導班	(096)333-2291
	環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター	(096)333-2309
大分	生活環境部県民生活･男女共同参画課	(097)534-4034
	商工労働部経営金融支援室金融融資班	(097)506-3226
宮崎	県民政策部生活・協働・男女参画課	(0985)26-7054
	商工観光労働部商工政策課金融対策室	(0985)26-7097
鹿児島	県民生活局消費者行政推進室	(099)286-2521
	県民生活局消費者行政推進室事業者指導係	(099)286-2533
沖縄	文化環境部県民生活課	(098)866-2187
	文化環境部県民生活課消費生活係	(098)866-2187

２　全国の消費生活センター

①　国民生活センター

名　　称	電　　話
国民生活センター	(03)3446-0999
〃　　相模原事務所	(042)758-3162

②　都道府県の消費生活センター

都道府県	名　　称	電 話	ＦＡＸ
北海道	北海道立消費生活センター	(011)221-0110 相談(050)7505-0999	(011)221-4210
	札幌市市民まちづくり局市民生活部 消費者センター	(011)728-2111 相談 728-2121	728-2112
	函館市消費生活センター	(0138)26-1211 相談　26-4646	26-5877
	小樽・北しりべし消費者センター	(0134)32-4111 相談　23-7851	23-7978
	旭川市消費生活センター	(0166)25-9747 相談　22-8228	26-2545
	室蘭市消費生活センター	(0143)25-3100	23-2133
	釧路市消費生活センター	(0154)31-4521 相談　24-3000	23-5213
	帯広市消費生活アドバイスセンター	(0155)22-7161 相談　22-8393	23-8126
	北見市消費者相談室	(0157)25-1149 相談　23-4013	57-4011
	岩見沢市消費者センター	(0126)23-7987	23-7987
	網走市消費者相談室	(0152)44-7076	44-7076
	留萌消費生活相談窓口	(0164)42-0651	42-0651
	苫小牧市消費者センター	(0144)33-6510	33-8200
	稚内市消費者センター	(0162)23-4133	23-4133
	美唄市消費生活相談窓口	(0126)62-4500	62-4500
	芦別市消費生活相談窓口	(0124)22-2111	22-9696
	江別市消費生活相談窓口	(011)381-1026	381-1072
	赤平市消費生活相談室	(0125)32-1833	32-5033
	紋別市消費者センター	(0158)24-7779	24-7779
	士別市消費生活センター	(0165)23-3121 相談　23-3820	23-4790
	名寄市消費者センター	(01654)3-2111 相談　2-3575	2-3575
	根室市消費生活センター	(0153)23-6111 相談　24-9065	24-9065
	千歳市消費生活相談室	(0123)24-0193	22-8853
	滝川地方消費者センター	(0125)23-4778	23-4778
	歌志内市市民課	(0125)42-3217	42-3232
	深川市消費者センター	(0164)26-2210	23-5045
	富良野市消費生活センター	(0167)39-1166	39-1167
	登別市消費生活相談窓口	(0143)85-2139 相談　85-3491	85-7674
	恵庭市消費生活相談窓口	(0123)32-8191	32-8191
	伊達市市民部市民課	(0142)23-3331	23-4414
	北広島市消費生活相談室	(011)372-3311	372-0888
	北斗市消費生活相談室	(0138)73-3111	73-1415
	上砂川町消費生活センター	(0125)62-2011 相談　62-2243	62-2243
	浦臼町役場産業建設課商工観光係	(0125)68-2114	68-2285
	幌加内町産業課商工観光室	(0165)35-2122	35-2127
	中頓別町消費生活相談室	(01634)6-1170	6-1170
	美幌町消費生活相談窓口	(0152)72-0366	72-0366
	斜里町消費生活相談所	(0152)23-3131	22-2040
	清里町役場町民課	(0152)25-3577	22-4010

	小清水町相談窓口	(0152)62-4472	62-4198
	訓子府町消費生活相談窓口	(0157)47-2111	47-2600
	置戸町産業振興課商工観光係	(0157)52-3313	52-3353
	佐呂間町消費生活相談窓口　役場経済課	(01587)2-1200	2-1131
	佐呂間町消費生活相談窓口　社会福祉協議会	(01587)2-3732	2-3734
	遠軽町役場消費相談窓口	(0158)42-4819	42-3688
	湧別町商工林務課消費相談窓口	(01586)2-5866	2-2511
	滝上町役場林政商工観光課	(0158)29-2111	29-3588
	興部町住民課住民環境係	(0158)82-2131	82-4058
	雄武町消費相談窓口	(0158)84-2121	84-2844
	白老町消費生活センター	(0144)82-2265	82-4391
	平取町役場産業課商工観光係	(01457)2-2223	2-2277
	浦河町消費生活センター	(0146)22-6667	22-6667
	新ひだか町消費生活相談窓口	(0146)43-2111	43-3900
	音更町消費生活センター	(0155)32-3211	32-3212
	新得町役場町民課住民活動係	(0156)64-0528	64-5118
	清水消費者センター	(0156)62-2688	62-2690
	芽室町消費生活センター	(0155)62-6556	62-6556
	更別村消費生活相談室	(0155)52-3600	52-2812
	大樹町消費生活相談室	(01558)6-2111	6-2495
	幕別町消費生活相談室	(0155)54-6606	54-5564
	足寄町住民課住民室住民活動担当	(0156)25-2141	25-2488
	厚岸町消費生活相談窓口	(0153)52-3131	52-3138
	中標津町消費生活センター	(0153)73-3111	73-4811
	羅臼町水産商工観光課商工観光係	(0153)87-2162	87-2916
青森県	青森県消費生活センター	(017)722-3348	722-3414
	NPO 法人青森県消費者協会	相談 722-3343	
	青森県消費生活センター弘前相談室	(0172)36-4500	36-4502
	青森県消費生活センター八戸相談室	(0178)27-3381	27-3134
	青森県消費生活センターむつ相談室	(0175)22-7051	22-7078
	青森市民消費生活センター	(017)722-2326	722-2326
	弘前市市民生活センター	(0172)34-3179	35-2929
	八戸市商工労働部商工政策課	(0178)43-9524	43-2256
	消費生活センター	相談　43-9216	
岩手県	岩手県立県民生活センター	(019)624-2586	624-2790
		相談 624-2209	
	岩手県沿岸広域振興局	(0193)64-2211	63-4703
	宮古地域振興センター消費生活相談室		
	岩手県沿岸広域振興局	(0192)27-9911	27-1395
	大船渡地域振興センター消費生活相談室		
	岩手県県南広域振興局	(0197)65-2731	64-5237
	消費生活相談室北上相談室		
	盛岡市消費生活センター	(019)604-3301	624-4123
		相談 624-4111	
	宮古市市民生活部生活課　市民相談室	(0193)68-9081	63-9112
	花巻市生活福祉部	(0198)24-2111	41-1299
	市民生活総合相談センター	相談　24-2114	
	北上市生活環境部生活環境課	(0197)64-2111	64-2173
	久慈市消費生活センター	(0194)54-8003	53-9274
		相談　54-8004	
	遠野市消費生活相談窓口	(0198)62-6318	62-6318
	釜石市消費生活センター	(0193)22-2111	22-2702
		相談　22-2701	
	二戸消費生活センター	(0195)23-5800	23-7799
	一関市消費生活センター千厩相談室	(0191)53-3957	53-2110
	一関市消費生活センター一関相談室	(0191)21-8342	21-2101
	奥州市市民環境部市民課総合相談室	(0197)24-2111	24-1991
	雫石町役場福祉課	(019)692-6472	692-1311
	滝沢村健康福祉部福祉課　生活相談窓口	(019)684-2111	684-2245
宮城県	宮城県環境生活部消費生活・文化課	(022)211-2524	211-2959
	相談啓発班（宮城県消費生活センター）	相談 261-5161	
	宮城県東部地方振興事務所	(0225)95-1411	22-8386
	県民サービスセンター	相談　93-5700	
	宮城県気仙沼地方振興事務所	(0226)24-2121	24-2132

	県民サービスセンター	相談　22-7000	
	宮城県東部地方振興事務所	(0220)22-6111	22-2933
	登米地域事務所県民サービスセンター	相談　22-5700	
	宮城県北部地方振興事務所	(0228)22-2111	22-4380
	栗原地域事務所県民サービスセンター	相談　23-5700	
	仙台市消費生活センター	(022)268-7040	268-8309
		相談 268-7867	
	石巻市市民相談センター	(0225)95-1111	95-1137
		相談　23-5040	
	塩竈市消費生活相談窓口	(022)364-1124	364-1169
		相談 364-1111	
	気仙沼市商工課消費生活相談窓口	(0226)22-6600	24-5515
		相談　22-3437	
	白石市消費生活相談室	(0224)22-1314	22-1636
		相談　22-0783	
	名取市消費生活相談窓口	(022)384-2111	384-4192
	角田市市民福祉部生活環境課	(0224)63-2118	63-4862
	多賀城市市民相談室	(022)368-1141	368-2369
	登米市消費生活相談窓口	(0220)34-2734	34-2802
		相談　34-2308	
	大崎市消費生活センター	(0229)23-9125	24-9595
		相談　21-7321	
	柴田町町民環境課	(0224)55-2113	55-3793
	亘理郡亘理町役場町民生活課	(0223)34-1113	34-6178
	亘理郡山元町役場町民生活課　生活班	(0223)37-1112	37-1112
	加美町消費生活相談窓口	(0229)63-6000	63-2037
	美里町役場町民生活課	(0229)33-2114	33-2141
	宮城県北部地方振興事務所	(0229)91-0701	22-6673
	県民サービスセンター	相談　22-5700	
	宮城県大河原地方振興事務所	(0224)53-3111	53-3267
	県民サービスセンター	相談　52-5700	
秋田県	秋田県生活センター	(018)836-7806	836-7808
		相談 835-0999	
	秋田県生活センター　北部消費生活相談室	(0186)45-1040	
	秋田県生活センター　南部消費生活相談室	(0182)45-6104	
	秋田市市民相談センター消費生活担当	(018)866-2016	866-2457
	能代市消費生活相談所	(0185)89-2132	89-1770
	横手市消費生活相談窓口	(0182)45-5516	32-7721
	大館市市民部市民課市民相談室	(0186)43-7044	45-1180
		相談　43-7045	
	男鹿市市民生活課総合窓口	(0185)24-9111	23-2424
	湯沢市くらしの相談課	(0183)73-2111	73-2120
		相談　72-0874	
	鹿角市共動推進課	(0186)30-0224	22-2042
		相談　30-0258	
	由利本荘市市民課	(0184)24-6251	24-0228
	潟上市生活環境課	(018)877-7802	877-3800
	大仙市消費生活相談室	(0187)63-1111	63-1137
	北秋田市生活課	(0186)62-6628	62-2880
	にかほ市市民福祉部生活環境課	(0184)32-3043	37-2135
	仙北市環境防災課	(0187)43-3308	54-1737
	三種町企画振興課	(0185)85-4830	85-2178
	八峰町消費生活相談窓口	(0185)76-2111	76-2113
		相談　76-4605	
	五城目町役場	(018)852-5112	852-5367
	八郎潟町消費者行政係	(018)875-5806	875-3096
	井川町役場産業課	(018)874-4418	874-2600
	羽後町役場生活環境課	(0183)62-2111	62-2120
山形県	山形県消費生活センター	(023)630-3306	625-8186
		相談 624-0999	
	山形県置賜消費生活センター	(0238)26-6021	26-6072
		相談　24-0999	
	山形県最上消費生活センター	(0233)29-1370	22-4842
	山形県庄内消費生活センター	(0235)66-5451	66-2835

	山形市消費生活センター	(023)647-2201 相談 647-2211	647-2202
	米沢市消費生活センター	(0238)22-5111	22-0498
	鶴岡市消費生活センター	(0235)25-2111 相談　25-2982	25-2997
	酒田市消費生活センター	(0234)26-5726 相談　26-5761	26-4911
	新庄市市民相談室	(0233)22-2111	22-0989
	寒河江市市民生活課	(0237)86-2111	86-2122
	上山市市民生活課	(023)672-1111	673-2329
	村山市市民課	(0237)55-2111	55-6443
	長井市消費生活センター	(0238)84-2111	83-3156
	天童市消費生活センター	(023)654-1111	656-8552
	東根市生活環境課	(0237)42-1111	43-1177
	山辺町総務課	(023)667-1110	667-1112
	最上町町民税務課	(0233)43-2111	43-2345
	舟形町総務課	(0233)32-2111	32-2117
福島県	福島県消費生活センター	(024)521-7737 相談 521-0999	521-7982
	福島市消費生活センター	(024)525-3774 相談 522-5999	522-1528
	会津若松市消費生活相談室	(0242)39-1221 相談　39-1228	39-1420
	郡山市市民部市民安全課 　消費生活センター	(024)924-2151 相談 921-0333	921-1340
	いわき市消費生活センター	(0246)22-7021 相談　22-0999	22-0985
	伊達市消費生活センター	(024)575-1290 相談　574-2233	576-2419
茨城県	茨城県消費生活センター	(029)224-4722 相談 225-6445	226-9156
	水戸市消費生活センター	(029)226-4194	222-6826
	日立市女性青少年課　消費生活センター	(0294)33-3129	33-3467
	土浦市消費生活センター	(029)823-3928	823-3937
	古河市消費生活センター	(0280)92-8811	92-8811
	石岡市消費生活センター	(0299)22-2950	22-2950
	結城市消費生活センター	(0296)32-1111 相談　32-1161	32-1161
	龍ケ崎市消費生活センター	(0297)60-1536 相談　64-1120	64-1120
	下妻市消費生活センター	(0296)44-8632	44-9370
	常総市消費生活センター	(0297)23-2918 相談　23-0747	23-1501
	常陸太田市消費生活センター	(0294)70-1322	70-1322
	高萩市消費生活センター	(0293)23-7316 相談　23-2114	24-0006
	笠間市消費生活センター	(0296)77-1101 相談　77-1313	77-1390
	取手市消費生活センター	(0297)74-2141 相談　72-5022	72-5022
	牛久市消費生活センター	(029)873-2111 相談 830-8802	830-8803
	つくば市消費生活センター	(029)861-1329 相談 861-1333	861-1300
	ひたちなか市消費生活センター	(029)273-0111	276-3081
	鹿嶋市消費生活センター	(0299)85-1320	85-1321
	潮来市消費生活センター	(0299)63-1111 相談　62-2138	62-2138
	守谷市消費生活センター	(0297)45-1111 相談　45-2327	45-1286
	常陸大宮市消費生活センター	(0295)52-2185	52-2250
	那珂市消費生活センター	(029)298-1111	298-1357
	筑西市消費生活センター	(0296)21-0745	21-0746
	坂東市消費生活センター	(0297)20-8666	20-8025

		相談　36-2035	
	稲敷市消費生活センター	(029)892-2000	978-3398
		相談 978-3115	
	かすみがうら市消費生活センター	(029)897-1111	897-1243
	桜川市消費生活センター	(0296)75-3111	
		相談　75-6300	75-3021
	神栖市消費生活センター	(0299)90-1105	90-1226
		相談　90-1166	
	行方市消費生活センター	(0291)35-2111	34-6465
		相談　34-6446	
	鉾田市消費生活センター	(0291)33-2111	33-2992
		相談　33-2992	
	つくばみらい市消費生活センター	(0297)58-2111	57-2288
		相談　25-3288	
	小美玉市消費生活センター	(0299)48-1111	35-7803
		相談　35-7802	
	茨城町消費生活センター	(029)292-1111	292-6748
		相談 291-1690	
	大洗町消費生活センター	(029)267-5111	266-3577
	東海村消費生活センター	(029)287-0858	282-1627
	美浦村消費生活センター	(029)885-7141	885-7141
	阿見町消費生活センター	(029)888-1111	888-1871
		相談 888-1871	
栃木県	栃木県消費生活センター	(028)623-3244	623-2182
		相談 625-2227	
	宇都宮市消費生活センター	(028)616-1561	616-1548
		相談 616-1547	
	足利市消費生活センター	(0284)73-1210	
		相談　73-1211	73-2600
	栃木市消費生活センター	(0282)23-8899	23-8820
	佐野市消費生活センター	(0283)61-1161	62-5515
	鹿沼市消費生活センター	(0289)63-3313	63-3314
	日光市消費生活センター	(0288)22-4743	22-4750
	小山市消費生活センター	(0285)22-9282	25-8301
		相談　22-3711	
	真岡市消費生活センター	(0285)84-7830	84-7830
	大田原市消費生活センター	(0287)23-6236	24-0688
	矢板市消費生活センター	(0287)43-6755	43-7501
	那須塩原市消費生活センター	(0287)63-7900	63-7900
	さくら市消費生活センター	(028)681-2575	681-2667
	那須烏山市消費生活センター	(0287)83-1014	83-1142
	下野市消費生活センター	(0285)40-5555	40-5572
		相談　44-4883	
	那珂川町商工観光課	(0287)92-1116	92-3081
群馬県	群馬県消費生活センター	(027)226-2281	223-8100
	（群馬県生活文化部消費生活課）	相談 223-3001	
	前橋市消費生活センター	(027)230-1755	230-1756
	高崎市消費生活センター	(027)321-1111	327-5156
		相談 327-5155	
	桐生市消費生活センター	(0277)40-1113	40-1114
		相談　40-1112	
	伊勢崎市消費生活センター	(0270)20-7301	20-7302
		相談　20-7300	
	太田市消費生活センター	(0276)30-2228	30-2221
		相談　30-2220	
	沼田市消費生活センター	(0278)23-2111	20-1501
		相談　20-1500	
	館林市消費生活センター	(0276)72-9003	72-9003
		相談　72-9002	
	渋川市消費生活センター	(0279)22-2111	22-3002
		相談　22-2325	
	藤岡市消費生活センター	(0274)22-1211	20-1133
		相談　20-1133	
	富岡市消費生活センター	(0274)63-6066	63-6066

	安中市消費生活センター	(027)382-2228	345-3026
	みどり市消費生活センター	(0277)76-1938 相談　76-0987	76-9049
	甘楽町消費生活センター	(0274)74-3306	74-3306
	吾妻郡消費生活センター	(0279)75-4700 相談　75-1166	76-3060
	玉村町消費生活センター	(0270)65-7144 相談　20-4020	20-4021
	大泉町消費生活センター	(0276)63-3111 相談　63-3511	63-7927
	邑楽町消費生活センター	(0276)47-5026 相談　47-5047	88-0081
埼玉県	埼玉県消費生活支援センター	(048)261-0930 相談 261-0999	261-0962
	埼玉県消費生活支援センター川越	(049)249-4751 相談 247-0888	247-1091
	埼玉県消費生活支援センター春日部	(048)734-0998 相談 734-0999	739-1152
	埼玉県消費生活支援センター熊谷	(048)523-1711 相談 524-0999	525-6316
	さいたま市消費生活総合センター	(048)643-2239 相談 645-3421	643-2247
	さいたま市浦和消費生活センター	(048)871-0165 相談 871-0164	883-4893
	さいたま市岩槻消費生活センター	(048)790-0202 相談 749-6191	749-6193
	川越市生活情報センター	(049)226-7066 相談 226-7476	225-1860
	熊谷市消費生活相談窓口	(048)524-1111 相談 524-7321	521-0520
	川口市市民生活部市民相談室 （川口市消費生活相談コーナー）	(048)258-1110 相談 258-1241	256-5650
	行田市消費生活相談窓口	(048)556-1111	556-3083
	秩父市消費生活センター	(0494)25-5200	27-6271
	所沢市消費生活センター	(04)2928-1233 相談 2926-0999	2923-8711
	飯能市役所生活安全課	(042)973-2111	974-6737
	加須市市民相談室	(0480)62-1111	62-3455
	加須市消費生活相談騎西支所	(0480)73-1111	73-5501
	加須市消費生活相談北川辺支所	(0280)61-1200	62-3464
	加須市消費生活相談大利根支所	(0480)72-1111	72-4962
	本庄市消費生活相談窓口	(0495)25-1175	25-1193
	東松山市消費生活センター	(0493)21-1405	22-7799
	春日部市消費生活相談	(048)736-1111	733-3825
	狭山市消費生活センター	(04)2954-7745 相談 2954-7799	2954-7719
	羽生市消費生活相談室	(048)561-1121 相談 560-6270	501-3213
	鴻巣市消費生活センター	(048)541-1321	543-5480
	深谷市消費生活センター	(048)574-6633	574-8574
	上尾市消費生活センター	(048)775-0800 相談 775-0801	776-4600
	草加市消費生活センター	(048)941-6111	941-6157
	越谷市立消費生活センター	(048)965-8886	965-8887
	蕨市消費生活センター	(048)433-7750 相談 432-4286	433-7490
	戸田市消費生活センター	(048)441-1800 相談 433-5724	433-3358
	入間市消費生活センター	(04)2964-1111 相談 2963-5199	2965-8134
	鳩ヶ谷市消費生活相談窓口	(048)280-1111 相談 242-6327	285-1108
	朝霞市消費生活相談室	(048)463-1111	463-2294
	志木市市民生活部地域振興課	(048)473-1111	474-7009

	和光市消費生活センター	(048)464-1111 相談 424-9116	465-5481
	新座市消費生活相談室	(048)477-1111 相談 424-9162	481-6748
	桶川市消費生活センター	(048)786-3211	786-3740
	久喜市消費生活相談	(0480)22-1111 相談 22-3925	22-3319
	北本市消費生活センター	(048)594-5529 相談 591-1111	511-1710
	八潮市消費生活センター	(048)996-2111 相談 996-2237	995-7367
	富士見市消費生活センター	(049)251-2711 相談 252-7181	254-2000
	三郷市消費生活相談室	(048)930-7724 相談 930-7725	953-7775
	蓮田市消費生活センター	(048)768-3111	765-1700
	坂戸市消費生活センター	(049)283-1331	283-1366
	幸手市消費生活センター	(0480)43-1111	44-0257
	鶴ヶ島市消費生活センター	(049)271-1111	271-1190
	日高市消費生活相談センター	(042)989-2111	985-3371
	吉川市市民生活部商工課	(048)982-9697	981-5682
	ふじみ野市消費生活センター	(049)261-2611 相談 263-0110	261-5960
	伊奈町産業振興課商工係	(048)721-2111	721-2136
	三芳町消費生活相談等	(049)258-0019	274-1052
	毛呂山町消費者相談窓口	(049)295-2112	295-0771
	越生町消費生活相談	(049)292-3121	292-5400
	滑川町産業振興課	(0493)56-6906 相談 56-2211	56-2448
	嵐山町消費生活センター	(0493)62-2150	62-0713
	小川町消費生活相談	(0493)72-1221	74-2341
	川島町消費生活相談	(049)297-1811	297-8437
	吉見町消費生活相談	(0493)54-1511	354-4200
	鳩山町消費生活相談	(049)296-5895	296-7557
	ときがわ町消費生活相談窓口	(0493)66-0222	66-0221
	東秩父村産業建設課産業担当	(0493)82-1223	82-1562
	上里町消費生活相談窓口	(0495)35-1232	33-2429
	寄居町産業振興課	(048)581-2121	581-1366
	宮代町消費生活相談窓口	(0480－34－1111	34-1093
	白岡町消費生活相談	(0480)92-1111 相談 93-7700	93-5039
	杉戸町消費生活相談	(0480)33-1111	33-2958
	松伏町消費生活相談	(048)991-1854	991-6747
千葉県	千葉県消費者センター	(047)431-3811 相談 434-0999	431-3858
	千葉市消費生活センター	(043)207-3601 相談 207-3000	207-3111
	銚子市消費生活センター	(0479)24-8194	25-0277
	市川市消費生活センター	(047)332-4312 相談 334-0999	332-4320
	船橋市消費生活センター	(047)423-3006	423-3040
	館山市市長公室社会安全課	(0470)22-3142 相談 25-5775	22-8901
	木更津市消費生活センター	(0438)20-2234	25-3566
	松戸市消費生活センター	(047)366-7329 相談 365-6565	365-9606
	野田市消費生活センター	(04)7123-1083 相談 7123-1084	7123-1737
	茂原市消費生活センター	(0475)20-1505 相談 20-1101	20-1600
	成田市消費生活センター	(0476)23-1161	22-4404
	佐倉市消費生活センター	(043)483-3010 相談 483-4999	483-8604
	旭市消費生活センター	(0479)63-7272	64-2026

		相談　62-8019	
	習志野市消費生活センター	(047)451-1151 相談 451-6999	453-5747
	柏市消費生活センター	(04)7163-5853 相談 7164-4100	7164-4327
	市原市消費生活センター	(0436)21-0844 相談　21-0999	21-0899
	流山市消費生活センター	(04)7158-1111 相談 7158-0999	7158-2721
	八千代市消費生活センター	(047)485-0559	486-0792
	我孫子市消費生活センター	(04)7185-1469 相談 7185-0999	7182-8080
	鎌ヶ谷市消費生活センター	(047)445-1141	445-1400
	君津市消費生活センター	(0439)56-1529	56-1629
	富津市商工観光課商工観光係	(0439)80-1287	80-1350
	浦安市消費生活センター	(047)390-0086 相談 390-0030	390-6521
	四街道市消費生活センター	(043)422-2155	422-2164
	袖ヶ浦市消費生活相談室	(0438)62-2111	62-7485
	八街市消費生活センター	(043)443-9299	443-1237
	印西市消費生活相談室	(0476)42-5111	42-7242
	白井市市民経済部商工振興課	(047)492-1111	491-3510
	富里市消費生活センター	(0476)93-5348	93-2101
	匝瑳市産業振興課	(0479)73-0089	72-1117
	香取市経済部商工観光課	(0478)50-1212 相談　50-1300	54-2855
	横芝光町産業振興課商工観光班	(0479)84-1215 相談　84-1233	84-2713
東京都	東京都消費生活総合センター	(03)3235-1151 相談 3235-1155	3268-1505
	東京都多摩消費生活センター	(042)522-5119	527-0764
	千代田区消費生活センター	(03)5211-4179 相談 5211-4314	3264-7989
	中央区消費生活センター	(03)3546-5332 相談 3543-0084	3546-9557
	港区立消費者センター	(03)3456-4159 相談 3456-6827	3453-0458
	新宿区立新宿消費生活センター	(03)5273-3834 相談 5273-3830	5273-3110
	文京区消費生活センター	(03)5803-1105 相談 5803-1106	5803-1342
	台東区消費者相談コーナー	(03)5246-1144 相談 5246-1133	5246-1139
	すみだ消費者センター	(03)5608-1516 相談 5608-1773	5608-1510
	江東区消費者センター	(03)5683-0321 相談 3647-9110	5683-0320
	品川区消費者センター	(03)5718-7181 相談 5718-7182	5718-7183
	目黒区消費生活センター	(03)3711-1133 相談 3711-1140	3711-5297
	大田区立消費者生活センター	(03)3736-7711 相談 3736-0123	3737-2936
	世田谷区消費生活センター	(03)3410-6521 相談 3410-6522	3411-6845
	渋谷区立消費者センター	(03)3406-7641 相談 3406-7644	5485-0308
	中野区消費生活センター	(03)3389-1191 相談 3389-1196	3389-1199
	杉並区立消費者センター	(03)3398-3141 相談 3398-3121	3398-3159
	豊島区消費生活センター	(03)5992-7015 相談 3984-5515	5992-7024
	北区消費生活センター	(03)5390-1239	5390-1143

		相談 5390-1142	
	荒川区消費者相談室	(03)3802-4673	3803-2333
		相談 5604-7055	
	板橋区消費者センター	(03)3579-2266	3962-3955
		相談 3962-3511	
	練馬区消費生活センター	(03)5910-3089	5910-3440
		相談 5910-4860	
	足立区消費者センター	(03)3880-5385	3880-0133
		相談 3880-5380	
	葛飾区消費生活センター	(03)5698-2316	5698-2315
		相談 5698-2311	
	江戸川区消費者センター	(03)5662-7635	5607-1616
		相談 5662-7637	
	八王子市消費生活センター	(042)631-5455	625-5596
		相談 625-2621	
	立川市消費生活センター	(042)528-6801	528-6805
		相談 528-6810	
	武蔵野市消費生活センター	(0422)21-2972	51-5535
		相談 21-2971	
	三鷹市消費者活動センター	(0422)43-7874	45-3300
		相談 47-9042	
	青梅市消費者相談室	(0428)22-1111	21-0542
		相談 22-6000	
	府中市消費生活相談室	(042)335-4124	360-9370
		相談 360-3316	
	昭島市消費生活相談室	(042)544-5111	544-6440
		相談 544-9399	
	調布市消費生活相談室	(042)481-7140	481-6881
		相談 481-7034	
	町田市消費生活センター	(042)725-8805	722-4263
		相談 722-0001	
	小金井市消費生活相談室	(042)387-9831	386-2609
		相談 384-4999	
	小平市消費生活相談室	(042)346-9532	346-9575
		相談 346-9550	
	日野市消費生活相談室	(042)581-4112	581-4221
		相談 581-3556	
	東村山市消費生活センター	(042)393-5111	393-6846
		相談 395-8383	
	国分寺市消費生活相談室	(042)325-0111	325-1380
	国立市消費生活相談コーナー	(042)576-2111	576-0264
		相談 576-3201	
	福生市消費生活相談室	(042)551-1511	552-2622
	狛江市消費生活相談コーナー	(03)3430-1111	3430-6870
	東大和市消費生活相談	(042)563-2111	563-5931
	清瀬市消費生活センター	(042)495-6211	495-6221
		相談 495-6212	
	東久留米市消費者センター	(042)470-7738	472-1131
		相談 473-4505	
	武蔵村山市消費生活相談コーナー	(042)565-1111	563-0793
	多摩市消費生活センター	(042)337-6610	337-6003
		相談 374-9595	
	稲城市消費者ルーム	(042)370-7510	370-7509
		相談 378-3738	
	羽村市消費生活センター	(042)555-1111	555-5535
	あきる野市消費生活相談窓口	(042)558-1867	558-1119
	西東京市消費者センター	(042)425-4141	425-4041
		相談 425-4040	
	瑞穂町消費生活相談窓口	(042)557-7633	556-3401
神奈川県	かながわ中央消費生活センター	(045)312-1121	312-3506
		相談 311-0999	
	横浜市消費生活総合センター	(045)845-7722	845-7720
		相談 845-6666	
	川崎市消費者行政センター	(044)200-2262	244-6099

		相談 200-3030	
	相模原市北消費生活センター	(042)775-1779	775-1771
		相談 775-1770	
	相模原市相模原消費生活センター	(042)776-2598	776-2814
		相談 776-2511	
	相模原市南消費生活センター	(042)749-2176	749-2463
		相談 749-2175	
	横須賀市消費生活センター	(046)821-1312	821-1315
		相談 821-1314	
	平塚市消費生活センター	(0463)20-5775	22-3037
		相談 21-7530	
	鎌倉市消費生活センター	(0467)23-3000	23-3445
		相談 24-0077	
	藤沢市消費生活センター	(0466)25-1111	50-8409
	小田原市消費生活センター	(0465)33-1775	33-1778
		相談 33-1777	
	茅ヶ崎市消費生活センター	(0467)82-1111	85-0151
	秦野市消費生活センター	(0463)82-5128	82-2001
		相談 82-5181	
	厚木市消費生活センター	(046)225-2155	294-5801
		相談 294-5800	
	大和市消費生活センター	(046)260-5174	260-5177
		相談 260-5120	
	伊勢原市消費生活センター	(0463)94-4711	92-9009
		相談 95-3500	
	海老名市消費生活センター	(046)235-4567	233-9118
		相談 292-1000	
	座間市消費生活センター	(046)252-8495	252-0220
		相談 252-8490	
	南足柄市消費生活センター	(0465)73-8004	71-0164
		相談 71-0163	
	綾瀬市消費生活センター	(0467)70-3335	70-5701
	寒川町消費生活相談室	(0467)74-1111	74-5613
新潟県	新潟県消費生活センター	(025)281-5516	281-5517
		相談 285-4196	
	新潟市消費生活センター	(025)228-8102	228-8108
		相談 228-8100	
	長岡市立消費生活センター	(0258)32-0022	39-5050
	三条市市民なんでも相談室（消費生活相談窓口）	(0256)34-5511	34-5677
	柏崎市消費生活センター	(0257)43-9139	23-5355
		相談 23-5355	
	新発田市市民生活課	(0254)22-3101	22-5662
	小千谷市消費生活相談窓口	(0258)83-3509	83-4160
	加茂市商工観光課消費生活相談窓口	(0256)52-0080	53-4676
	見附消費生活相談窓口	(0258)62-1700	63-3001
	村上市消費生活センター	(0254)53-2111	52-1884
	上越市消費生活センター	(025)525-2125	522-4191
		相談 525-1905	
	佐渡市立消費生活センター	(0259)57-8143	52-6024
	南魚沼市消費生活センター	(025)772-2541	770-0980
	聖籠町消費生活センター	(0254)27-2111	27-2119
		相談 27-1958	
富山県	富山県消費生活センター	(076)432-2949	431-2631
		相談 432-9233	
	富山県消費生活センター高岡支所	(0766)25-2777	25-2890
	富山市消費生活センター	(076)443-2123	443-2176
		相談 443-2047	
	高岡市市民協働課　消費生活担当	(0766)20-1522	20-1641
	高岡市消費生活相談コーナー	(0766)28-1147	28-1148
		相談 28-1141	
	魚津市市民相談・消費生活相談窓口	(0765)23-1003	23-1059
	氷見市消費生活相談窓口	(0766)74-8010	72-8060
	滑川市役所産業民生部生活環境課	(076)475-2111	476-5505
	黒部市消費生活相談窓口	(0765)54-2111	54-9144

		相談　54-3198	
	砺波市役所生活環境課	(0763)33-1111	33-6818
		相談　33-1153	
	小矢部市市民協働課	(0766)67-1760	67-5520
	南砺市住民環境課	(0763)23-2035	82-8221
	射水市消費生活相談窓口	(0766)52-7966	52-5340
		相談　52-7974	
	上市町役場町民課相談窓口	(076)472-1111	472-1115
	立山町住民環境課	(076)463-1121	464-1147
	消費生活相談窓口	相談 462-9915	
石川県	石川県消費生活支援センター	(076)267-6157	267-6109
		相談 267-6110	
	金沢市近江町消費生活センター	(076)220-2261	260-6730
		相談 232-0070	
	七尾市消費生活センター	(0767)53-1112	54-8117
	小松市生活相談センター	(0761)24-8071	24-8192
	輪島市産業部漆器商工課	(0768)23-1147	23-1148
	奥能登広域圏事務組合	(0768)26-2314	26-2315
	消費生活相談室	相談　26-2307	
	珠洲市消費生活相談窓口	(0768)82-7760	82-4600
	加賀市地域福祉課消費生活相談窓口	(0761)72-7854	72-7797
		相談　72-7857	
	羽咋市商工観光課	(0767)22-1118	22-9225
	かほく市消費生活センター	(076)283-7124	283-7145
		相談 283-7144	
	白山市消費生活センター	(076)274-9507	275-2211
	能美市消費生活相談室	(0761)55-8509	55-8525
		相談　55-8525	
	川北町総務課	(076)277-1111	277-1748
		相談 277-1748	
	野々市町環境安全課	(076)227-6052	227-6251
		相談 227-6054	
	津幡町産業経済課	(076)288-2129	288-6470
	内灘町町民生活課	(076)286-6701	286-6704
	志賀町商工観光課	(0767)32-1111	32-3933
	宝達志水町産業振興課	(0767)29-8240	29-4623
	中能登町企画課	(0767)74-2804	74-1300
	穴水町産業振興課	(0768)52-3670	52-0395
	能登町ふるさと振興課	(0768)62-8532	62-4506
福井県	福井県消費生活センター	(0776)22-1102	22-8190
	福井県嶺南消費生活センター	(0770)52-7830	52-7831
	福井市消費者センター	(0776)20-5070	20-5081
		相談　20-5588	
	敦賀市消費生活センター	(0770)22-8115	22-8219
	小浜市消費生活相談室	(0770)53-1111	53-1522
	大野市消費者相談センター	(0779)66-1111	65-8371
	勝山市消費者センター	(0779)88-8103	88-3856
	鯖江市消費者センター	(0778)53-2204	51-8167
	あわら市消費者センター	(0776)73-8017	73-5688
	越前市消費者センター	(0778)22-3773	22-3473
	坂井市消費者センター	(0776)50-3030	68-0324
	永平寺町消費者相談コーナー	(0776)61-3941	61-2434
	池田町役場消費者相談窓口	(0778)44-8003	44-6296
	南越前町役場総務課	(0778)47-8000	47-3261
	越前町消費生活相談窓口	(0778)34-8700	34-1236
山梨県	山梨県県民生活センター	(055)223-1571	223-1368
		相談 235-8455	
	山梨県県民生活センター地方相談室	(0554)45-5038	45-5039
	甲府市消費生活センター	(055)237-5304	237-0224
		相談 237-5309	
	富士吉田市商工振興課	(0555)22-1111	24-2235
	上野原市消費生活相談窓口	(0554)62-3114	30-2041
長野県	長野県長野消費生活センター	(026)223-6777	223-6771
	長野県松本消費生活センター	(0263)35-1556	35-0949

	長野県上田消費生活センター	(0268)27-8517	25-0998
	長野県松本消費生活センター岡谷支所 （消費生活センターおかや）	(0266)23-8260	23-8248
	長野県飯田消費生活センター	(0265)24-8058	21-1703
	長野市消費生活センター	(026)224-5777	223-1818
	松本市消費生活センター	(0263)36-8832	34-0400
	上田市市民相談室	(0268)22-4140	22-4127
	岡谷市社会福祉課生活福祉相談	(0266)23-4811	22-8492
	飯田市男女共同参画課	(0265)22-4560	22-4568
	須坂市市民課消費者苦情相談窓口	(026)248-9002	248-9025
	小諸市消費生活センター	(0267)22-1700	22-1966
	伊那市消費生活センター	(0265)78-4111 相談　96-8165	74-1260
	駒ヶ根市環境対策課消費生活相談	(0265)83-2111 相談　83-2377	83-1278
	中野市市民課消費生活相談窓口	(0269)22-2111	22-5923
	大町市消費生活センター	(0261)26-3225	26-3226
	飯山市民生部市民環境課	(0269)62-3111	62-3127
	茅野市消費生活センター	(0266)72-2101	82-0238
	塩尻市くらしの相談室	(0263)52-0280	52-0990
	佐久市生活環境課	(0267)62-2111	62-7862
	千曲市消費生活センター	(026)273-1111 相談 274-0820	273-8400
	東御市市民課生活環境係	(0268)62-1111	63-6908
岐阜県	岐阜県県民生活相談センター	(058)277-0898 相談 277-1003	277-1005
	岐阜県西濃振興局振興課	(0584)73-1111	74-9428
	岐阜県飛騨振興局振興課	(0577)33-1111	33-1085
	岐阜県東濃振興局振興課	(0572)23-1111	25-0079
	岐阜県中濃振興局中濃事務所振興課	(0575)33-4011	35-1492
	岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課	(0573)26-1111	25-7129
	岐阜県中濃振興局振興課	(0574)25-3111	25-3934
	岐阜市消費生活センター	(058)268-1067 相談 268-1616	268-1066
	大垣市消費生活相談室	(0584)81-4111 相談　75-3371	81-7800
	高山市消費生活相談窓口	(0577)35-3412	35-4884
	多治見市市民文化課	(0572)22-1111	25-7233
	中津川市消費生活相談室	(0573)66-1111	66-1502
	瑞浪市消費生活相談	(0572)68-2111	68-8749
	美濃加茂市商工観光課　消費生活相談室	(0574)25-2111	27-3863
	土岐市秘書広報課広報広聴係	(0572)54-1111	55-7763
	各務原市役所市民活動推進課	(058)383-1111 相談 382-7110	382-7110
	可児市商工観光課	(0574)62-1111	63-6816
	山県市市民環境部生活環境課	(0581)22-6828	22-6850
	瑞穂市商工農政課消費生活相談室	(058)322-6517	327-2120
	飛騨市役所総務課	(0577)73-7461	73-7077
	本巣市消費生活相談窓口	(0581)34-5020 相談　34-5025	34-5034
	郡上市総務部総務課	(0575)67-1121	67-1711
	下呂市観光商工部商工課	(0576)24-2222	25-3252
	養老町商工労働課	(0584)32-1100	32-2686
	関ヶ原町地域振興課	(0584)43-1112	43-2120
	揖斐川町産業建設部商工観光課	(0585)22-2111	22-4496
	川辺町総務企画課	(0574)53-2511	53-2374
	八百津町役場産業課	(0574)43-2111	43-0969
	御嵩町役場住民環境課	(0574)67-2111	67-1875
	白川村総務課環境計画係	(0576)96-1311	96-1709
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所　医薬食品部食品班	(054)245-7684	245-7636
	静岡県中部県民生活センター	(054)202-6016 相談 202-6006	202-6018
	静岡県西部県民生活センター	(053)458-7116 相談 452-2299	452-2376

	静岡県東部県民生活センター	(055)951-8202 相談 952-2299	951-8208
	静岡県東部県民生活センター賀茂駐在	(0558)24-2206 相談 24-2299	24-2210
	静岡市消費生活センター	(054)221-1054 相談 221-1056	221-1291
	静岡市消費生活センター清水相談窓口	(054)221-1054 相談 221-1056	
	浜松市くらしのセンター	(053)457-2635 相談 457-2205	457-2814
	沼津市企画部市民相談センター	(055)934-4841	934-2593
	三島市市民相談室	(055)983-2621	983-2753
	富士宮市消費生活センター	(0544)22-1197	22-1239
	島田市消費生活センター	(0547)36-7153	36-1111
	富士市消費生活センター	(0545)55-2750 相談 55-2756	51-0367
	磐田市消費生活センター	(0538)37-4746	37-2871
	焼津市消費生活センター	(054)626-1147	626-9418
	掛川市消費生活センター	(0537)21-1149	21-1212
	藤枝市消費生活センター	(054)643-3111 相談 643-3305	643-3127
	御殿場市消費生活センター	(0550)82-8400 相談 83-1629	82-4333
	袋井市消費生活センター	(0538)44-3174	44-3179
	裾野市消費生活センター	(055)995-1857 相談 995-1854	995-1864
	湖西市消費生活相談室	(053)576-1230	576-1115
	伊豆市市民課市民相談室	(0558)72-9858	72-6588
	御前崎市消費生活相談窓口	(0537)85-1135	85-1156
	菊川市消費生活センター	(0537)35-0937	35-2114
	牧之原市市民相談センター	(0548)23-0088	23-0019
	清水町消費生活センター	(055)981-8239	976-0249
	長泉町総合相談センター	(055)989-5501	986-5905
	小山町消費生活センター	(0550)76-6111 相談 76-6117	76-3050
愛知県	愛知県中央県民生活プラザ	(052)954-6165 相談 962-0999	961-1317
	愛知県東三河県民生活プラザ	(0532)52-7337 相談 52-0999	52-7388
	愛知県西三河県民生活プラザ	(0564)27-0800 相談 27-0999	23-4641
	愛知県尾張県民生活プラザ	(0586)71-5900 相談 71-0999	71-0977
	愛知県知多県民生活プラザ	(0569)23-3900 相談 23-3300	23-3901
	愛知県海部県民生活プラザ	(0567)24-2500 相談 24-9998	24-1140
	愛知県豊田加茂県民生活プラザ	(0565)34-6151 相談 34-1700	34-6152
	愛知県新城設楽県民生活プラザ	(0536)23-8700 相談 23-8701	23-3833
	名古屋市消費生活センター	(052)222-9679 相談 222-9671	222-9678
	豊橋市消費生活相談室	(0532)51-2306 相談 51-2305	56-0123
	岡崎市消費生活相談室	(0564)23-6219 相談 23-6459	23-6570
	一宮市消費生活相談窓口	(0586)28-9148 相談 71-2185	73-9135
	半田市消費生活相談室	(0569)21-3111 相談 32-2444	25-3255
	春日井市市民生活課　消費生活相談室	(0568)85-6616	85-5522
	豊川市消費生活センター	(0533)89-2119	95-0009

		相談　89-2238	
	豊田消費生活センター	(0565)33-0999	33-0998
	小牧市消費生活相談室	(0568)76-1119	72-2340
	岩倉市役所相談室	(0587)66-1111	66-6100
	扶桑町役場 産業環境課	(0587)93-1111	93-2034
三重県	三重県消費生活センター	(059)224-2400	224-3372
	（三重県生活･文化部交通安全・消費生活室）	相談 228-2212	
	津市消費生活センター	(059)229-3313	229-3312
	四日市市市民生活課	(059)354-8147	354-8452
	市民・消費生活相談室	相談 354-8264	
	伊勢市消費生活センター	(0596)21-5512	22-5014
		相談　21-5717	
	松阪市まちづくり交流部商工政策課	(0598)53-4362	22-0003
	鈴鹿亀山消費生活センター	(059)370-0777	370-2900
		相談 375-7611	
	鳥羽市消費生活相談窓口	(0599)25-1156	25-1159
		相談　25-1241	
	菰野町観光産業課観光商工推進室	(059)391-1129	391-1193
滋賀県	滋賀県消費生活センター	(0749)27-2234	23-9030
		相談　23-0999	
	大津市消費生活センター	(077)528-2662	521-2193
	彦根市消費生活相談窓口	(0749)30-6116	27-0395
		相談　22-1411	
	長浜市役所環境保全課	(0749)65-6567	65-6571
	消費生活相談窓口		
	近江八幡市消費生活センター	(0748)33-3111	36-5553
		相談　36-5566	
	草津市消費生活センター	(077)561-2340	561-2334
		相談 561-2353	
	守山市消費生活相談窓口	(077)582-1148	583-3911
	栗東市消費生活相談窓口	(077)551-0115	552-7000
	甲賀市消費生活相談窓口	(0748)65-0685	63-4582
	野洲市市民生活相談室	(077)587-6063	586-3677
	湖南市消費生活相談窓口	(0748)71-2360	72-3390
	高島市消費生活相談窓口	(0740)25-8125	25-8103
	東近江市消費生活センター	(0748)24-5619	24-5692
		相談　24-5659	
	米原市消費生活相談窓口	(0749)52-6623	52-4539
		相談　52-8088	
	日野町消費生活相談窓口	(0748)52-6578	52-2003
	竜王町消費生活相談窓口	(0748)58-3703	58-2573
	愛荘町消費生活相談窓口	(0749)42-7680	42-6090
	豊郷町総務企画課	(0749)35-8112	35-4575
	甲良町住民課	(0749)38-5063	38-5072
	多賀町企画課	(0749)48-8122	48-0157
京都府	京都府消費生活安全センター	(075)671-0030	671-0016
		相談 671-0004	
	京都府中丹広域振興局	(0773)62-2506	62-2859
	商工労働観光室		
	京都府山城広域振興局	(0774)21-2103	22-8865
	商工労働観光室	相談　21-2426	
	京都府南丹広域振興局	(0771)23-4438	21-0118
	商工労働観光室		
	京都府丹後広域振興局	(0772)62-4304	62-4333
	商工労働観光室		
	京都市文化市民局市民生活部	(075)256-1110	256-0801
	消費生活総合センター	相談 256-0800	
	福知山市消費生活センター	(0773)24-7020	23-6537
	舞鶴市消費生活センター	(0773)66-1006	63-9232
	綾部市消費生活センター	(0773)42-3280	42-4406
	宇治市消費生活センター	(0774)22-3141	21-0408
		相談　20-8796	
	宮津与謝消費生活センター	(0772)22-2121	22-8480
		相談　22-2127	

	亀岡市消費生活センター	(0771)25-5005	25-5021
	城陽市消費生活センター	(0774)56-4018 相談　56-4052	52-3020
	向日市消費生活相談窓口	(075)931-1111 相談 931-8168	922-6587
	長岡京市情報管理課	(075)955-9501	955-9703
	八幡市生活情報センター	(075)983-8400	983-8401
	京田辺市消費生活相談室	(0774)64-1319 相談　63-1240	64-1359
	京丹後市消費生活センター	(0772)69-0440 相談　68-0044	72-2030
	相楽消費生活センター	(0774)72-0421 相談　72-9955	72-0470
大阪府	大阪府消費生活センター （生活情報ぷらざ）	(06)6945-0711 相談 6945-0999	6945-0822
	大阪市消費者センター	(06)6614-7521 相談 6614-0999	6614-7525
	岸和田市立消費生活センター	(072)438-5281 相談 439-5281	439-5300
	豊中市立生活情報センターくらしかん	(06)6858-5060 相談 6858-5070	6858-5095
	池田市立消費生活センター	(072)753-5555	753-5022
	吹田市立消費生活センター	(06)6319-1178 相談 6319-1000	6319-1500
	泉大津市消費生活相談コーナー	(0725)33-1131	33-1270
	高槻市立消費生活センター	(072)683-0999 相談 682-0999	683-5616
	貝塚市消費者相談コーナー	(072)433-7192 相談 433-7190	423-9760
	守口市消費生活センター	(06)6998-6910 相談 6998-3600	6998-3603
	枚方市立消費生活センター	(072)844-2433 相談 844-2431	844-2433
	茨木市消費生活センター	(072)624-0799 相談 624-1999	622-1878
	八尾市産業政策課消費生活係	(072)924-8531	924-0180
	泉佐野市消費生活センター	(072)469-2240	469-2239
	寝屋川市立消費生活センター	(072)828-0428 相談 828-0397	838-9910
	河内長野市消費生活センター	(0721)56-2360 相談　56-0700	56-0701
	松原市消費生活相談コーナー	(072)337-3112	337-3005
	大東市消費生活センター	(072)870-9612 相談 870-0492	870-7732
	和泉市消費生活センター	(0725)47-1331	47-1332
	箕面市立消費生活センター	(072)721-0562 相談 722-0999	724-9690
	羽曳野市消費生活相談	(072)958-1111	950-2055
	門真市消費生活センター	(06)6902-5944 相談 6902-7249	6916-2011
	摂津市消費生活相談ルーム	(06)6383-1111 相談 6383-2666	6319-5068
	高石市消費生活センター	(072)267-5501	(050)3507-3090
	藤井寺市消費生活相談	(072)939-1050	952-8981
	東大阪市立消費生活センター	(072)965-6002 相談 965-0102	962-9385
	泉南市消費生活センター	(072)483-8191	483-0206
	四條畷市消費生活センター	(072)877-2121	879-5955
	交野市消費者相談コーナー	(072)892-0121 相談 891-5003	891-5046
	大阪狭山市農政商工グループ	(072)366-0011	367-1254
	阪南市消費者相談	(072)471-5678	473-3504
	島本町消費者相談	(075)962-2846 相談 963-2180	961-6298

	豊能町消費生活コーナー	(072)739-3424 相談 739-0001	739-1919
	忠岡町消費生活専門相談	(0725)22-1122	32-7805
	熊取町消費生活相談コーナー	(072)452-1001	452-7103
	太子町まちづくり推進部地域整備室 にぎわいまちづくりグループ	(0721)98-5521	98-4514
	堺市立消費生活センター	(072)221-7908 相談 221-7146	221-2796
兵庫県	兵庫県立健康生活科学研究所 生活科学総合センター	(078)302-4028 相談 303-0999	302-4002
	兵庫県中播磨消費生活創造センター	(079)281-9601 相談 281-0993	281-6025
	兵庫県但馬消費生活センター	(0796)23-1490 相談 23-0999	24-7074
	兵庫県東播磨消費生活センター	(079)421-0993 相談 424-0999	424-0853
	兵庫県丹波消費生活センター	(0795)72-2127 相談 72-0999	72-0899
	兵庫県淡路消費生活センター	(0799)26-3360 相談 23-0993	26-3090
	兵庫県立西播磨生活科学センター	(0791)58-1194 相談 58-0993	58-1199
	神戸市生活情報センター	(078)371-1222 相談 371-1221	351-5556
	姫路市消費生活センター	(079)221-2519 相談 221-2110	221-2108
	尼崎市立消費生活センター	(06)6438-4194 相談 6438-0999	6438-2427
	あかし消費生活センター	(078)918-5611 相談 912-0999	918-5616
	西宮市消費生活センター	(0798)69-3159 相談 64-0999	69-3162
	洲本市役所市民生活部人権推進課 消費生活センター	(0799)22-2580	23-0974
	芦屋市消費生活センター	(0797)38-2179 相談 38-2034	38-2176
	伊丹市立消費生活センター	(072)772-0261 相談 775-1298	775-3811
	相生市消費生活相談コーナー	(0791)23-7130	23-7137
	豊岡市くらしの相談室	(0796)23-5304 相談 21-9001	23-0915
	たじま消費者ホットライン	(0796)23-1919 相談 23-1999	24-7074
	加古川市消費生活センター	(079)421-2047 相談 427-9179	427-3525
	赤穂市消費生活センター	(0791)43-6818	43-6810
	西脇市消費生活センター	(0795)22-3111	22-3515
	宝塚市消費生活センター	(0797)81-4185 相談 81-0999	83-1011
	三木市消費生活苦情相談	(0794)82-2000	82-9792
	高砂市消費生活センター	(079)443-9078	443-0009
	川西市消費生活センター	(072)740-1333 相談 740-1167	740-1168
	小野市消費生活相談コーナー	(0794)63-1000	62-9040
	三田市消費生活相談センター	(079)559-5032 相談 559-5059	563-8001
	加西市消費生活相談窓口	(0790)42-8739	42-0133
	篠山市消費生活センター	(079)552-1186	554-2332
	養父市消費生活センター	(079)662-3163 相談 662-3170	662-8282
	丹波市消費生活センター	(0795)82-1532	82-1821
	南あわじ市消費生活センター	(0799)43-5099	43-5199
	朝来市消費生活相談窓口	(079)672-6121	672-1334
	淡路市消費生活センター	(0799)64-0999	64-2528

	宍粟市消費生活センター	(0790)63-3100 相談　63-2225	63-0841
	加東市消費生活相談コーナー	(0795)48-3528	48-5525
	たつの市市民生活部なんでも相談課	(0791)64-3250	63-2594
	猪名川町消費生活相談コーナー	(072)766-8783 相談 766-1110	766-8893
	多可町消費生活センター	(0795)32-4777	32-3814
	稲美町経済環境部危機管理課	(079)492-9168	492-7792
	播磨町消費生活相談コーナー	(079)435-2364 相談 435-1999	435-1169
	市川町住民環境課	(0790)26-1010	26-1049
	福崎町立生活科学センター	(0790)22-4977	22-4989
	神河町住民生活課	(0790)34-0962	34-1556
	太子町生活福祉部生活環境課	(079)277-1015	276-3892
	上郡町消費生活相談窓口	(0791)52-1115	52-6490
	佐用町消費生活センター	(0790)82-0670	82-0131
	香美町健康福祉部町民課	(0796)36-1110 相談　36-1941	36-3809
	香美町村岡地域局健康福祉課相談窓口	(0796)94-0321	98-1532
	香美町小代地域局健康福祉課相談窓口	(0796)97-3111	97-2097
	新温泉町役場温泉総合支所 住民福祉課消費生活相談室	(0796)92-1131	92-2044
奈良県	奈良県消費生活センター	(0742)27-0621 相談　26-0931	27-2686
	奈良県消費生活センター　中南和相談所	(0745)22-0931	22-4999
	奈良市消費生活相談センター	(0742)34-4741 相談　34-4895	34-4825
	大和高田市消費生活センター	(0745)22-1101	52-2801
	大和郡山市消費者センター	(0743)53-1151	53-1049
	天理市消費生活センター	(0743)63-1001	62-2880
	橿原市消費生活センター	(0744)22-4001	29-7022
	生駒市消費生活センター	(0743)72-1100 相談　73-0550	73-0551
	田原本町消費生活相談室	(0744)32-2901	32-2977
	上牧町消費生活相談室	(0745)76-1001	76-1002
	河合町消費生活相談	(0745)57-0200	56-4007
和歌山県	和歌山県消費生活センター	(073)433-1551	433-3904
	和歌山県消費生活センター紀南支所	(0739)24-0999	26-7943
	和歌山市役所市民生活相談センター	(073)435-1025 相談 435-1025	435-1257
	橋本市総務部市民安全課	(0736)33-1111 相談　33-1227	33-1665
	御坊市商工振興課	(0738)23-5531	23-5848
	上富田町総務政策課	(0739)47-0550	47-4005
鳥取県	鳥取県立消費生活センター 東部消費生活相談室	(0857)26-7186 相談　26-7605	26-8144
	鳥取県立消費生活センター 西部消費生活相談室	(0859)34-2765 相談　34-2648	34-2670
	鳥取県立消費生活センター 中部消費生活相談室	(0858)22-3000	47-6393
	鳥取市市民総合相談センター	(0857)20-3862 相談　20-3863	20-3864
	米子市消費生活相談室	(0859)23-5379 相談　35-6566	23-5391
	倉吉市市民生活部市民参画課　市民生活相談室	(0858)22-2717	23-3701
	境港市消費生活相談室	(0859)47-1056 相談　47-1106	44-7957
	岩美町役場総務課	(0857)73-1411	73-1569
	智頭町くらしの相談窓口	(0858)75-4111	75-1193
	八頭町役場消費生活相談窓口	(0858)76-0203	73-0414
	三朝町消費生活相談窓口	(0858)43-1111	43-0647
	湯梨浜町役場産業振興課	(0858)35-5383	35-5387
	琴浦町消費生活相談所 役場商工観光課内	(0858)55-7801	55-7558

	北栄町役場消費生活相談窓口	(0858)37-5864	37-5339
	日吉津村役場消費者相談窓口	(0859)27-5951	27-0903
	大山町役場住民生活課 消費生活相談窓口	(0859)54-5210	54-3127
	南部町消費生活相談窓口	(0859)64-3781	64-2214
	伯耆町消費生活相談窓口	(0859)68-3115	68-3866
	日南町企画課	(0859)82-1115	82-1478
	江府町消費者問題相談窓口	(0859)75-3223	75-2389
島根県	島根県消費者センター	(0852)32-5915 相談　32-5916	32-5918
	松江市消費・生活相談室	(0852)55-5126 相談　55-5148	55-5544
	浜田市消費生活相談窓口（くらしと環境課）	(0855)22-2612 相談　23-3160	23-6941
	出雲市総務課　（生活・消費相談センター）	(0853)21-6682	21-2222
	益田市消費生活センター	(0856)22-2556	31-0414
	安来市消費生活センター	(0854)23-3068	23-3159
	雲南市消費生活センター	(0854)40-1031 相談　40-1123	40-1039
岡山県	岡山県消費生活センター	(086)226-1019 相談 226-0999	227-3715
	岡山県消費生活センター津山分室	(0868)23-1247	23-8890
	岡山市市民局生活安全課 消費生活センター	(086)803-1105 相談 803-1109	803-1724
	倉敷市消費生活センター	(086)426-3922 相談 426-3115	426-0900
	津山市環境生活課市民消費生活係	(0868)32-2057	32-2158
	笠岡市消費生活センター	(0865)63-0999	69-2184
	浅口市消費生活センター	(0865)44-9035	44-9477
広島県	広島県環境県民局総務管理部消費生活課 （広島県生活センター）	(082)223-6120 相談 223-6111	223-6121
	広島県西部地域県民相談室呉支所	(0823)22-5400	21-6910
	広島県東部地域県民相談室尾道支所	(0848)25-2011	22-5289
	広島県東部地域県民相談室	(084)931-5522	923-6730
	広島県北部地域県民相談室	(0824)63-5181 相談　62-5522	63-3540
	広島県西部地域県民相談室東広島支所	(082)422-6911	423-8799
	広島市消費生活センター	(082)225-3329 相談 225-3300	221-6282
	呉市消費生活センター	(0823)25-3222 相談　25-3218	25-3013
	竹原市消費生活相談室	(0846)22-6965	22-6965
	三原市消費生活センター	(0848)67-6410	67-6410
	尾道市消費生活センター	(0848)25-7182 相談　37-4848	25-7293
	福山市消費生活センター	(084)928-1188	928-2846
	三次市総合窓口センター市民生活課 総合相談係	(0824)62-6222	63-2809
	庄原市消費生活センター	(0824)73-1228	73-1228
	東広島市消費生活センター	(082)420-0924 相談 421-7189	423-0270
	廿日市市消費生活センター	(0829)20-0001 相談　31-1841	31-0999
	江田島市消費生活相談窓口	(0823)40-2218 相談　40-2212	45-3301
	府中町消費生活相談コーナー	(082)286-3128	286-4022
	安芸太田町消費生活相談所	(0826)28-1973	28-1218
	世羅町生活安全相談窓口	(0847)22-1111	22-2768
	神石高原町消費生活相談窓口	(0847)89-3330	85-3394
山口県	山口県消費生活センター	(083)924-2421 相談 924-0999	923-3407
	下関市消費生活センター	(083)231-1270	222-2550
	宇部市消費生活センター	(0836)34-8157	22-6004
	山口市消費生活センター	(083)934-2926	934-2644

		相談 934-7171	
	萩市消費生活センター	(0838)25-3373	25-3420
		相談 25-0999	
	防府市消費生活センター	(0835)25-2129	23-2145
	下松市消費生活センター	(0833)44-0999	41-6220
	岩国市消費生活センター	(0827)29-5017	22-2866
		相談 22-1157	
	光市消費生活センター	(0833)72-1400	72-5943
		相談 72-5511	
	長門市消費生活相談窓口	(0837)23-1115	22-8339
	柳井市商工観光課	(0820)22-2111	23-7474
	美祢市商工労働課	(0837)52-5224	53-1959
	周南市消費生活センター	(0834)22-8321	22-8243
	山陽小野田市消費生活センター	(0836)82-1139	83-2604
	周防大島町商工観光課	(0820)79-1003	79-1022
	和木町企画総務課	(0827)52-2136	52-5313
	上関町産業振興課	(0820)62-0315	62-1528
	田布施町経済課	(0820)52-5805	53-0140
	平生町経済課	(0820)56-7117	56-7123
	阿武町経済課	(08388)2-3114	2-0100
徳島県	徳島県消費者情報センター	(088)623-0612	623-0174
		相談 623-0110	
	徳島市消費生活センター	(088)625-2326	625-2365
	鳴門市消費生活センター	(088)686-3776	686-3776
	小松島市消費生活センター	(0885)38-6880	38-6880
	阿南市消費生活センター	(0884)24-3251	23-6079
	美馬市消費生活センター	(0883)53-1541	53-1542
	板野町消費生活相談所	(088)672-6099	672-1113
香川県	香川県消費生活センター	(087)832-3790	861-3291
		相談 833-0999	
	香川県中讃県民センター	(0877)62-9610	62-9613
		相談 62-9600	
	香川県西讃県民センター	(0875)25-5200	25-5020
		相談 25-5135	
	香川県東讃県民センター	(0879)42-1370	42-1372
		相談 42-1200	
	香川県小豆県民センター	(0879)62-2269	62-6430
	高松市消費生活センター	(087)839-2067	839-2464
		相談 839-2066	
愛媛県	愛媛県消費生活センター	(089)926-2603	946-5539
		相談 925-3700	
	松山市消費生活センター	(089)948-6381	934-1768
		相談 948-6382	
	今治市役所市民生活課	(0898)36-1530	32-5211
	市民相談室消費生活相談窓口	相談 36-1531	
	宇和島市消費生活センター	(0895)20-1075	24-1166
	八幡浜市消費生活センター	(0894)22-3111	24-6180
		相談 22-5971	
	新居浜市消費生活センター	(0897)65-1253	65-1255
		相談 65-1206	
	西条市消費生活相談窓口	(0897)56-5151	52-1295
		相談 52-1495	
	大洲市消費生活センター	(0893)24-2111	24-0080
		相談 24-1790	
	伊予市消費者相談窓口	(089)982-1111	982-1708
		相談 982-1289	
	四国中央市生活行政相談室	(0896)28-6143	28-6149
	西予市消費生活センター	(0894)62-6408	89-5001
	東温市消費生活相談窓口	(089)964-4400	964-1609
	上島町消費者相談窓口	(0897)75-2500	75-2539
	松前町役場産業課商工水産観光係	(089)985-4120	985-4147
	砥部町消費者相談窓口	(089)962-7250	962-4277
		相談 962-2367	
	内子町消費生活相談窓口	(0893)44-2111	44-4116

		相談　44-5026	
	伊方町役場町民生活課	(0894)38-0211	38-1120
	松野町産業振興課	(0895)42-1116	42-1119
	鬼北町消費生活相談窓口	(0895)45-1111	45-1119
	愛南町消費生活相談窓口	(0895)72-1405	72-1214
高知県	高知県立消費生活センター	(088)824-0995	822-5619
		相談 824-0999	
	高知市消費生活センター	(088)823-9355	823-9356
		相談 823-9433	
	南国市消費生活センター	(088)880-6560	863-1167
		相談 880-6205	
	黒潮町大方総合支所産業推進室　商工観光係	(0880)43-2113	43-2060
福岡県	福岡県新社会推進部生活安全課	(092)632-1600	632-0322
	消費生活センター	相談 632-0999	
	北九州市立消費生活センター　門司相談窓口	(093)331-8383	331-8333
	北九州市立消費生活センター　若松相談窓口	(093)761-5511	761-5525
	北九州市立消費生活センター	(093)871-0428	871-7720
		相談 861-0999	
	北九州市立消費生活センター　小倉北相談窓口	(093)582-4500	582-4411
	北九州市立消費生活センター　小倉南相談窓口	(093)951-3610	951-3615
	北九州市立消費生活センター　八幡東相談窓口	(093)671-3370	671-3371
	北九州市立消費生活センター　八幡西相談窓口	(093)641-9782	641-9763
	福岡市消費生活センター	(092)712-2929	712-2765
		相談 781-0999	
	大牟田市消費生活相談窓口	(0944)41-2601	41-2552
		相談　41-2623	
	久留米市消費生活センター	(0942)30-7700	30-7715
	飯塚市消費生活センター	(0948)22-0857	22-0897
	田川市消費生活相談窓口	(0947)44-2000	46-0124
	八女市役所商工振興課	(0943)23-1596	23-5411
	八女市消費生活相談窓口	相談　23-1183	
	筑後市消費生活相談窓口	(0942)53-4111	53-1589
	大川市消費生活相談窓口	(0944)86-5105	86-5105
	行橋市消費生活センター	(0930)25-1111	25-7817
		相談　23-0999	
	豊前市消費生活相談窓口	(0979)82-1111	83-2560
	中間市消費生活相談窓口	(093)246-6235	244-1342
		相談 246-5110	
	小郡市消費生活相談室	(0942)72-2111	72-5050
	筑紫野市消費生活センター	(092)923-1111	923-1164
	春日市消費生活センター	(092)584-1111	584-1153
		相談 584-1155	
	大野城市消費生活センター	(092)580-1895	572-8432
		相談 580-1968	
	宗像市消費生活センター	(0940)33-5584	33-5469
		相談　33-5454	
	太宰府市消費生活相談窓口	(092)921-2121	928-7415
	古賀市消費生活相談窓口	(092)942-1111	942-3758
	福津市消費生活相談窓口	(0940)43-8106	43-3168
	朝倉市消費生活センター	(0946)52-1128	52-1193
	糸島市消費生活センター	(092)323-1111	324-2531
		相談 332-2098	
	遠賀町まちづくり課消費生活相談窓口	(093)293-1234	293-0806
	川崎町農商観光課	(0947)72-3000	72-6453
佐賀県	佐賀県くらしの安全安心課	(0952)25-7059	24-9567
	（佐賀県消費生活センター）	相談　24-0999	
	佐賀市消費生活センター	(0952)40-7086	40-2050
		相談　40-7087	
	唐津市消費生活センター	(0955)72-9122	73-0999
		相談　73-0999	
	鳥栖市消費生活センター	(0942)85-3800	83-3310
	多久市役所市民生活課生活環境係	(0952)75-6117	75-2182
	伊万里市消費生活センター	(0955)23-2136	23-6113
	武雄市消費生活センター	(0954)23-9315	23-3816

		相談　36-6022	
	小城市市民部市民課消費生活相談係	(0952)73-8800 相談　72-5667	73-8811
長崎県	長崎県食品安全・消費生活課	(095)823-2781 相談 824-0999	828-1014
	長崎県消費生活センター		
	長崎市消費者センター	(095)829-1500 相談 829-1234	829-1511
	佐世保市消費生活センター	(0956)22-2592 相談　22-2591	22-2592
	諫早市消費生活センター	(0957)22-1500 相談　22-3113	21-1119
	大村市消費生活センター	(0957)53-4111 相談　52-9999	52-9991
	松浦市消費生活相談室	(0956)72-1111	72-1115
	五島市消費生活センター	(0959)72-6144	72-6899
	雲仙市消費生活センター	(0957)38-7830	38-2755
熊本県	熊本県環境生活部県民生活局消費生活課	(096)333-2308 相談 383-0999	383-0998
	（熊本県消費生活センター）		
	熊本市消費者センター	(096)353-5757 相談 353-2500	353-2501
	八代市消費生活センター	(0965)33-4162	33-5033
	人吉市消費生活センター	(0966)22-2111 相談　22-8171	24-9536
	荒尾市役所産業振興課消費生活相談室	(0968)63-1423 相談　63-1173	63-1158
	水俣市消費生活センター	(0966)61-1629 相談　61-1333	63-5547
	玉名市消費生活センター	(0968)75-1422	75-1423
	山鹿市消費生活センター	(0968)43-1413	43-8795
	菊池市消費生活センター	(0968)25-7223 相談　36-9450	25-1522
	宇土市消費生活センター	(0964)22-1111	22-2903
	上天草市消費生活センター	(0964)56-1111 相談　56-0783	56-3161
	宇城市消費生活センター	(0964)32-1111 相談　33-8277	34-3558
	阿蘇市消費生活相談室	(0967)22-3135 相談　22-3364	22-3299
	天草市消費生活センター	(0969)32-6677	24-1800
	合志市消費生活センター	(096)248-1112	248-1196
	南関町消費者相談窓口	(0968)53-1111	53-2351
	菊陽町役場総合政策課	(096)232-2112 相談 232-2112	232-4923
	御船町役場総務課	(096)282-1111	282-2803
	嘉島町役場総務課	(096)237-1111	237-2359
	益城町役場	(096)286-3111	289-3199
	甲佐町福祉課	(096)234-1111	234-3964
	津奈木町消費生活相談窓口	(0966)78-3111 相談　78-3111	78-3116
	錦町役場住民福祉課町民相談室	(0966)38-1112 相談　38-1112	38-4451
	多良木町消費者相談窓口	(0966)42-6111 相談　42-1468	42-2293
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	(097)534-4034 相談 534-0999	534-0684
	大分市市民活動・消費生活センター	(097)573-3770 相談 534-6145	537-7271
	（ライフパル）		
	別府市商工課	(0977)21-1132	23-0552
	中津市役所観光商業課	(0979)22-1120	24-4020
	日田市役所商工労政課	(0973)22-8239 相談　22-9393	22-8324
	佐伯市役所公聴広報課	(0972)22-3399	22-3124
	臼杵市人権同和広聴課	(0972)63-1111 相談　63-8953	63-1517

	津久見市市民生活課	(0972)82-4111 相談　82-2008	82-6187
	竹田市役所市民課	(0974)63-1111 相談　63-4834	63-9582
	豊後高田市役所市民課市民相談係	(0978)22-3100	22-1033
	杵築市役所商工観光課	(0978)62-3131	63-3833
	宇佐市役所商工振興課	(0978)32-1111	32-2327
	豊後大野市商工観光課	(0974)22-1001 (0974)22-1018	22-1426
	由布市商工観光課消費生活相談窓口	(0977)84-3111	84-3121
	国東市商工観光課	(0978)72-5168	72-1822
宮崎県	宮崎県消費生活センター	(0985)32-7171 相談　25-0999	38-8727
	宮崎県都城地方消費生活センター	(0986)24-0998 相談　24-0999	24-0998
	宮崎県延岡地方消費生活センター	(0982)31-0998 相談　31-0999	31-0998
	宮崎市市民部生活安全課 　消費生活センター	(0985)21-1751 相談　21-1755	24-8117
	都城市消費生活センター	(0986)23-7154	23-3223
	日南市市民部協働課生活環境係	(0987)31-1125	31-1185
	日向市消費生活センター	(0982)52-2111 相談　55-9111	55-9111
	新富町町民生活課	(0983)33-6072	33-5237
	椎葉村総務課	(0982)67-3201	67-2825
鹿児島県	鹿児島県消費生活センター	(099)226-0861 相談 224-0999	224-4997
	鹿児島県大島消費生活相談所	(0997)52-0999	52-0999
	鹿児島市消費生活センター	(099)258-3611 相談 252-1919	258-3712
	鹿屋市消費生活センター	(0994)31-1169 相談　43-2111	41-7444
	枕崎市消費生活相談室	(0993)72-1111	73-1870
	阿久根市水産商工観光課	(0996)73-1211	72-2029
	出水市消費生活相談窓口	(0996)63-2111	62-8126
	指宿市消費生活センター	(0993)22-2111 相談　22-2334	23-4987
	西之表市消費生活相談所	(0997)22-1111	22-1021
	垂水市役所市民相談サービス課	(0994)32-1295	32-1395
	薩摩川内市総合相談窓口	(0996)23-5111 相談　23-0808	23-0808
	日置市消費生活相談窓口	(099)273-2111	273-3063
	曽於市経済課消費生活相談窓口	(0986)76-8823	76-7285
	霧島市消費生活センター	(0995)64-0964	64-0958
	いちき串木野市消費生活相談窓口	(0996)32-3111	32-3124
	南さつま市消費生活相談窓口	(0993)53-2111	52-0113
	志布志市消費生活相談窓口	(099)474-1111	474-2281
	奄美市役所市民部市民協働推進課	(0997)52-1111	57-6936
	南九州市消費生活相談窓口	(0993)83-2511	83-4658
	伊佐市消費生活相談窓口	(0995)23-1311	22-5344
	姶良市市民課市民相談係	(0995)66-3111	67-7878
	東串良町企画課	(0994)63-3131	63-3138
	和泊町企画課相談窓口	(0997)92-1111	81-4477
沖縄県	沖縄県県民生活センター	(098)863-9212 相談 863-9214	863-9215
	沖縄県県民生活センター八重山分室	(0980)82-3040 相談　82-1289	84-1210
	沖縄県県民生活センター宮古分室	(098)072-2551 相談 072-0199	073-0096
	那覇市市民生活相談室 　消費生活相談	(098)862-9955 相談 862-3278	861-3769
	宜野湾市役所市民生活課	(098)893-4411	893-4410
	沖縄市市民生活課消費生活相談	(098)939-1212 相談 929-3140	939-1217

３　日本司法支援センター（法テラス）

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
本部	164-8721	中野区本町１－３２－２　ハーモニータワー８Ｆ	0503383-5333
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷１-４　四谷駅前ビル１～３Ｆ	0503383-5300
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町２－４２－１０　ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎５F	0503381-2312
上野出張所	110-0005	台東区上野２－７－１３　JTB・損保ジャパン上野共同ビル６F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋１－３５－３　池袋センタービル６F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	立川市曙町２－８－１８　東京建物ファーレ立川ビル５F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町４－７－１４　八王子 ON ビル４F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町２　産業貿易センタービル１０Ｆ	0503383-5360
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町１１－１　パシフィックマークス川崎ビル１０Ｆ	0503383-5366
小田原支部	250-0012	小田原市本町１－４－７　朝日生命小田原ビル５Ｆ	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂３-１７-１５　さいたま商工会議所会館６Ｆ	0503383-5375
川越支部	350-1123	川越市脇田本町１０－１０　ＫＪビル３Ｆ	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波３－１９５　熊谷駅前ビル７Ｆ	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町１１－１　サンウッド東和２F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央 4-５－１　Qiball（きぼーる）２Ｆ	0503383-5381
松戸支部	271-0092	松戸市松戸１８７９－１　松戸商工会議所会館３Ｆ	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町３-４-３６　大町ビル３Ｆ	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町１－６６　ＪＡ常総ひかり県西会館１Ｆ	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央５－２０－１１　ヨシダビル４Ｆ	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町４－１５　宇都宮ＮＩビル２Ｆ	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町２-５-１　前橋テルサ５Ｆ	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町９－１８　静岡中央ビル２・１１Ｆ	0503383-5400
沼津支部	410-0833	沼津市三園町１－１１	0503383-5405
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央１－２－１　イーステージ浜松オフィス４Ｆ	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷１－１－１０　パールビル３F	0503383-0024

山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央１－１２－３７　ＩＲＩＸビル１・２Ｆ	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町１４８５－１　長野市もんぜんぷら座４Ｆ	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内８－３　丸の内ビル３階	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通１番町８６－５１　新潟東中通ビル２Ｆ	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町３９４　佐渡市役所佐和田行政サービスセンター２Ｆ	0503383-5422
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満１－１２－５　大阪弁護士会館Ｂ１F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町２－３－２０　住友生命堺東ビル６Ｆ	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町４２７　京都朝日会館９F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町１－１－１　中川ビル４Ｆ	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町１－１－３　神戸クリスタルタワービル１３Ｆ	0503383-5440
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町１－２－１　フェスタ立花北館５Ｆ	0503383-5445
姫路支部	670-0947	姫路市北条１－４０８－５　光栄産業㈱第２ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町３８－３　近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下渕６８－４　やすらぎビル４Ｆ	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津１－２－２２　大津商中日生ビル5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁１５　市川ビル2F	0503383-5457
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄４－１－８　栄サンシティービル１５Ｆ	0503383-5460
三河支部	444-8601	岡崎市十王町２－９　岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内３４－５　津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町１－２７　第一住宅ビル２Ｆ	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	可児市広見５－１５２　サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ１Ｆ	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町７－３０　イシックス駅前ビル１Ｆ	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永４－３－１　三井生命福井ビル2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町１－８	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町３－４－１　富山県弁護士会館１Ｆ	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂１－１２－１８　魚津商工会議所ビル５Ｆ	0503383-0030
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀２－３１　広島鴻池ビル１・6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町９－１１　山口県自治会館５Ｆ	0503383-5490

岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町２－１５　弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町２－３１１　鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根５７２　サンク・ピエスビル２０２号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町６０	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町１５８０　第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口２４－９　ＮＴＴ隠岐ビル１Ｆ	0503383-5326
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通５－１４－１２　南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町１－４－２１　魚町センタービル５Ｆ	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央１－４－８　太陽生命佐賀ビル３Ｆ	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町１－２５　長崎ＭＳビル2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町４－１９　バードハウジングビル４０２	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦１７４　吉田ビル３Ｆ	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町２－２０	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村６０６－３　おおたビル３Ｆ	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町５１０　森貸事務所１Ｆ	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町１４番地　雲仙市小浜総合支所３Ｆ	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町２－１－７	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本市水道町１－２３　加地ビル3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森１６０９－１　ＮＴＴ西日本高森ビル１Ｆ	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町１１－１１　ＭＹ鹿児島第２ビル5F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町１４－２２　南商ビル１Ｆ	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町９１２ー７	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町４ー２８　ＡＩＳビルＡ棟1F	0503383-0028
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭１－２－２　宮崎県企業局3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町１－２－７　ＵＭＫ祇園ビル２Ｆ	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺１－５－１７　プロフェスビル那覇２・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里１１２５　宮古合同庁舎１Ｆ	0503383-0201
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町２－１０ー１７　仙台一番町ビル1F	0503383-5535

福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町７－５　イズム３７ビル４Ｆ	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町５－２２　フジヤ会津ビル１Ｆ	0503383-0521
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町２－７－１０　NANABEANS８F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通１－２－１　岩手県産業会館本館２F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町３－３５　キャトル宮古５Ｆ	0503383-0518
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通５－１－５１　北都ビルディング６Ｆ	0503383-5550
青森地方事務所	030-0861	青森市長島１－３－１　日本赤十字社青森県支部ビル２F	0503383-5552
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町３６　八戸第１ビル３Ｆ	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央１－５－１	0503383-0067
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南１条西１１－１　コンチネンタルビル８Ｆ	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町６－７　三井生命函館若松町ビル５F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町１９９－５	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	旭川市３条通９－１７０４－１　住友生命旭川ビル６F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町１－１－１　道東経済センタービル１Ｆ	0503383-5567
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町２－３－１１　高松丸田ビル８Ｆ	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町１－３１　徳島弁護士会館４F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知市本町４－１－３７　丸ノ内ビル２F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町２－３－２６	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町３－１１－２２　２Ｆ	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町１３－１５　アメニティオフィスビル１Ｆ	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町４－１－１１　共栄興産一番町ビル４Ｆ	0503383-5580

４　各都道府県警察

警察に事件情報を提供する場合は本部の事件担当課に、相談者が警察への相談を望む場合は下記の本部の警察安全相談窓口、若しくは最寄りの警察署の警察安全相談窓口を紹介してください。（事件担当課の電話番号は本部代表番号です。）

相談全般に関しての電話には、全国共通の短縮ダイヤル「＃９１１０」番が便利です（携帯電話からも使えます）。ただし、ダイヤル回線及び一部のＩＰ電話で不通の場合は、下表の電話番号におかけ下さい。

警　察　本　部　名	担　当　課		電話番号
北海道警察本部	事件担当	生活経済課	011-251-0110
	相談窓口	警察相談センター	011-241-9110
北海道警察函館方面本部	事件担当	生活安全課	0138-31-0110
	相談窓口	警察相談センター	0138-51-9110
北海道警察旭川方面本部	事件担当	生活安全課	0166-35-0110
	相談窓口	警察相談センター	0166-34-9110
北海道警察釧路方面本部	事件担当	生活安全課	0154-25-0110
	相談窓口	警察相談センター	0154-23-9110
北海道警察北見方面本部	事件担当	生活安全課	0157-24-0110
	相談窓口	警察相談センター	0157-24-9110
青森県警察本部	事件担当	保安課	017-723-4211
	相談窓口	警察安全相談室	017-735-9110
岩手県警察本部	事件担当	生活環境課	019-653-0110
	相談窓口	安全相談センター	019-654-9110
宮城県警察本部	事件担当	生活環境課	022-221-7171
	相談窓口	警察相談センター	022-266-9110
秋田県警察本部	事件担当	生活環境課	018-863-1111
	相談窓口	県民安全相談センター	018-864-9110
山形県警察本部	事件担当	生活環境課	023-626-0110
	相談窓口	警察安全相談室	023-642-9110
福島県警察本部	事件担当	生活環境課	024-522-2151
	相談窓口	警察安全相談室	024-525-3311
警視庁	事件担当	生活経済課	03-3581-4321
	相談窓口	総合相談センター	03-3501-0110
茨城県警察本部	事件担当	生活環境課	029-301-0110
	相談窓口	警察総合相談センター	029-301-9110
栃木県警察本部	事件担当	生活環境課	028-621-0110
	相談窓口	県民相談室	028-627-9110
群馬県警察本部	事件担当	生活環境課	027-243-0110
	相談窓口	警察安全相談室	027-224-8080
埼玉県警察本部	事件担当	生活環境第二課	048-832-0110
	相談窓口	けいさつ総合相談センター	048-822-9110
千葉県警察本部	事件担当	生活経済課	043-201-0110
	相談窓口	相談サポートコーナー	043-227-9110
神奈川県警察本部	事件担当	生活経済課	045-211-1212
	相談窓口	警察総合相談室	045-664-9110
新潟県警察本部	事件担当	生活保安課	025-285-0110
	相談窓口	けいさつ相談室	025-283-9110

山梨県警察本部	事件担当	生活環境課	055-235-2121
	相談窓口	警察総合相談室	055-233-9110
長野県警察本部	事件担当	生活環境課	026-233-0110
	相談窓口	地域安全推進室 （警察安全相談窓口）	026-233-9110
静岡県警察本部	事件担当	生活経済課	054-271-0110
	相談窓口	総合相談室	054-254-9110
富山県警察本部	事件担当	生活環境課	076-441-2211
	相談窓口	警察安全相談室	076-442-0110
石川県警察本部	事件担当	生活環境課	076-225-0110
	相談窓口	警察安全相談室	076-225-9110
福井県警察本部	事件担当	生活環境課	0776-22-2880
	相談窓口	警察総合相談室	0776-26-9110
岐阜県警察本部	事件担当	生活環境課	058-271-2424
	相談窓口	警察安全相談室	058-272-9110
愛知県警察本部	事件担当	生活経済課	052-951-1611
	相談窓口	住民相談室	052-953-9110
三重県警察本部	事件担当	生活環境課	059-222-0110
	相談窓口	警察安全相談室	059-224-9110
滋賀県警察本部	事件担当	生活環境課	077-522-1231
	相談窓口	警察総合相談室	077-525-0110
京都府警察本部	事件担当	生活経済課	075-451-9111
	相談窓口	警察総合相談室	075-414-0110
大阪府警察本部	事件担当	生活経済課	06-6943-1234
	相談窓口	警察相談室	06-6941-0030
兵庫県警察本部	事件担当	生活経済課	078-341-7441
	相談窓口	県民相談センター （なんでも相談係）	078-361-2110
奈良県警察本部	事件担当	生活環境課	0742-23-0110
	相談窓口	ナポくん相談コーナー	0742-23-1108
和歌山県警察本部	事件担当	生活環境課	073-423-0110
	相談窓口	警察相談課相談室	073-432-0110
鳥取県警察本部	事件担当	生活環境課	0857-23-0110
	相談窓口	警察総合相談室	0857-27-9110
島根県警察本部	事件担当	生活環境課	0852-26-0110
	相談窓口	警察相談センター	0852-31-9110
岡山県警察本部	事件担当	生活環境課	086-234-0110
	相談窓口	警察安全相談係	086-233-0110
広島県警察本部	事件担当	生活環境課	082-228-0110
	相談窓口	警察安全相談電話（県民係）	082-228-9110
山口県警察本部	事件担当	生活環境課	083-933-0110
	相談窓口	警察総合相談室	083-923-9110
徳島県警察本部	事件担当	生活環境課	088-622-3101
	相談窓口	警察総合相談センター	088-653-9110
香川県警察本部	事件担当	生活環境課	087-833-0110
	相談窓口	警察総合相談センター	087-831-0110
愛媛県警察本部	事件担当	生活環境課	089-934-0110
	相談窓口	警察総合相談室	089-931-9110
高知県警察本部	事件担当	生活環境課	088-826-0110
	相談窓口	警察総合相談室	088-823-9110

福岡県警察本部	事件担当	生活経済課	092-641-4141
	相談窓口	警察安全相談コーナー	092-641-9110
佐賀県警察本部	事件担当	生活環境課	0952-24-1111
	相談窓口	警察相談室	0952-26-9110
長崎県警察本部	事件担当	生活環境課	095-820-0110
	相談窓口	警察安全総合相談室	095-823-9110
熊本県警察本部	事件担当	生活環境課	096-381-0110
	相談窓口	警察安全相談室	096-383-9110
大分県警察本部	事件担当	生活環境課	097-536-2131
	相談窓口	警察総合相談室	097-534-9110
宮崎県警察本部	事件担当	生活環境課	0985-31-0110
	相談窓口	警察安全相談室	0985-26-9110
鹿児島県警察本部	事件担当	生活環境課	099-206-0110
	相談窓口	警察広報室	099-254-9110
沖縄県警察本部	事件担当	生活保安課	098-862-0110
	相談窓口	警察安全相談室	098-863-9110

５　各都道府県の弁護士会

≪北海道弁連関係≫

札幌弁護士会	**060-0001**	**北海道札幌市中央区北１条西 10 丁目　札幌弁護士会館**	**011-281-2428**
	http://www.satsuben.or.jp/		
札幌法律相談センター 多重債務解決センター	060-0001	北海道札幌市中央区北１条西 10 丁目 札幌弁護士会館２階	011-251-7730
新さっぽろ法律相談センター （多重債務解決センター）	004-0052	北海道札幌市厚別区厚別中央２条５丁目　サンピアザセンターモール３階	011-896-8373
中空知法律相談センター （多重債務解決センター）	073-0022	北海道滝川市大町１丁目 4-13　共栄ビル２階	0125-22-8373
南空知法律相談センター （多重債務解決センター）	068-0022	北海道岩見沢市２条西６丁目 9-2　共和ビル１階	0126-33-8373
しりべし弁護士相談センター	045-0013	北海道岩内郡岩内町字高台 84-3	0135-62-8373
ひだか弁護士相談センター	056-0018	北海道日高郡新ひだか町静内吉野町 2-1-4	0146-42-8373
おたる法律相談センター （多重債務解決センター）	047-0032	北海道小樽市稲穂 2-18-1　高雄ビル５階	0134-23-8373
むろらん法律相談センター （多重債務解決センター）	050-0074	北海道室蘭市中島町 1-24-11　中島中央ビル４階	0143-47-8373
苫小牧法律相談センター （多重債務解決センター）	053-0022	北海道苫小牧市表町 6-2-1　「egao」６階	0144-35-8373
ちとせ法律相談センター （多重債務解決センター）	066-0062	北海道千歳市千代田町 6-7-3　リレントビル５階	0123-26-8373
麻生法律相談センター （多重債務解決センター）	011-0040	北海道札幌市北区北 40 条西４丁目　麻生メディカルビル２階	011-758-8373

函館弁護士会	**040-0031**	**北海道函館市上新川町 1-3**	**0138-41-0232**
	http://www2.plala.or.jp/hakoben/		
函館弁護士会法律相談センター	040-0031	北海道函館市上新川町 1-3	0138-41-0232
八雲法律相談センター	049-3107	北海道二海郡八雲町本町 110-1　はぴあ八雲	

旭川弁護士会	**070-0901**	**北海道旭川市花咲町４**	**0166-51-9527**
	http://potato2.hokkai.net/~kyokuben/		
旭川弁護士会法律相談センター	070-0901	北海道旭川市花咲町４丁目	0166-51-9527
稚内法律相談センター	097-0021	北海道稚内市港１丁目　郡ビル	
名寄法律相談センター	096-0023	北海道名寄市西 13 条南４丁目２番地　名寄市民文化センター	
留萌法律相談センター	077-0041	北海道留萌市明元町５丁目(ろうきん横)　留萌消費者センター	
紋別法律相談センター	094-0005	北海道紋別市幸町 5-24-1（バスターミナル）　オホーツク交流センター	
富良野法律相談センター	076-0032	北海道富良野市若松町 17 番１号　富良野市女性センター	

釧路弁護士会	**085-0824**	**北海道釧路市柏木町 4-3**	**0154-41-0214**
	http://www.946jp.com/ben54/		
釧路法律相談センター	085-0824	北海道釧路市柏木町 4-3　釧路弁護士会館	0154-41-3444
根室法律相談センター	087-0006	北海道根室市曙町 1-40　根室市総合文化会館	
網走法律相談センター	093-0016	北海道網走市南６条西２　網走市民会館	
帯広法律相談センター	080-8711	北海道帯広市西３条南 9-1　帯広経済センタービル 帯広商工会議所内	
北見法律相談センター	090-0811	北海道北見市泉町 1-2-22　北見芸術文化ホール	

≪東北弁連関係≫

仙台弁護士会	**980-0811**	**宮城県仙台市青葉区一番町 2-9-18**	**022-223-1001**
	http://www.senben.org/		
仙台弁護士会法律相談センター クレサラ無料相談	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 2-9-18	022-223-2383

古川法律相談センター クレサラ無料相談	989-6161	宮城県大崎市古川駅南 3-15　泉ビルＢ101	火曜日のみ 0229-22-4611 火曜日以外 022-223-2383
登米法律相談センター クレサラ無料相談	987-0702	宮城県登米市登米町寺池桜小路 89	水曜日のみ 0220-52-2348 水曜日以外 022-223-2383
県南法律相談センター クレサラ無料相談	989-1241	宮城県柴田郡大河原町字町 91	火曜日のみ 0224-52-5898 火曜日以外 022-223-2383
石巻法律相談センター クレサラ無料相談	986-0825	宮城県石巻市穀町 12-18　駅前ビル 4 階	木曜日のみ 0225-23-5451 木曜日以外 022-223-2383
三陸海岸法律相談センター クレサラ無料相談	988-0077	宮城県気仙沼市古町 3-2-37	金曜日のみ 0226-22-8222 金曜日以外 022-223-2383

福島県弁護士会	**960-8115**	**福島県福島市山下町 4-24**	**024-534-2334**
	http://business3.plala.or.jp/fba/		
福島法律相談センター	960-8115	福島県福島市山下町 4-24　弁護士会館内	024-536-2710
郡山法律相談センター	963-8877	福島県郡山市堂前町 25-23	024-936-4515
いわき法律相談センター	970-8026	福島県いわき市平字八幡小路 75-2	0246-22-1320
会津若松法律相談センター	965-0873	福島県会津若松市追手町 3-24　大手門ビル 201 号	0242-27-0264
白河法律相談センター	961-0908	福島県白河市大手町 3-10　あぶくま会館Ｄ号室	0248-22-3381
相馬法律相談センター	976-0042	福島県相馬市中村字桜ヶ丘 56-1　ＴＫウェルネス桜ヶ丘 101 号	0244-36-4789

山形県弁護士会	**990-0042**	**山形県山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS 8 階**	**023-622-2234**
	http://www.yamaben.or.jp/		
山形法律相談センター	990-0042	山形県山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS 8 階	023-635-3648
鶴岡法律相談センター	997-0035	山形県鶴岡市馬場町 11-63　鶴岡産業会館 3 階	
新庄法律相談センター	996-0022	山形県新庄市住吉町 3-8　新庄商工会議所会館内	
酒田法律相談センター	998-0026	山形県酒田市栄町 9-2　酒田地区教育会館内	
米沢法律相談センター	992-0042	山形県米沢市塩井町塩野 1-1　米沢地区勤労者福祉会館内	

岩手弁護士会	**020-0022**	**岩手県盛岡市大通 1-2-1　サンビル 2 階**	**019-651-5095**
	http://www32.ocn.ne.jp/~iwate_ba/		
盛岡法律相談センター	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1　サンビル 2 階	019-623-5005
北上・花巻法律相談センター	024-0061	岩手県北上市大通 1-3-1　北上開発ビル（おでんせプラザぐろーぶ）	
盛岡市役所無料法律相談	020-0023	岩手県盛岡市内丸 12-2　盛岡市役所内	

秋田弁護士会	**010-0951**	**秋田県秋田市山王 6-2-7**	**018-862-3770**
	http://akiben.jp/		
秋田弁護士会法律相談センター サラ金・クレジット法律相談センター	010-0951	秋田県秋田市山王 6-2-7　弁護士会館	018-896-5599
湯沢法律相談センター	012-0037	秋田県湯沢市沖鶴 69-5　湯沢雄勝広域交流センター　相談室	

青森県弁護士会	**030-0861**	**青森県青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 5 階**	**017-777-7285**
	http://www.ao-ben.jp/		
青森市相談案内窓口 青森法律相談センター	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1　日赤ビル５階　青森県弁護士会	017-777-7285
八戸市相談案内窓口 八戸法律相談センター	031-0073	青森県八戸市売市 2-11-13 青森県弁護士会八戸支部	0178-22-8823

弘前市相談案内窓口	036-8567	青森県弁護士会弘前控所	0172-33-7834
弘前法律相談センター		青森県弘前市上鞘師町 18-1　弘前商工会議所　弘前商工会議所内	017-777-7285
十和田法律相談センター	034-8691	青森県十和田市西二番町 4-11　十和田商工会館 2 階　十和田商工会議所内	
西北五法律相談センター	037-0052	青森県五所川原市東町 17-5　五所川原商工会館　五所川原商工会議所内	
むつ下北法律相談センター	035-0071	青森県むつ市小川町 2-11-4　むつ商工会議所内	

≪関弁連関係≫

東京弁護士会	**100-0013**	**東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館**	**03-3581-2201**
	http://www.toben.or.jp/		
第一東京弁護士会	**100-0013**	**東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館**	**03-3595-8585**
	http://www.ichiben.or.jp/		
第二東京弁護士会	**100-0013**	**東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館**	**03-3581-2255**
	http://niben.jp/		
弁護士会法律相談センター（LC 四谷）	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4　四谷駅前ビル 2 階	03-5367-5280
霞が関法律相談センター	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階	03-3581-1511
四谷法律相談センター （クレジット・サラ金相談）	102-0083	東京都千代田区麹町 6-4　麹町三幸ビル 5 階	03-5214-5152
神田法律相談センター （クレジット・サラ金相談）	101-0041	東京都千代田区神田須田町 1-24　大一東京ビル 7 階	03-5289-8850
錦糸町法律相談センター クレジット・サラ金相談	130-0022	東京都墨田区江東橋 3-9-7　国宝ビル 2 階	03-5625-7336
新宿法律相談センター[二弁]	160-0022	東京都新宿区新宿 3-1-22　NSO ビル 6 階	03-5312-2818
池袋法律相談センター[東弁] クレジット・サラ金相談	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-34-5　SIA 池袋ビル 2F	03-5979-2855
池袋(東武)法律相談ｺｰﾅｰ[二弁]	171-8512	東京都豊島区西池袋 1-1-25 東武百貨店プラザ館 6 階「お客様相談室」	03-5951-5426
池袋(西武)法律相談ｺｰﾅｰ[二弁]	171-8569	東京都豊島区南池袋 1-28-1　西武池袋本店「お客様相談コーナー」	03-5949-3188
渋谷パブリック法律相談ｾﾝﾀｰ[東弁]	150-8440	東京都渋谷区東 4-10-28　國學院大學内法科大学院棟 1 階	03-5766-8101
渋谷法律相談センター[一弁]	150-0002	東京都渋谷区渋谷 3-10-13　渋谷Ｒサンケイビル 8 階	03-5464-5630
北千住法律相談センター[東弁]	120-0034	東京都足立区千住 3-98　千住ミルディスⅡ番館 6 階	03-5284-5055
立川法律相談センター クレジット・サラ金相談	190-0012	東京都立川市曙町 2-37-7　コアシティ立川 12 階	042-548-7790
八王子法律相談センター クレジット・サラ金相談	192-0046	東京都八王子市明神町 4-1-11	042-645-4540 042-645-9451
町田法律相談センター[一弁]	194-0021	東京都町田市中町 1-1-14　武友ビル 5 階	042-727-8700
東京三弁護士会多摩支部	190-0014	東京都立川市緑町 7-1　アーバス立川高松駅ビル 2 階	042-548-3800
小笠原法律相談センター		東京都小笠原村父島字奥村・母島字元地	03-3595-8575
大島法律相談センター		大島町元町　開発総合センター	
クレジット・サラ金電話相談			03-3257-6663

横浜弁護士会	**231-0021**	**神奈川県横浜市中区日本大通 9**	**045-201-1881**
	http://www.yokoben.or.jp/		
法律相談センター　関内（本部） 多重債務相談センター	231-0021	神奈川県横浜市中区日本大通 9　横浜弁護士会館	045-211-7700
横浜駅東口法律相談センター	220-0011	神奈川県横浜市西区高島 2-18-1　そごう横浜店 6 階	045-451-9648
川崎法律相談センター 多重債務相談	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 7　川崎岡田屋モアーズ 4 階	044-223-1149
横須賀法律相談センター 多重債務相談	238-0004	神奈川県横須賀市大滝町 1-21　ジュネス横須賀 2 階	046-822-9688
海老名法律相談センター 多重債務相談	243-0434	神奈川県海老名市上郷 485　海老名市商工会館 2 階	046-236-5110
相模原法律相談センター 多重債務相談	229-0036	神奈川県相模原市中央区富士見 6-11-17　横浜弁護士会相模原支部会館	042-776-5200
小田原法律相談センター 多重債務相談	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7　朝日生命小田原ビル 2 階	0465-24-0017

横浜弁護士会神奈川大学 みなとみらい法律相談所	220-6014	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1　クイーンズタワーA14階　神奈川大学みなとみらいエクステンションセンターKUポートスクエア内	045-682-5500

埼玉弁護士会	**330-0063**	**埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-7-20**	**048-863-5255**
	http://www.saiben.or.jp/		
埼玉弁護士会法律相談センタークレジット・サラ金相談	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-2-1　浦和高砂パークハウス1階	048-710-5666
多重債務無料電話相談			048-865-0969
大宮そごう　法律相談コーナー	331-0852	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-6-2　大宮そごうデパート地下3階	048-710-5666
川越支部法律相談センター	350-0052	埼玉県川越市宮下町 2-1-2　福田ビル1階	049-225-4279
熊谷支部法律相談センター 熊谷地区 クレジット・サラ金の多重債務	360-0041	埼玉県熊谷市宮町 1-41　宮町ビル　埼玉弁護士会熊谷支部会館	048-521-0844
本庄地区	367-0052	埼玉県本庄市銀座 1-1-1　本庄市民プラザ	
多重債務無料電話相談			048-521-1017
秩父法律相談センター	368-0032	埼玉県秩父市熊木町 8-18　秩父宮記念市民会館	048-521-0844
越谷支部法律相談センター	343-0023	埼玉県越谷市東越谷 9-49-2　ＭＡＣビル2階	048-962-1188

千葉県弁護士会	**260-0013**	**千葉県千葉市中央区中央 4-13-12**	**043-227-8431**
	http://www.chiba-ben.or.jp/		
法律相談センター本庁（千葉）	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-13-12　千葉県弁護士会	043-227-8954
茂原法律相談センター	297-0022	千葉県茂原市町保 7-134　長谷川ビル3階	0475-23-0640
松戸法律相談センター	271-0092	千葉県松戸市松戸 1281-29　住友生命松戸ビル4階	047-366-6611
船橋法律相談センター	273-0005	千葉県船橋市本町 1-10-10　船橋商工会議所5階	047-437-3634
銚子法律相談センター	288-0045	千葉県銚子市三軒町 19-4　銚子商工会館	043-227-8971
鴨川法律相談センター	296-0001	千葉県鴨川市横渚 643-2　鴨川商工会	043-227-8972
成田法律相談センター	286-0033	千葉県成田市花崎町 736-62　成田商工会館	043-227-8984
佐原法律相談センター	287-0003	千葉県香取市佐原イ 525-1　佐原商工会議所	043-227-8983
木更津・袖ヶ浦法律相談センター	299-0261	千葉県袖ヶ浦市福王台 3-1-3　袖ヶ浦商工会館	043-227-8970
東金法律相談センター	283-0068	千葉県東金市東岩崎 1－5　東金商工会館	0475-23-0640
八日市場法律相談センター	289-2144	千葉県匝瑳市八日市場イ 2755　裁判所構内弁護士会館	0479-72-0271
館山法律相談センター	294-0047	千葉県館山市八幡 821　館山商工会議所	043-227-8972
市川・浦安法律相談センター	272-0133	千葉県市川市行徳駅前 1-27-10　高田ビル202	047-396-6884
サラ金相談 千葉・その他 市川・船橋周辺 松戸周辺		千葉・その他 市川・船橋周辺 松戸周辺	043-227-8581 047-431-7775 047-366-6611

茨城県弁護士会	**310-0062**	**茨城県水戸市大町 2-2-75**	**029-221-3501**
	http://ibaben.or.jp/		
水戸相談センター	310-0062	茨城県水戸市大町 2-2-75　茨城県弁護士会館2階	029-227-1133
土浦相談センター	300-0043	茨城県土浦市中央 2-16-4 土浦市亀城プラザ	029-821-0122
下妻相談センター	304-0056	茨城県下妻市長塚 74-1　下妻市商工会館	0296-44-2661
鹿嶋相談センター	314-0031	茨城県鹿嶋市宮中 2-1-34　鹿嶋市商工会館	029-227-1133
日立相談センター	317-0073	茨城県日立市幸町 1-21-2　日立商工会議所	
龍ヶ崎相談センター	301-0012	茨城県龍ヶ崎市上町 4264-1　龍ヶ崎市商工会	029-821-0122
守谷相談センター	302-0109	茨城県守谷市本町 19　守谷市商工会館	

栃木県弁護士会	**320-0036**	**栃木県宇都宮市小幡 2-7-13**	**028-622-2008**
	http://www.tochiben.com/		
法律相談センター	320-0036	栃木県宇都宮市小幡 2-7-13　栃木県弁護士会館	028-643-2272
法律相談センター大田原支部	324-0052	栃木県大田原市城山 1-3-36　大田原商工会議所	
法律相談センター栃木支部	323-0023	栃木県小山市中央町 3-7-1　ロブレ・小山駅西再開発ビル6階	
法律相談センター足利支部	326-0801	栃木県足利市有楽町 837　足利市民会館	（小沼法律事務所） 0284-21-5674
多重債務相談センター	相談場所	担当弁護士の事務所	028-643-2272
無料電話相談（消費者相談）			028-622-2008

			028-643-2272

群馬弁護士会	371-0026	群馬県前橋市大手町 3-6-6	027-233-4804
	http://www.gunben.or.jp/		
群馬弁護士会総合法律相談センター 無料電話相談	371-0026	群馬県前橋市大手町 3-6-6　群馬弁護士会館県民法律センター	027-234-9321 027-233-9333
高崎支部		ビエント高崎	027-234-9321
太田支部		太田商工会議所会館 2 階相談室	
桐生支部		桐生織物会館新館 2 階	
吾妻支部・吾妻会場		東吾妻町中央公民館	
吾妻支部・長野原会場		長野原町山村開発センター	
利根・沼田支部		沼田商工会館 2 階	
伊勢崎支部		伊勢崎市文化会館 2 階	
館林支部		館林酒販会館	

静岡県弁護士会	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 10-80	054-252-0008
	http://s-bengoshikai.com/		
静岡法律相談センター	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 10-80　静岡県法律会館	054-252-0008
浜松法律相談センター	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-9-1　静岡県西部法律会館	053-455-3009
沼津法律相談センター	410-0832	静岡県沼津市御幸町 21-1　静岡県弁護士会　沼津支部会館	055-931-1848
掛川法律相談センター	436-0028	静岡県掛川市亀の甲 1-228　あいおい損害保険(株)ビル 3 階会議室	053-455-3009
下田法律相談センター	415-0024	静岡県下田市 4-1-2　下田市民文化会館	055-931-1848
無料クレジット・サラ金問題相談 静岡支部 浜松支部 沼津支部		 静岡県弁護士会静岡支部 静岡県弁護士会浜松支部 静岡県弁護士会沼津支部	 054-252-0008 053-455-3009 055-931-1848

山梨県弁護士会	400-0032	山梨県甲府市中央 1-8-7	055-235-7202
	http://www.yama-ben.jp/		
弁護士会法律相談センター サラ金・クレジット問題相談	400-0032	山梨県甲府市中央 1-8-7　山梨県弁護士会館内	055-235-7202
東部・富士五湖法律相談センター	401-0012	山梨県大月市御太刀 1-14-24　大月市商工会館内	055-235-7202

長野県弁護士会	380-0872	長野県長野市妻科 432	026-232-2104
	http://www.avis.ne.jp/~nagaben/		
長野法律相談センター クレ・サラ法律相談	相談場所	長野県長野市妻科 432　長野県弁護士会館	026-232-2104
上田法律相談センター クレ・サラ法律相談	相談場所	上田在住会館	0268-27-6049
佐久法律相談センター クレ・サラ法律相談	相談場所 相談場所	佐久在住会館 担当弁護士事務所	0267-78-3901
松本法律相談センター クレ・サラ法律相談	相談場所	松本在住会館	0263-35-8501
大町法律相談センター	相談場所	大北広域福祉会館	
諏訪法律相談センター クレ・サラ法律相談	相談場所	担当弁護士事務所	0266-58-5628
伊那法律相談センター	相談場所	伊那会館	0265-98-0088
飯田法律相談センター	相談場所	飯田在住会館	0265-48-0664

新潟県弁護士会	951-8126	新潟県新潟市中央区学校町通一番町 1	025-222-5533
	http://www.niigata-bengo.or.jp/		
新潟相談所 多重債務相談センター	951-8126	新潟県新潟市中央区学校町通一番町 1　新潟県弁護士会館	025-222-5533
新潟日曜相談所	951-8062	新潟県新潟市中央区西堀前通 1 番町 702 番地西堀 1 番町ビル 4 階 403 号室	
長岡相談所	940-1151	新潟県長岡市三和 3-9-28 新潟地方裁判所長岡支部弁護士控室	0258-35-8373
三条相談所	955-0083	新潟県三条市荒町 2-1-18 三条市体育文化センター3 階第 4	025-222-5533

		研修室	
上越相談所	943-0821	新潟県上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ	
村上相談所	958-0837	新潟県村上市三之町 1-6 村上市役所 5 階会議室	
佐渡相談所	952-0014	新潟県佐渡市両津湊 198　佐渡島開発総合センター	

≪中部弁連関係≫

愛知県弁護士会	**460-0001**	**愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2**	**052-203-1651**
	http://www.aiben.jp/		
名古屋法律相談センター サラ金・クレジット相談	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-1　中日ビル 3 階	052-252-0044
三の丸法律相談センター 簡易裁判所事件法律相談	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2　愛知県弁護士会館内	052-203-1651
津島・海部法律相談センター	496-0801	愛知県津島市藤浪町 3-89-10　津島市文化会館	0567-23-6811
岡崎法律相談センター	444-0875	愛知県岡崎市竜美西 2-1-12　やすらぎビル 1 階	0564-54-9449
豊橋法律相談センター	440-0884	愛知県豊橋市大国町 83　東三河支部会館	0532-56-4623
一宮法律相談センター	491-0842	愛知県一宮市公園通 3-30-6　一宮支部会館	0586-72-8199
尾北法律相談センター	484-0073	愛知県犬山市天神町 1-8　犬山商工会議所会館内	
半田法律相談センター	475-0903	愛知県半田市出口町 1-45-16　住吉ビル 2F　半田支部会館	0569-23-8655
豊田法律相談センター	471-0034	愛知県豊田市小坂本町 1-25　豊田商工会議所会館 1 階	0564-54-9449
新城法律相談センター	441-1378	愛知県新城市字宮ノ後 78　富永神社会館	0532-56-4623
西尾・幡豆法律相談センター	445-8505	愛知県西尾市寄住町若宮 37 番地　西尾商工会議所会館 1 階「相談室」	0564-54-9449

三重弁護士会	**514-0032**	**三重県津市中央 3-23**	**059-228-2232**
	http://homepage3.nifty.com/miebar/		
消費者被害救済センター 多重債務無料相談 津市 四日市市	 514-0032 510-0068	 三重県津市中央 3-23　三重弁護士会館 三重県四日市市三栄町 2-11　三栄ビル 2 階　三重弁護士会四日市支部	 059-222-5957 059-352-1756
松阪法律相談センター	515-0014	三重県松阪市若葉町 161-2　松阪商工会議所内	059-222-5957
伊勢法律相談センター	516-0037	三重県伊勢市岩渕 1-7-17　伊勢商工会議所内	
熊野法律相談センター	519-4323	三重県熊野市木本町 624　熊野市民会館内	
名張法律相談センター	518-0718	三重県名張市丸之内 79　名張市総合福祉センターふれあい内	

岐阜県弁護士会	**500-8811**	**岐阜県岐阜市端詰町 22**	**058-265-0020**
	http://www.gifuben.org/gifuben/		
クレジット・サラ金法律相談	500-8811	岐阜県岐阜市端詰町 22　岐阜県弁護士会館内	058-265-0020
みのかも法律相談センター	505-0041	岐阜県美濃加茂市太田町 1891-1　ＪＡめぐみの みのかも本部内	
八幡法律相談センター	501-4222	郡上市八幡町島谷 207-1　郡上市総合文化センター	
中津川法律相談センター	508-0041	岐阜県中津川市本町 2-3-25　中央公民館 4 階	
大垣法律相談センター	503-0901	岐阜県大垣市高屋町 1-145　大垣ステーションビル・アピオ 6 階会議室	
高山法律相談センター	506-0823	岐阜県高山市森下町 1-208　高山市山王福祉センター内	
多治見法律相談センター	507-0831	岐阜県多治見市新町 1-23　市民プラザ（多治見市産業文化センター）	
岐阜駅前法律相談センター	500-8856	岐阜県岐阜市橋本町 1-10-23（JR 岐阜駅東）ハートフルスクエア G・岐阜市生涯学習センター	

福井弁護士会	**910-0004**	**福井県福井市宝永 4-3-1　三井生命ビル 7 階**	**0776-23-5255**
	http://www.fukuben.or.jp/		
福井弁護士会法律相談センター 多重債務無料法律相談	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1　三井生命ビル 7 階	0776-23-5255
丹南法律相談センター	915-0071	福井県越前市府中 1-2　センチュリープラザ	
嶺南法律相談センター	914-0047	福井県敦賀市東洋町 1-1　プラザ萬象内会議室	

金沢弁護士会	**920-0912**	**石川県金沢市大手町 15-15　3 階**	**076-221-0242**
	http://kanazawa-bengo.com/		

法律相談センター クレ・サラ法律相談	920-0912	石川県金沢市大手町 15-15　3 階	076-221-0242
能登法律相談センター	927-0026	石川県鳳珠郡穴水町川島タ 38　穴水町保健センター　1 階	
南加賀法律相談センター	923-8566	石川県小松市園町ニ-1　小松商工会議所内	
七尾法律相談センター	926-0811	石川県七尾市御祓町 1　七尾パトリア 5 階　フォーラム七尾	
無料電話相談			076-221-0831

富山県弁護士会	**930-0076**	**富山県富山市長柄町 3-4-1**	**076-421-4811**
	http://www.tomiben.jp/		
有料法律相談・富山地区	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1　富山県弁護士会館	076-421-4811
有料法律相談・魚津支部 (総合法律センター魚津支部)	937-0051	富山県魚津市駅前新町 5-30　魚津ショッピングスクエア サンプラザ 4 階	

≪近弁連関係≫

大阪弁護士会	**530-0047**	**大阪府大阪市北区西天満 1-12-5**	**06-6364-0251 (業務案内テープ)**
	http://www.osakaben.or.jp/		
市民法律センター サラ金法律相談	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 1 階	06-6364-1248
なんば法律相談センター 一般法律相談・サラ金法律相談	542-0076	大阪府大阪市中央区難波 4-4-1　ヒューリック難波ビル 4 階	06-6645-1273
堺法律相談センター 一般法律相談・サラ金法律相談	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20　住友生命堺東ビル 6 階	072-223-2903
岸和田法律相談センター 一般法律相談・サラ金法律相談	596-0054	大阪府岸和田市宮本町 27-1　泉州ビル 205 号室	072-433-9391
谷町法律相談センター (旧家事法律相談センター)	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町 3-1-9　MG 大手前ビル 5 階	06-6944-7550
枚方法律相談センター 一般法律相談・サラ金法律相談	573-0032	大阪府枚方市岡東町 12-1　ひらかたサンプラザ 1 号館 3 階	072-804-5601
南河内法律相談所	584-0031	大阪府富田林市寿町 2-6-1　大阪府南河内府民センタービル 1 階	06-6364-1248
イオン日根野ショッピングセンター	598-0021	大阪府泉佐野市日根野 2496-1	
イオンモール藤井寺	583-0027	大阪府藤井寺市岡 2 丁目 10-11	

京都弁護士会	**604-0971**	**京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル**	**075-231-2378**
	http://www.kyotoben.or.jp/		
クレジット・サラ金相談	604-0971	京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378
京都駅前法律相談センター 夜間クレジット・サラ金相談	600-8175	京都府京都市下京区烏丸七条下ル　京都タワービル 3 階	
園部法律相談センター	622-0004	京都府南丹市園部町小桜町 62-1　南丹市国際交流会館	
丹後法律相談センター・大宮相談所	629-2503	京都府京丹後市大宮町周枳 1　大宮織物ホール内	0772-68-3080
丹後法律相談センター・宮津相談所	626-0041	京都府宮津市字鶴賀 2164　みやづ歴史の館	
南部法律相談センター・京田辺相談所	610-0331	京都府京田辺市田辺中央 4-3-3　CIK ビル	075-231-2378
南部法律相談センター・木津相談所	619-0214	京都府木津川市木津上戸 15　福祉センター相楽会館	
福知山法律相談センター	620-0035	京都府福知山市字内記 100　福知山市民会館	0772-68-3080
舞鶴法律相談センター	624-0816	京都府舞鶴市伊佐津 213-8　舞鶴市西駅交流センター	

兵庫県弁護士会	**650-0016**	**兵庫県神戸市中央区橘通 1-4-3**	**078-341-7061**
	http://www.hyogoben.or.jp/		
総合法律センター・神戸相談所 サラ金・クレジット特別相談	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 13 階　兵庫県弁護士会分館	078-341-1717
総合法律センター・西播磨相談所 サラ金・クレジット特別相談	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-6　兵庫県弁護士会姫路支部会館内	079-286-8222
総合法律センター・尼崎相談所 サラ金・クレジット相談	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1　フェスタ立花北館 5 階 501C 号	06-4869-7613
総合法律センター・加古川相談所	675-0066	兵庫県加古川市加古川町寺家町 45 JA ビル 4 階 加古川駅南まちづくりセンター内	078-351-1233
総合法律センター・明石相談所	673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町 6-1 アスピア明石（北館 7 階）　明石市生涯学習センター あかし子育て相談室内	
総合法律センター・淡路相談所	656-2131	兵庫県淡路市志筑 3117-1　しづのおだまき館内	

総合法律センター・北播磨相談所	673-1431	兵庫県加東市社 26　加東市福祉センター内	
総合法律センター・南たじま相談所	669-5201	兵庫県朝来市和田山町和田山 258-1　和田山老人福祉センター内	
総合法律センター・山崎相談所	671-2576	兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 65-3　宍粟市防災センター内	
尼崎支部			06-4869-7611
姫路支部			079-282-8458

奈良弁護士会	**630-8237**	**奈良県奈良市中筋町 22-1**	**0742-22-2035**
	http://www.naben.or.jp/		
中南和法律相談センター		五條市福祉センター、桜井市役所、香芝市役所、橿原市役所、王寺町地域交流センター、総合福祉会館（大和高田市）、田原本町役場など	0742-22-2035
借金お悩みダイヤル	630-8237	奈良県奈良市中筋町 22-1 奈良弁護士会館	0742-94-7830

滋賀弁護士会	**520-0051**	**滋賀県大津市梅林 1-3-3**	**077-522-2013**
	http://www.shigaben.or.jp/		
滋賀弁護士会法律相談センター 多重債務（個人）	520-0051	滋賀県大津市梅林 1-3-3	077-522-3238
高島相談所	520-1501	滋賀県高島市新旭町旭 1-10-1　地場産「しんあさひ」	
長浜相談所	526-0059	滋賀県長浜市元浜町 3-10　春日会館	
彦根・長浜地区 多重債務（個人）		彦根・長浜地区の担当弁護士事務所	

和歌山弁護士会	**640-8144**	**和歌山県和歌山市四番丁五番地**	**073-422-4580**
	http://www.wakaben.or.jp/		
	仮会館移転情報　http://www.wakaben.or.jp/intro/kariiten.html		
和歌山弁護士会法律相談センター	640-8144	和歌山県和歌山市四番丁 5　和歌山弁護士会館 2 階	073-422-5005
紀南法律相談センター	649-5331	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満字木戸浦 441-8　那智勝浦町体育文化会館	
御坊・日高常設法律相談所	644-0011	和歌山県御坊市湯川町財部 485　財部会館	
紀北法律相談センター	648-0065	和歌山県橋本市古佐田 1 丁目 209-3 古佐田区民会館 2 階	
多重債務者夜間無料法律相談センター	640-8342	和歌山県和歌山市友田町 2-153　セッサビル 4 階	

≪中国地方弁連関係≫

広島弁護士会	**730-0012**	**広島県広島市中区上八丁堀 2-66**	**082-228-0230 ・2982**
	http://www.hiroben.or.jp/		
紙屋町法律相談センター	730-8501	広島県広島市中区基町 6-27　そごうデパート新館 6 階	082-225-1600
ひがし広島法律相談センター	739-0043	広島県東広島市西条西本町 28-6　サンスクエア東広島 2 階	082-421-0021
備北法律相談センター	728-0011	広島県三次市十日市西 6-10-45　みよしまちづくりセンター	0824-64-1008
呉・尾道地区の法律相談		呉の弁護士会事務局	0823-24-6755
		尾道の弁護士会事務局	0848-22-4237
法律相談センター福山	720-0034	広島県福山市若松町 10-7　若松ビル 2 階 202 号室	084-973-5900
呉法律相談センター	737-0046	広島県呉市中通 1-1-2　ビューポートくれホテル	0120-969-214

山口県弁護士会	**753-0045**	**山口県山口市黄金町 2-15**	**083-922-0087**
	http://www.yamaguchikenben.or.jp/		
山口法律相談センター	753-0045	山口県山口市黄金町 2-15　山口県弁護士会館内	083-922-0087
萩法律相談センター	758-0041	山口県萩市江向 582-2-102 号	0838-24-0500
岩国法律相談センター	741-0061	山口県岩国市錦見 1-10-17　山口県弁護士会　岩国地区会館内	0827-43-2183
下関法律相談センター	750-0041 750-0025	山口県下関市向洋町 1-5-1　1 階　山口県弁護士会　下関地区会館内 山口県下関市竹崎町 4-4-2 しものせき市民活動センター内	0832-32-0406
周南地区法律相談センター	745-0071	山口県周南市岐山通り 2-11　江村ビル 1 階　山口県弁護士会　周南地区会館内	0834-31-4029
宇部法律相談センター	755-0031	山口県宇部市常盤町 1-2-5	0836-21-7818
長門法律相談センター	759-4101	長門市東深川 1321-1　長門市地域福祉センター	（萩法律相談センターにて予約受付） 0838-24-0500

岡山弁護士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-29	086-223-4401
	http://www.okaben.or.jp/		
岡山弁護士会法律相談センター	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-29　岡山弁護士会館	086-234-5888
倉敷法律相談センター	710-0055	岡山県倉敷市阿知 1-7-2　倉敷駅西ビル 8 階	
井笠法律相談センター	714-0087	岡山県笠岡市六番町 1-10　笠岡市民会館 2 階	
東備法律相談センター	709-0422	岡山県和気郡和気町尺所 555　和気町総合福祉センター	
新見法律相談センター	718-0011	岡山県新見市新見 122-5 新見市総合福祉センター	
高梁法律相談センター	716-0029	岡山県高梁市向町 21-3　高梁総合福祉センター	
勝英法律相談センター	707-0004	岡山県美作市入田 291-2　美作県民局勝英支局	
津山法律相談センター	708-0004	岡山県津山市山北 520　津山市総合福祉会館	
真庭法律相談センター クレジットサラ金被害救済センター	717-0013	岡山県真庭市勝山 319　勝山文化センター	
夜間法律相談センター	700-0905	岡山県岡山市北区春日町 5-6　岡山市勤労者福祉センター2 階 弁護士法人岡山パブリック法律事務所	086-221-8333
土・日曜法律相談	700-0905	岡山県岡山市北区春日町 5-6　岡山市勤労者福祉センター2 階 弁護士法人岡山パブリック法律事務所	086-223-7899

鳥取県弁護士会	680-0011	鳥取県鳥取市東町 2-221	0857-22-3912
	http://www.toriben.jp/		
法律相談センター鳥取	680-0011	鳥取県鳥取市東町 2-221　鳥取県弁護士会仮会館	0857-22-3912
法律相談センター倉吉	682-0822	鳥取県倉吉市葵町 724-15	
法律相談センター米子	683-0805	鳥取県米子市西福原 2-1-10　米子天満屋	0859-23-5710

島根県弁護士会	690-0886	島根県松江市母衣町 55-4　松江商工会議所ビル 7 階	0852-21-3225
	http://www.shimaben.com/		
松江法律相談センター	690-0886	島根県松江市母衣町 55-4　島根県弁護士会内	0852-21-3450
出雲法律相談センター	693-0001	島根県出雲市今市町 259-1　ショッピングセンターパラオ 4 階	
隠岐法律相談センター	685-0014	島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田 2-2　隠岐島文化会館	
石見法律相談センター	697-0026	島根県浜田市田町 116-12　浜田市田町分室	0855-22-4514
石見法律相談センター（益田会場）	698-0036	島根県益田市須子町 3-1　益田市人権センターあすなろ館	
石見法律相談センター（大田会場）	694-0064	島根県大田市大田町大田イ 128　大田市民会館	
多重債務無料相談	690-0886	島根県松江市母衣町 55-4　島根県弁護士会（予約受付）	0852-21-3450

《四国弁連関係》

香川県弁護士会	760-0033	香川県高松市丸の内 2－22	087-822-3693
	http://kaben.jp/		
法律相談センター 多重債務無料法律相談	760-0033	香川県高松市丸の内 2-22	087-822-3693

徳島弁護士会	770-0855	徳島県徳島市新蔵町 1-31	088-652-5768
	http://www.tk2.nmt.ne.jp/~tokuben/		
徳島弁護士会法律相談センター クレジット・サラ金無料法律相談	770-0855	徳島県徳島市新蔵町 1-31	088-652-5768
三好法律相談センター		みよし広域連合	0883-72-5121 088-652-5768
海部郡法律相談センター		牟岐町海の総合文化センター2 階会議室	0884-72-2696 088-652-5768
夜間無料電話相談			088-652-5908 088-652-3017

高知弁護士会	780-0928	高知県高知市越前町 1-5-7	088-872-0324
	http://www.kochiben.or.jp/		
高知弁護士会法律相談センター	780-0928	高知県高知市越前町 1-5-7	088-822-4867
高知法律相談センター・佐川相談所	789-1201	高知県高岡郡佐川町甲 1650-2　佐川町役場	

高知法律相談センター・室戸法律相談所	781-7109	高知県室戸市領家 87　室戸市保健福祉センター	
高知法律相談センター・幡多法律相談所	787-0027	高知県四万十市中村京町 1-17　幡多信用金庫本店	

愛媛弁護士会	**790-0003**	**愛媛県松山市三番町 4-8-8**	**089-941-6279**
	http://www.ehime-ben.or.jp/		
愛媛弁護士会法律相談センター 多重債務無料法律相談	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-8-8	089-941-6279

《九弁連関係》

福岡県弁護士会	**810-0043**	**福岡県福岡市中央区城内 1-1**	**092-741-6416**
	http://www.fben.jp/		
博多駅前法律相談センター	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-3-7　サンエフビル 3 階	092-433-8301
天神弁護士センター	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 2 階	092-741-3208
いとしま弁護士センター	819-1116	福岡県糸島市前原中央 2-6-18　平ビル 2 階	092-321-4400
むなかた弁護士センター	811-3436	福岡県宗像市東郷 2-1-16	0940-34-8266
二日市法律相談センター	818-0056	福岡県筑紫野市二日市北 1-3-8　スパシオ・コモド 2 階	092-918-8120
北九州法律相談センター	803-0816	福岡県北九州市小倉北区金田 1-4-2　北九州弁護士会館	093-561-0360
魚町法律相談センター	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21　魚町センタービル 5 階	093-551-0026
折尾法律相談センター	807-0834	福岡県北九州市八幡西区北鷹見町 13-10　オリオンプラザ第一ビル 2 階	093-691-2166
豊前法律相談センター	828-0021	福岡県豊前市大字八屋 2013-2 豊前商工会議所 2 階	0979-82-5272
行橋法律相談センター	824-0005	福岡県行橋市中央 1-9-50　行橋商工会議所内	093-561-0360
飯塚法律相談センター	820-0004	福岡県飯塚市新立岩 6-16　弁護士ビル 3 階	0948-28-7555
直方弁護士センター	822-0027	福岡県直方市古町 10-13　かわさきビル 1 階	0949-25-0636
田川弁護士センター	825-0011	福岡県田川市栄町 1-5　大城ビル 2 階	0947-42-2330
久留米法律相談センター	830-0021	福岡県久留米市篠山町 11-5　筑後弁護士会館	0942-30-0144
うきは法律相談センター	839-1321	福岡県うきは市吉井町 983-1　ムラおこしセンター内	
柳川法律相談センター	832-0045	福岡県柳川市本町 117-2　柳川商工会議所内	
八女法律相談センター	834-0031	福岡県八女市本町 599　八女市社会福祉会館	
大牟田法律相談センター	836-0843	福岡県大牟田市不知火町 1-1-2　ひまわりビル 4 階	
玄界弁護士相談センター	811-3137	福岡県古賀市古賀 278-1	092-940-4100

佐賀県弁護士会	**840-0833**	**佐賀県佐賀市中の小路 4-16**	**0952-24-3411**
	http://www17.ocn.ne.jp/~sagabgsk/		
佐賀法律相談センター 消費者問題（クレジット・サラ金含む）専門相談	840-0833	佐賀県佐賀市中の小路 4-16　佐賀県弁護士会館	0952-24-3411
鳥栖法律相談センター	841-0051	佐賀県鳥栖市秋葉町 3 丁目 25-3　吉竹ビル 1F	
武雄法律相談センター	843-0024	佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5538-1　武雄市文化会館	
唐津法律相談センター	847-0012	佐賀県唐津市中町 1513-3　牟田ビル 1F	0955-73-2985
弁護士クイック相談（無料電話相談）			0952-24-3411

長崎県弁護士会	**850-0875**	**長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 4 階**	**095-824-3903**
	http://www.nben.or.jp/		
長崎法律相談センター	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 4 階	095-824-3903
佐世保法律相談センター	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-12　シティヒルズカズバ 2 階	0956-22-9404
五島法律相談センター	853-0018	長崎県五島市池田町 1-2　福江文化会館	095-824-3903
しまばら法律相談センター	855-8550	長崎県島原市高島 2 丁目 7217　島原商工会議所	
ひらど法律相談センター平戸会場	859-5112	長崎県平戸市宮の町 648 宮の町コミュニティーセンター・コメルシオ	0956-22-9404
ひらど法律相談センター松浦会場	859-4501	長崎県松浦市志佐町浦免 1110　松浦市文化会館	

大分県弁護士会	**870-0047**	**大分県大分市中島西 1-3-14**	**097-536-1458**
	http://www14.plala.or.jp/oitakenben/		
大分県弁護士会法律相談センター	870-0047	大分県大分市中島西 1-3-14　大分県弁護士会館／各法律事務所	097-536-1458
杵築・国東・速見法律相談センター	873-0002	大分県杵築市南杵築 2288　杵築十王教育会館	

佐伯法律相談センター	876-0831	大分県佐伯市大手町 1-2-12　三余館	
竹田・豊後大野法律相談センター	878-0024	大分県竹田市大字玉来 1-1　竹田市中央公民館	
中津・豊後高田法律相談センター	871-0054	大分県中津市京町 1524　中津市新博多町交流センター	
日田法律相談センター	877-0016	大分県日田市三本松 2-2-16　日田商工会議所	

熊本県弁護士会	**860-0078**	**熊本県熊本市京町 1-13-11**	**096-325-0913**
	http://www.kumaben.or.jp/		
熊本法律相談センター	860-0844	熊本県熊本市水道町 1 番 23 号　加地ビル 3 階	096-325-0009
天草法律相談センター	863-0032	熊本県天草市太田町 9-3　天草信用金庫本店 2 階会議室	
県南・八代法律相談センター	866-0865	熊本県八代市北の丸町 1-12　宮崎ビル 2F	
阿蘇法律相談センター	869-2301	熊本県阿蘇市内牧 976-2　阿蘇市農村環境改善センター	
人吉・球磨法律相談センター	868-0037	熊本県人吉市南泉田町 3-3　人吉商工会議所内	
荒尾・玉名地区法律相談センター	865-0016	熊本県玉名市岩崎 140　玉名市民会館内	
山鹿・菊池地区法律相談センター	861-0501	熊本県山鹿市山鹿 1026-2　山鹿市中央公民館内	

鹿児島県弁護士会	**892-0815**	**鹿児島県鹿児島市易居町 2-3**	**099-226-3765**
	http://www.kben.jp/		
鹿児島法律相談センター	892-0815	鹿児島県鹿児島市易居町 2-3	099-226-3765
薩摩川内法律相談センター	895-0054	鹿児島県薩摩川内若松町 3 番 10 号　川内文化ホール 2 階	
鹿屋法律相談センター	893-0009	鹿屋市大手町 1 番 1 号　リナシティかのや　芸術文化プラザ 2Ｆ　研修室	
奄美法律相談センター	894-8855	鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8	099-226-3765 奄美市役所： 0997-52-1111

宮崎県弁護士会	**880-0803**	**宮崎県宮崎市旭 1-8-28**	**0985-22-2466**
	http://www.miyaben.jp/		
法律相談センター 　多重債務無料相談 　夜間テレフォン相談	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-8-28　宮崎県弁護士会	0985-22-2466 0985-23-6112
日南地区法律相談センター	887-0021	宮崎県日南市中央通 1-1-2　日南市社会福祉協議会	0987-23-1191
小林えびの西諸地区法律相談センター	相談会場	小林市社会福祉協議会 えびの市社会福祉協議会 野尻町社会福祉協議会 高原町社会福祉協議会 小林市社会福祉協議会須木支所	0984-23-3466 0984-35-2800 0984-44-1206 0984-42-2230 0984-48-2073
日向入郷地区法律相談センター	883-0044	宮崎県日向市上町 3-15　日向商工会議所	0985-22-2466
都城地区法律相談センター	相談会場	都城社会福祉協議会	0986-25-8349

沖縄弁護士会	**900-0014**	**沖縄県那覇市松尾 2 丁目 2 番 26-6 号**	**098-865-3737**
	http://www.okiben.org/		
法律相談センター	900-0014	那覇市松尾 2 丁目 2 番 26-6 号	098-865-3737
法律相談センター沖縄支部	904-2151	沖縄県沖縄市松本 3-1-6　田仲アパート 202	098-934-5722
名護有料法律相談センター	905-0006	沖縄県名護市字宇茂佐 914-3	0980-52-5559

６　各都道府県の司法書士会

会　名	郵便番号	住　所	電　話
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川　1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	910-0005	福井市大手 3-15-12 フェニックスビル 5F	0776-30-0001
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345

山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0816	岡山市富田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

7　日本貸金業協会

支部名	電話番号	郵便番号	住　　所
北海道支部	011-222-6033	064-0804	札幌市中央区南四条西六丁目 8 番地
宮城県支部	022-227-3844	980-0014	仙台市青葉区本町二丁目 9 番 7 号
岩手県支部	019-651-2767	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 2 番 5 号
福島県支部	024-536-3211	960-8032	福島市陣場町 6 番 10 号
秋田県支部	018-863-1732	010-0951	秋田市山王六丁目 1 番 13 号
青森県支部	017-721-2530	030-0862	青森市古川一丁目 10 番 13 号
山形県支部	023-646-2010	990-0833	山形市春日町 2 番 24 号
東京都支部	03-5739-3021	108-0074	港区高輪三丁目 19 番 15 号
神奈川県支部	045-227-9518	231-0005	横浜市中区本町二丁目 15 番地
埼玉県支部	048-824-0894	330-0074	さいたま市浦和区北浦和五丁目 6 番 5 号
千葉県支部	043-284-4100	260-0045	千葉市中央区弁天一丁目 2 番 8 号
山梨県支部	055-226-7820	400-0858	甲府市相生一丁目 2 番 31 号
栃木県支部	028-624-0604	320-0033	宇都宮市本町 12 番 11 号
茨城県支部	029-222-3558	310-0801	水戸市桜川一丁目 1 番 25 号
群馬県支部	027-260-8582	371-0024	前橋市表町二丁目 18 番 19 号
新潟県支部	025-222-7311	951-8067	新潟市中央区本町通六番町 1141 番地 1
長野県支部	026-269-0360	380-0921	長野市大字栗田 995 番地 1
愛知県支部	052-752-1020	464-0067	名古屋市千種区池下一丁目 4 番 17 号
静岡県支部	054-255-8484	420-0856	静岡市葵区駿府町 2 番 6 号
三重県支部	059-226-9777	514-0006	津市広明町 352 番地 4
岐阜県支部	058-253-2959	500-8882	岐阜市西野町七丁目 4 番地
石川県支部	076-231-1200	920-0901	金沢市彦三町二丁目 5 番 27 号

福井県支部	0776-21-5508	910-0006	福井市中央一丁目 6 番 17 号
富山県支部	076-444-2324	930-0005	富山市新桜町 6 番 24 号
大阪府支部	06-6260-0921	541-0059	大阪市中央区博労町一丁目 8 番 8 号
京都府支部	075-257-7490	604-8106	京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町 670 番地 1
兵庫県支部	078-392-3781	650-0022	神戸市中央区元町通二丁目 8 番 14 号
奈良県支部	0742-23-9535	630-8227	奈良市林小路町 24 番地
和歌山県支部	073-471-5245	640-8341	和歌山市黒田一丁目 1 番 19 号
滋賀県支部	077-525-3860	520-0056	大津市末広町 4 番 5 号
広島県支部	082-546-0136	730-0022	広島市中区銀山町 3 番 17 号
山口県支部	083-973-6220	754-0011	山口市小郡御幸町 5 番 24-202 号
岡山県支部	086-803-0001	700-0824	岡山市北区内山下二丁目 2 番 2 号
鳥取県支部	0857-26-2430	680-0831	鳥取市栄町 217 番地
島根県支部	0852-24-2229	690-0002	松江市大正町 414 番地
香川県支部	087-833-0888	760-0018	高松市天神前 6 番 32 号
愛媛県支部	089-946-4000	790-0005	松山市花園町 3 番 1 号
徳島県支部	088-622-7833	770-0847	徳島市幸町三丁目 5 番地 2
高知県支部	088-824-1495	780-0870	高知市本町二丁目 2 番 29 号
熊本県支部	096-322-3640	860-0845	熊本市上通町 7 番 32 号
大分県支部	097-573-8080	870-0037	大分市東春日町 17 番 19 号
鹿児島県支部	099-214-9295	890-0063	鹿児島市鴨池一丁目 31 番地 6 号
宮崎県支部	0985-35-6256	880-0803	宮崎市旭一丁目 6 番 17 号
福岡県支部	092-721-0117	810-0073	福岡市中央区舞鶴二丁目 2 番 3 号
佐賀県支部	0952-23-7375	840-0842	佐賀市多布施一丁目 10 番 18 号
長崎県支部	095-824-5503	850-0841	長崎市銅座町 14 番 9 号
沖縄県支部	098-866-0555	900-0021	那覇市泉崎一丁目 10 番 16 号

８　(財)日本クレジットカウンセリング協会

センター等	電話番号	郵便番号	所　在　地
東　京	03-3226-0121	160-0022	東京都新宿区新宿１丁目 15 番９号 さわだビル４階
福　岡	092-739-8104	810-0041	福岡市中央区大名２丁目 12 番 15 号 赤坂セブンビル２階
名古屋	052-957-1211	460-0002	名古屋市中区丸の内３丁目 19 番１号 ライオンビル７階
仙　台	022-217-4014	980-0803	仙台市青葉区国分町１丁目７番 18 号 白蜂広瀬通ビル６階
広　島	082-511-8001	730-0017	広島市中区鉄砲町５番 16 号 広島サンケイビル２階
新　潟	025-248-3311	950-0087	新潟市中央区東大通２丁目５番８号 東大通野村ビル４階
静　岡	054-275-5511	420-0852	静岡市葵区紺屋町４丁目８番 ガーデンスクエア第３ビル３階
熊本相談室	0570-090304	カウンセリング(面接相談)予約時に連絡	
浜松相談室	054-275-5511	カウンセリング(面接相談)予約時に連絡	

９　多重債務者支援団体

NO	都道府県	名　　称	〒	住　　所	電　　話	備　考
		会長　山地秀樹	760 -8081	香川県高松市成合町５５９－１５	087-897-3211	
		事務局長　本多良男	101 -0047	東京都千代田区内神田 2-7-2　育文社ビル３階	03-5207-5520	
北海道						
1	北海道	札幌 陽は昇る会（札幌クレ・サラ被害をなくす会）	060 -0051	北海道札幌市中央区南一条東四丁目八番地	011-232-8605	
2	北海道	たんぽぽの会（帯広十勝クレ・サラ被害をなくす会）	080 -8799	北海道帯広郵便局　私書箱５号	0155-34-4193 080-1861-3176	
3	北海道	はまなすの会	085 -0841	北海道釧路市南大通 3-3-6 ミナミハイツ 102 号	0154-43-2885	
東北						
4	青森県	青森多重債務被害等なくす階（青森りんごの会）	038 -0059	青森市大字油川字千刈７７番地	017-718-3792 080-6057-3792	
5	宮城県	みやぎ青葉の会	980 -0811	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 17 番 20 号　グランドメゾン片平 502 号	022-711-6225	
6	岩手県	宮古民商ウミネコ道場	027 -0073	岩手県宮古市緑ヶ丘 3-31　宮古民商会館	0193-63-1346	
7	岩手県	みちのく道場	023 -1132	岩手県奥州市江刺区稲瀬字広岡 222-215	0197-35-5658	
8	岩手県	盛岡クレ・サラ被害者の会　きつつきの会	020 -0015	岩手県盛岡市本町通 1-15-27　石川法律事務所気付	019-623-2414	
9	岩手県	遠野かりんの会	028 -0515	岩手県遠野市東館町 8-29	080-3149-3020 菊池 080-1801-3006 外田	
10	秋田県	秋田なまはげの会	018 -0951	秋田県秋田市山王町 6 丁目 7-13 秋日ビル１階	018-862-2253	
11	山形県	山形クレジット・サラ金被害をなくす会(山形さくらんぼの会)	990 -0043	山形市本町１－７－２８　ＹＴプリンスビル４階４０１号室	023-633-9353	
12	福島県	いわきコスモスの会	970 -8034	福島県いわき市平上荒川字桜町２１－１　２階	0246-68-7370	
13	福島県	福島県ｸﾚｼﾞｯﾄ･ｻﾗ金・商工ﾛｰﾝ被害対策連絡会	960 -8055	福島県福島市野田町 6-7-14ST ビル　福島県商工団体連合会内	0245-33-5524	活動停止中
関東甲信越						
14	群馬県	桐生ひまわりの会	376 -0011	群馬県桐生市相生町 3-121	0277-55-1400	
15	群馬県	前橋ケヤキの会	372 -0844	群馬県伊勢崎市連取町３０８３－２　ぐんま市民司法書士事務所内	027-061-7211	
16	栃木県	足利地区クレ・サラ被害者の会	326 -0021	栃木県足利市山川町 97-2 足利民商内	0284-42-8545	
17	新潟県	新潟あゆみの会	950 -0076	新潟県新潟市沼垂西 3-10-14　新潟民商内	025-243-0141	
18	長野県	ながのコスモスの会	380 -0845	長野県長野市西後町 625-6　ヤマニビル３階	026-214-1464	
19	長野県	中南信コスモスの会	394 -0028	長野県岡谷市本町 2-6-47（信州しらかば法律事務所内）	0266-23-2270	
20	長野県	東信コスモスの会	386 -0012	長野県上田市中央 4-9-7　岩下法律事務所内	0267-64-8786	

21	山梨県	山梨クレジット・サラ金被害をなくす会（ほうとうの会）	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-20-7　フォワードビル5階　甲斐の杜法律事務所内	055-235-7021	
首都圏						
22	東京都	太陽の会	101-0047	東京都千代田区内神田 2-7-2　育文社ビル3階	03-5207-5520	
23	東京都	はばたきの会（豊島クレサラ対協）	171-0031	東京都豊島区目白 3-28-4	03-3950-6018	
24	東京都	玉川　雑草の会	158-0091	東京都世田谷区中町 5-17-3 玉川民商内	03-3703-5371	
25	東京都	川の手市民の会	120-0026	東京都足立区千住旭町 19-7 シティハイムＳＵＺＵＫＩ	03-3870-7811	
26	東京都	再起の会（三多摩クレサラ対策協議会）	182-0024	東京都調布市布田4-19-1　ライオンズプラザ調布 202 号調布みなみ司法書士事務所内	0424-86-5520	
27	東京都	大地の会（東京）	101-0047	東京都千代田区内神田1-2-15　山茂登ビル４階	03-5577-6100	
28	千葉県	船橋 （菜の花の会）(千葉クレ・サラ対協 ）	273-0011	千葉県船橋市湊町 1-1-15 船橋弁護士ビル6階	047-495-5077	
29	千葉県	あさひ会（千葉県クレ・サラ被害者の会）	264-0016	千葉県千葉市若葉区大宮町 2178-11 近藤方	043-265-4430	
30	千葉県	ちば菜の花の会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-14-1 千葉不動産ビル3階Ｂ	043-443-2435	
31	神奈川県	しおさいの会（横須賀クレジット･サラ金被害をなくす会）	238-0006	神奈川県横須賀市日の出町１－５ 松岡司法書士事務所	0468-25-2008	
32	神奈川県	ヨコハマかもめの会	231-0003	神奈川県横浜市港南区上大岡西 2-6-30　マルヨビル2階	045-847-1708	
33	神奈川県	横浜南クレサラネット市民の会	244-0003	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 121-4 春芳園ビル２階　越智・山田事務所	045-861-3009	
34	神奈川県	川崎クレ･サラ･ネット市民の会	214-0013	神奈川県川崎市多摩区登戸新町 447 番ＲＴﾋﾞﾙ303	044-911-9450	活動停止中
35	埼玉県	夜明けの会	363-0023	埼玉県桶川市朝日 2-12-23	048-774-2862	
36	埼玉県	NPO 法人　さやま・あすなろ会	350-1302	埼玉県狭山市東三ツ木 2-16　天都ビル 203 号	04-2955-6717	
37	茨城県	明生会（明るく生きる会）	306-0016	茨城県古河市古河 593-14　県西民主商工会内	0280-32-3790	
東海						
38	静岡県	クレジット・サラ金被害をなくす会（静岡ふじみの会）	420-0856	静岡県島田市坂本 1323-14 小寺敬二司法書士事務所内	0547-30-4010	
39	愛知県	愛知かきつばたの会	462-0813	愛知県名古屋市北区山田 1-1-40 すずやマンション大曽根２階	052-916-9131	
40	岐阜県	西濃れんげの会	503-0982	岐阜県大垣市久徳町 560　西濃民商内	0584-92-3307	
41	岐阜県	岐阜れんげの会	502-0939	岐阜県岐阜市則武西２丁目１番 17 号	058-294-5900	
42	岐阜県	東濃しでこぶしの会	509-5122	岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1235-2　陶都民主商工会内	0572-54-6714	
43	三重県	三重はなしょうぶの会	510-0064	三重県四日市市新正４丁目１５番７号四日市民主商工会気付	059-326-3856	
北陸						
44	石川県	ＮＰＯ法人　金沢あすなろ会	920-0024	石川県金沢市西念１－１５－７　恵西苑１号室	076-262-3454	
45	福井県	福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会（福井まんさくの会）	910-0019	福井県福井市春山1-3-3 パセオ春山２０１号室	0776-88-0121	
46	富山県	富山クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会（富山あおぞらの会）	930-2243	富山市四方二番町 48 番地１　布目司法書士事務所内	076-435-2936	

近畿						
47	大阪府	いちょうの会（大阪クレ・サラ被害者の会）	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 2 番 7 号　昭栄ビル北館 27 号室	06-6361-0546	
		いちょうの会（西成相談会）	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 2 番 7 号　昭栄ビル北館 27 号室	06-6361-0546	
48	大阪府	ｸﾚ･ｻﾗ･商工ﾛｰﾝの被害をなくす吹田市民の会　さざなみ	564-0013	大阪府吹田市川園町 20-1　吹田民商気付	06-6383-2211	
49	兵庫県	尼崎あすひらく会	661-0021	兵庫県尼崎市名神町 1-9-1　尼崎民主共同センター内	06-6426-7243	
50	兵庫県	神戸あすひらく会	653-0813	兵庫県神戸市長田区宮川 1-19-1 堀之内事務所 2 階長田生活相談センター内	078-611-3850	
51	兵庫県	クレジット・サラ金被害者宝塚の会　スプーンの会	665-0863	兵庫県宝塚市三笠町 1-9　宝塚民商内	0797-84-7829	
52	和歌山県	あざみの会	640-8269	和歌山県和歌山市小松原通り 5-15 IKEJIRI ビル 2 階	073-424-6300	
53	滋賀県	びわ湖あおぞら会（滋賀クレジット・サラ金被害をなくす会）	520-0044	滋賀県大津市御幸町 5-27 大津駅前シブヤビル３階３０２号	077-527-7360	
54	京都府	平安の会	604-8135	京都府京都市中京区東洞院三条下る三文字 200 ミックナカムラ 204	075-212-2300	
55	奈良県	奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会（奈良若草の会）	630-8253	奈良県奈良市内侍原町６番地　奈良県林業会館 2 階 26 号室	0742-25-0525	
中国						
56	岡山県	岡山つくしの会	700-0807	岡山県岡山市南方 1-5-2 奥村ビル 4 階能海司法書士事務所内	086-222-2750	活動停止中
57	岡山県	倉敷つくしの会	710-0053	岡山県倉敷市東町７－３　倉敷総合法律事務所内	086-424-8029	
58	岡山県	津山つくしの会	708-0002	岡山県津山市上河原 232-5 弥生ビル 3 階		活動停止中
59	岡山県	真庭つくしの会	719-3205	岡山県真庭市久世３２５３	0867-42-0443	
60	広島県	広島つくしの会	730-0051	広島県中区大手町 5-16-18 パルビル４階	082-247-5251	
61	広島県	福山つくしの会	720-0052	広島県福山市東町 2 丁目 3 番 23 号	084-924-5070	
62	広島県	呉つくしの会	737-0051	広島県呉市中央 3-2-27 島崎法律事務所ビル 1 階	0823-22-7265	
63	広島県	尾道つくしの会	722-0014	広島県尾道市西御所 1-27	0848-23-8229	
64	広島県	三次つくしの会	728-0012	広島県三次市十日市中 3 丁目 15-30	0824-63-3460	
65	島根県	松江つくしの会	690-0065	島根県松江市灘町 116　松江民商内	0852-25-3456	
66	鳥取県	米子クレ・サラ・ヤミ金被害対策協議会　白銀の会	683-0052	鳥取県米子市博労町 3-90　米子民商内	0859-38-0360	
67	山口県	ＮＰＯ法人ひまわりの会	755-0036	山口県宇部市北琴芝 2 丁目 7－6 番地　松井ビル 3 階	0836-37-5533	
四国						
68	香川県	高松あすなろの会	760-8081	香川県高松市成合町５５９－１５	087-897-3211	
69	愛媛県	ＮＰＯ法人松山たちばなの会	790-0966	愛媛県松山市立花 1-10-7　富士見荘１階に号	089-943-2525	
		たちばなの会宇和島支部	798-0015	愛媛県宇和島市和霊元町 3-4-25	松山たちばなの会	

70	徳島県	藍の会（徳島クレジット・サラ金被害をなくす会）	770-0024	徳島県徳島市佐古四番町 7-2	088-655-3040	
71	高知県	高知うろこ（鱗）の会（高知クレ・サラ金被害をなくす会）	780-0870	高知県高知市本町４－１－３７高知県社会福祉センター３階－４	088-822-2539	
九州						
72	福岡県	しらぬひの会（大牟田クレ・サラ問題を解決する会 ）	836-0843	福岡県大牟田市不知火町 2-1-8 不知火合同法律事務所内	0944-52-4331	
73	福岡県	ひこばえの会（福岡クレ・サラ被害をなくす会）	810-0041	福岡県福岡市中央区大名 2-2-51 第一吉田ビル 501	092-761-8475	
74	福岡県	門司めかり会（門司クレ・サラ被害をなくす会）	801-0881	福岡県北九州市門司区鳴竹２－１－５　尾藤春子様方	093-331-6423	
75	福岡県	小倉めかり会（小倉クレ・サラ被害をなくす会）	802-0043	福岡県北九州市小倉北区足原 2-7-16	093-922-8272	
76	福岡県	八幡めかり会	807-0824	福岡県北九州市八幡西区光明一丁目 7-10	093-603-2739	
77	福岡県	京築めかり会	824-0003	福岡県行橋市大橋 2-18-20 京築民主会館内	0930-23-0977	
78	福岡県	筑豊地区 サラ金問題対策協議会	820-0005	福岡県飯塚市新立岩 6-16 弁護士ビル 2 階	0948-25-5903	
79	福岡県	おんがの会（筑豊クレ・サラ被害をなくす会 ）	822-0015	福岡県直方市新町 3-3-42 吉村拓法律事務所内	0949-25-0411	
80	福岡県	久留米クレサラ被害をなくすネットワーク	830-0022	福岡県久留米市城南町 12 番地の 22（矢ケ部公治事務所内）	0942-34-9333	
81	福岡県	田川めかり会	827-0000	福岡県田川郡川崎町山下通 227-13 河野様方	0947-72-7356	活動停止中
82	佐賀県	九千部道場	841-0047	佐賀県鳥栖市今泉町 2152-23 鳥栖民商内	0942-83-0050	
83	長崎県	長崎あじさいの会	850-0973	長崎県長崎市金屋町 9－32　中尾ビル 203（江崎司法書士事務所）	095-827-8120	活動停止中
84	大分県	ＮＰＯ法人大分クレ・サラ被害者の会 「まなびの会」	870-0047	大分県大分市中島西 1-７－１７メゾンド仲島３０２号室	097-534-8174	
85	大分県	大分どんこ道場	870-0924	大分県大分市牧 1-23-1　大分民商内	097-503-1319	
86	宮崎県	麦ふみ会	880-0802	宮崎県宮崎市別府町 6-1 ひまわりビル 2 階松田共同法律事務所	0985-26-4656	一般の相談活動は停止中
87	熊本県	ＮＰＯ 法人熊本クレ･サラ被害をなくす会（大地の会）	860-0801	熊本県熊本市安政町 2-23　ＭＹビル 503	096-351-7400	
88	鹿児島県	鹿児島くすのきの会	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町 12-12 一二三ビル 201 号	099-226-1725	
89	沖縄県	沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会	902-0065	沖縄県那覇市壺屋二丁目 5 番 7 号ひめゆりビル 3 階	098-836-4851	

Ⅴ．最後に

今般、「多重債務者相談マニュアル　～「頼りになる」相談窓口を目指して～」（平成 20 年３月）を大幅に改訂することとなりました。

この間、改正貸金業法が完全施行（平成 22 年６月 18 日）され、一定の効果が認められるに至り、さらに、多重債務者相談に係る地方公共団体内での関係部門の連携や、財務局や関係機関との連携強化等、幅広い観点からの多重債務問題への対応が求められているところです。

このような状況を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」も改訂しました。特に、新たに「セーフティネット貸付け」、「心の問題・心のケア」、「ソフトヤミ金等」などの項目を設け、また、「相談を受ける方へ」の手引きだけでなく、「関係部門等の職員の方へ」の手引きとしての内容を新たに追加し、その中で「連携」について記載するなど、日頃、相談にあたられる職員（相談員）の方と関係部局等の職員の方にとって、世の中の新しい動きも取り入れた実践的なものとなるよう注意を払って作成しました。

本手引きが、多重債務者相談窓口、地方公共団体の担当部門・部署、および外部機関・団体における有機的な連携を促進し、一層の多重債務問題の解決をもたらし、一人でも多くの多重債務者の生活再建につながる一助となることを期待しています。

なお、本手引きは、「多重債務カウンセリング・相談　タスクフォース」の委員による検討を経て、作成されたものです。

【転記・転載について】

本手引きの内容については、できるだけ多くの団体等において利活用いただくよう、転記・転載自由としております。

ただし、転記・転載に際しては、出典の明記をお願いします。

多重債務カウンセリング・相談　タスクフォース

有田　宏美　氏　（NPO 法人女性自立の会　理事長）

上田　　正　　氏　（消費者信用生活協同組合　専務理事）

大塚　淳子　氏　（精神保健福祉士、社団法人日本精神保健福祉士協会常務理事）

禧久　孝一　氏　（奄美市総務部総務課）

生水　裕美　氏　（野洲市市民部市民生活相談室）

菅　美千世　氏　（元　秋田市消費者センター消費生活専門相談員）

竹島　　正　　氏　（（独）国立精神・神経医療研究センター　精神保健研究所

自殺予防総合対策センター長）

高橋　伸子　氏　（生活経済ジャーナリスト）

新里　宏二　氏　（弁護士、日本弁護士連合会多重債務対策本部事務局長）

行岡みち子　氏（グリーンコープ生協ふくおか顧問、同・生活再生相談室顧問）

消費者庁政策調整課

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

内閣府自殺対策推進室

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課